

290

46



* 0037490001 *

0037490-001

290-46

労働者教育資料

協調会・〔編〕

協調会

No. 9-14

昭和2-4

AGF

8. 1. 16

39
75

勞働者教育資料
No.9

勞働者教育施設資料輯録

協
調
會



~~243-758~~

828

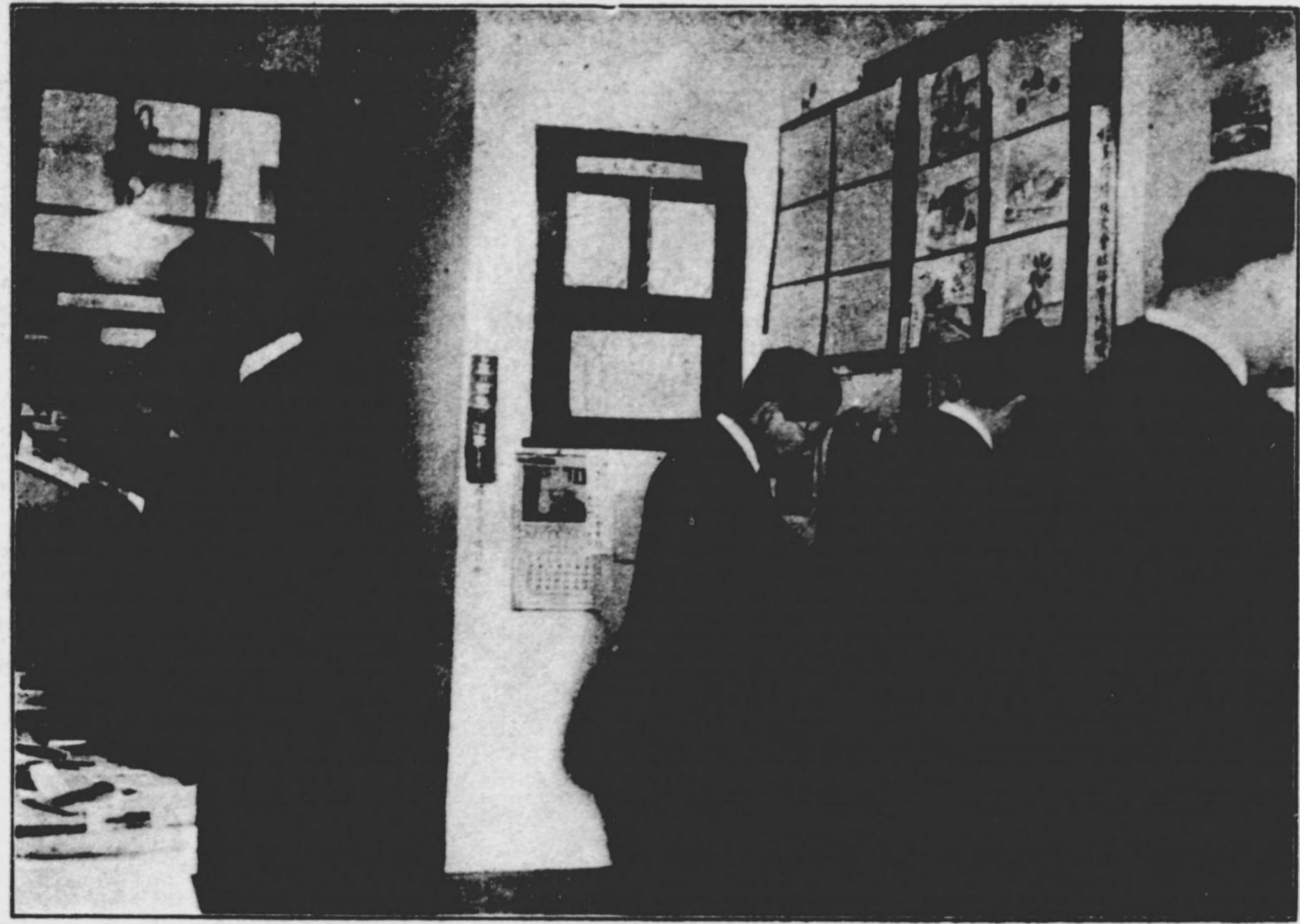


勞働者教育資料
No.9

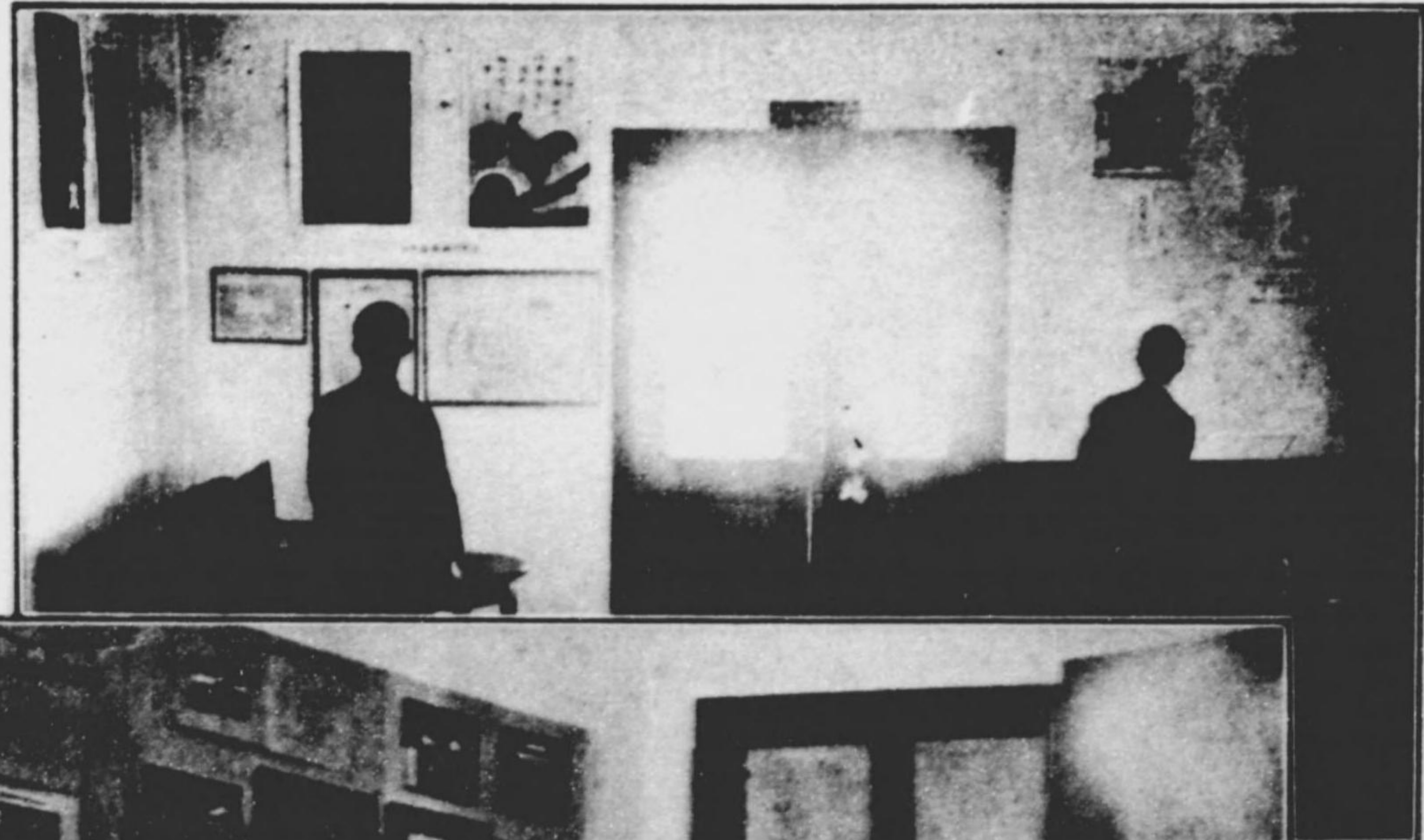
勞働者教育施設資料輯錄

協
調
會





労働者教育資料陳列場



290
46

凡 例

- 一、本年一月労働者教育協議會開催に際し、各地の工場鑛山其他より提出せられたる教育施設資料を陳列して參會者の展覽に供し、得る所頗る大なるものがあつた。
- 二、本編は該資料中より特に主要なるものを輯録して關係當事者の參考に資せんとするものである。

昭和二年五月

協 調 會 教 務 課

目次

口 繪 労働者教育資料陳列場の状況

一 寫 眞

(1) 教育施設

一 東京地方專賣局淺草工場

成人教育講座

二 横須賀海軍工廠

職工教育程度調

三 毛斯綸紡織株式會社

姉妹會

修養會

德行獎賞會

四 福島紡績株式會社飾磨工場

私立學校教室

目次

女工手料理實習
同裁縫手藝稽古
同茶の湯稽古
同生花稽古
同作法稽古
私立學校生徒成績品

五 明治鑛業株式會社赤池鑛業所
洋服裁縫講習會

六 辻紡績株式會社
補習夜學會教室

七 内外綿株式會社第二工場
割烹講習會
菓子講習會
親しみ會

八 大日本紡績株式會社福島工場
就實小學校教室
就實裁縫女學校作法講習
同生花會

九 日本絹燃株式會社
補習學校教室
裁縫教室

(2) ポスター

一 海軍燃料廠採炭部
能率増進
災害防止

二 埼玉縣工業懇話會
災害防止

三 大阪鐵工所
災害防止

四 協調會
災害防止
職工の生活

一一 教育施設資料

一 東京鐵道局大井工場

教育
娯樂

二 門司鐵道局小倉工場

技工講習所	二
工場員講習會	一三
三 海軍燃料廠採炭部	一五
技術員養成所	一五
講演會	一八
諸會合	一八
四 吳海軍工廠	二二
見習職工教育	二二
青年職工訓練科	二五
造兵職工講習所	二五
五 橫須賀海軍工廠	二六
教育綱領	二六
見習職工講習所	二六
六 製鐵所	二六
教育	二六
工場徒弟教育	二六
職工養成所	二六
法制經濟學會	二六
七 明治鑛業株式會社赤池鑛業所	二七
教化施設概要	二七
教育施設實況	二七

補習教育	二七
幼兒教育	二七
標語教育	二七
通俗教育	二七
諸會合	二七
體育	二七
慰安娛樂	二七
祝祭儀	二七
八 住友電線製造所	二九
從業員教化施設	二九
親友會	二九
九 住友伸銅鋼管株式會社	二九
職工講習會	二九
十 神戶製鋼所鳥羽工場	二九
職工養成所	二九
十一 浦賀船渠株式會社	二九
浦賀町立實業補習學校男子部狀況	二九
十二 大日本紡績株式會社福島工場	二九
就實裁縫女學校	二九
就實實業補習學校	二九
就實小學校	二九

修養園福島工場支部 二六

十三 福島紡績株式會社飾磨工場 二八

 教育施設概況 二八

 教育施設實況 二九

 小學教育 二九

 一般工手教育 三〇

 青年訓練 三〇

 技藝教育 三〇

十四 大阪合同紡績株式會社神崎工場 三一

 職工補習教育 三一

 講習講演會 三一

 圖書施設 三一

十五 毛斯綸紡績株式會社 三二

 修養會 三二

 姉妹會 三二

十六 辻紡績株式會社 三三

 補習夜學會 三三

十七 富士瓦斯紡績會社本庄工場 三四

 教育 三四

 小學教育 三四

 補習教育 三四

諸集會 三五

圖書施設 三五

標語 三五

體育 三五

十六 日本絹織株式會社 三六

 工場教化年中行事表 三六

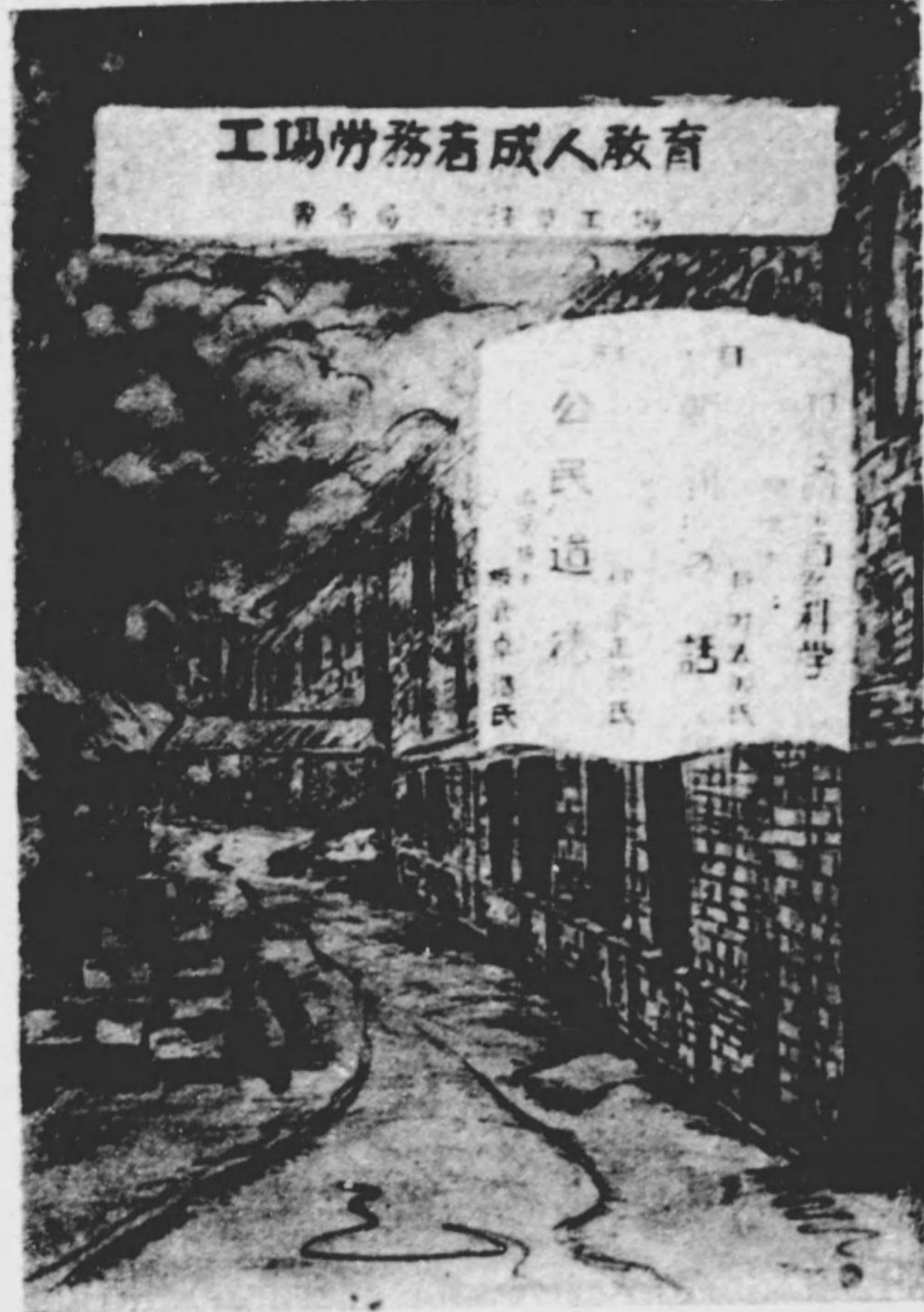
 日本絹織工業補習學校 三六

(一)

寫

眞

一、教育施設
二、ボスタ |



専賣局淺草工場

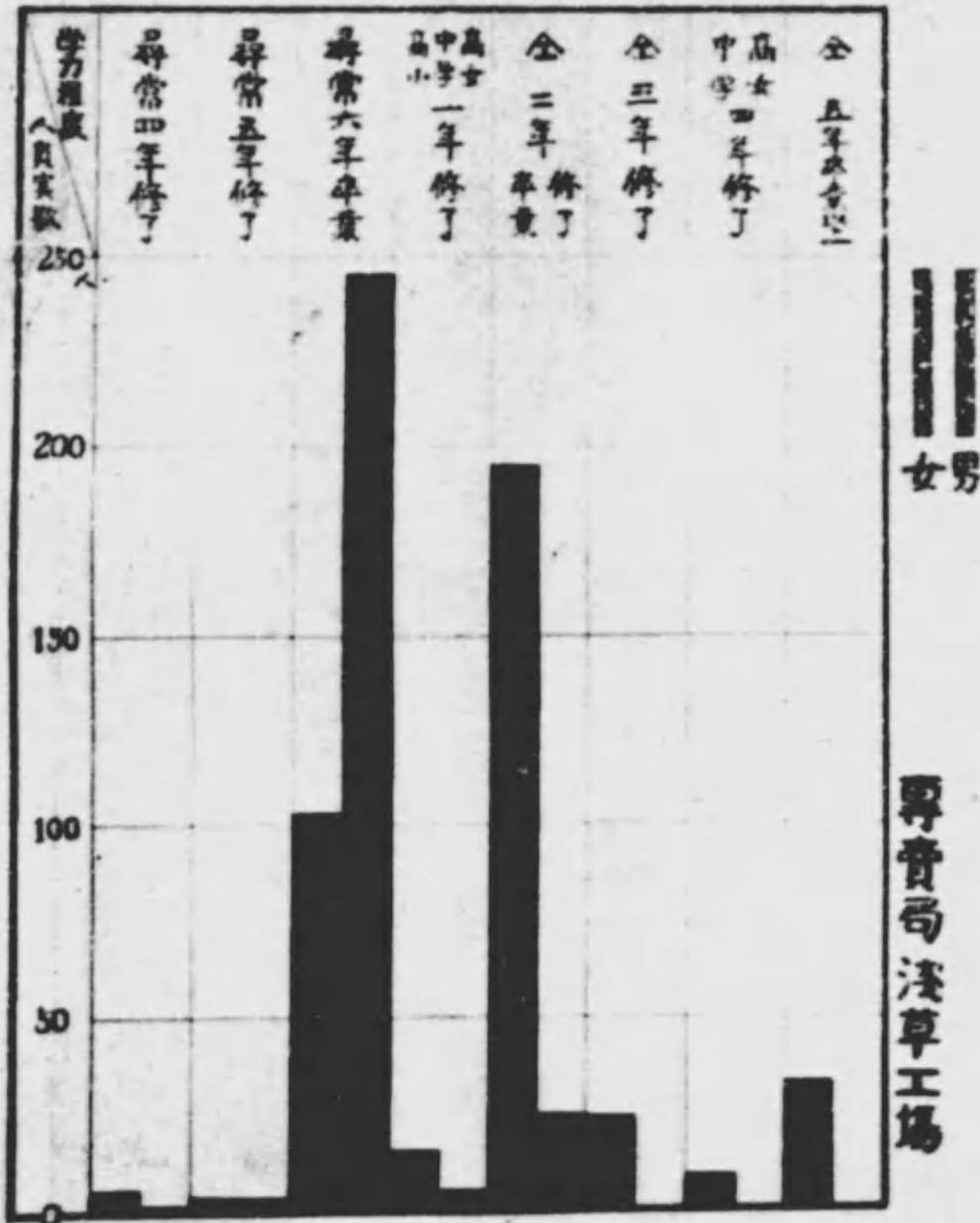


お互に衛生に注意
お互に居室を清潔にせよ
生絲の生命はデニール

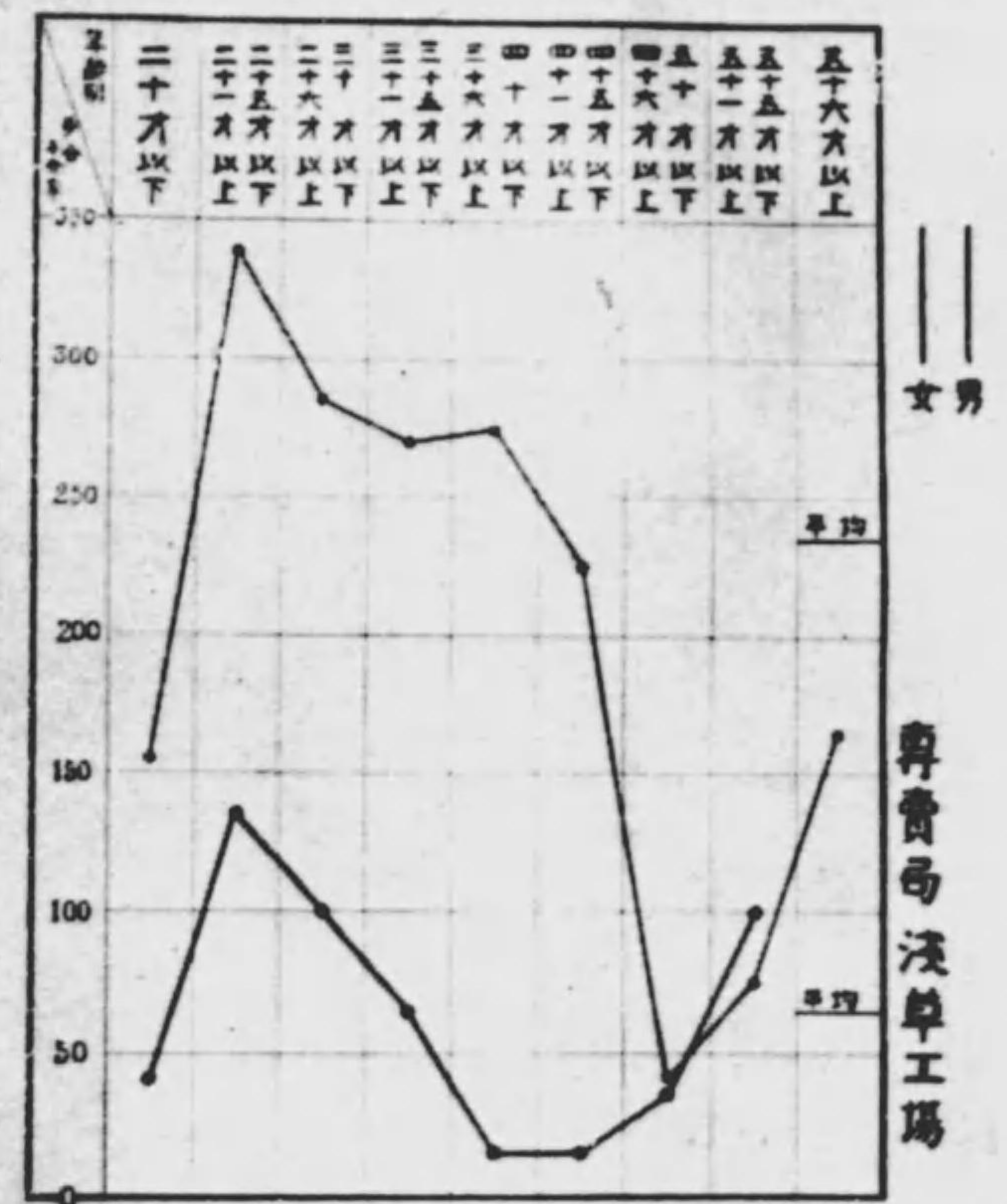
お互に衛生に注意
お互に居室を清潔にせよ
生絲の生命はデニール

上右、左、中、下左、海軍燃料廠採炭部
右下、埼玉縣工業懇話會

成人労働者教育講座に於ける脱離生学力別

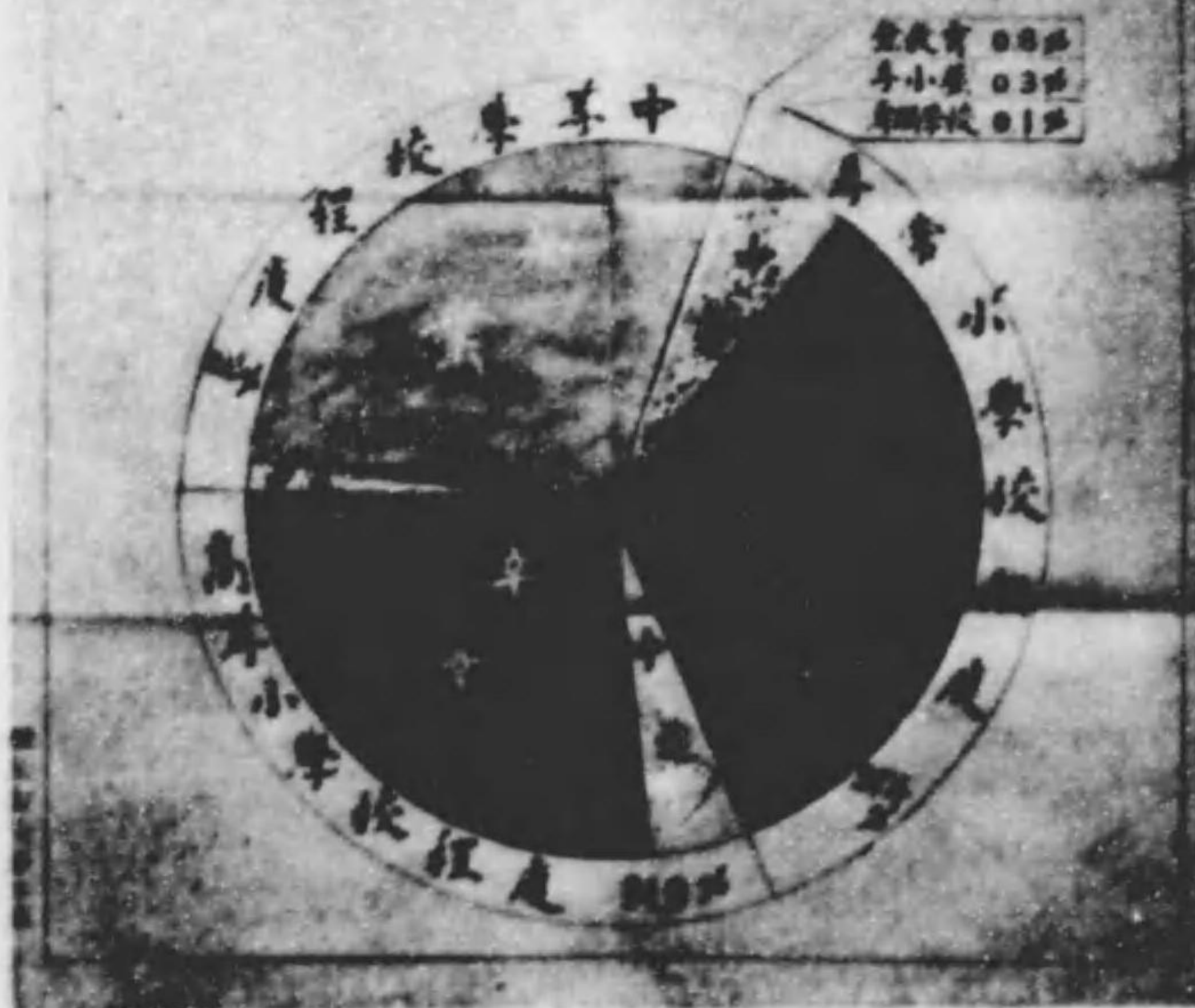


工場従業員に対する成人教育脱離者割合

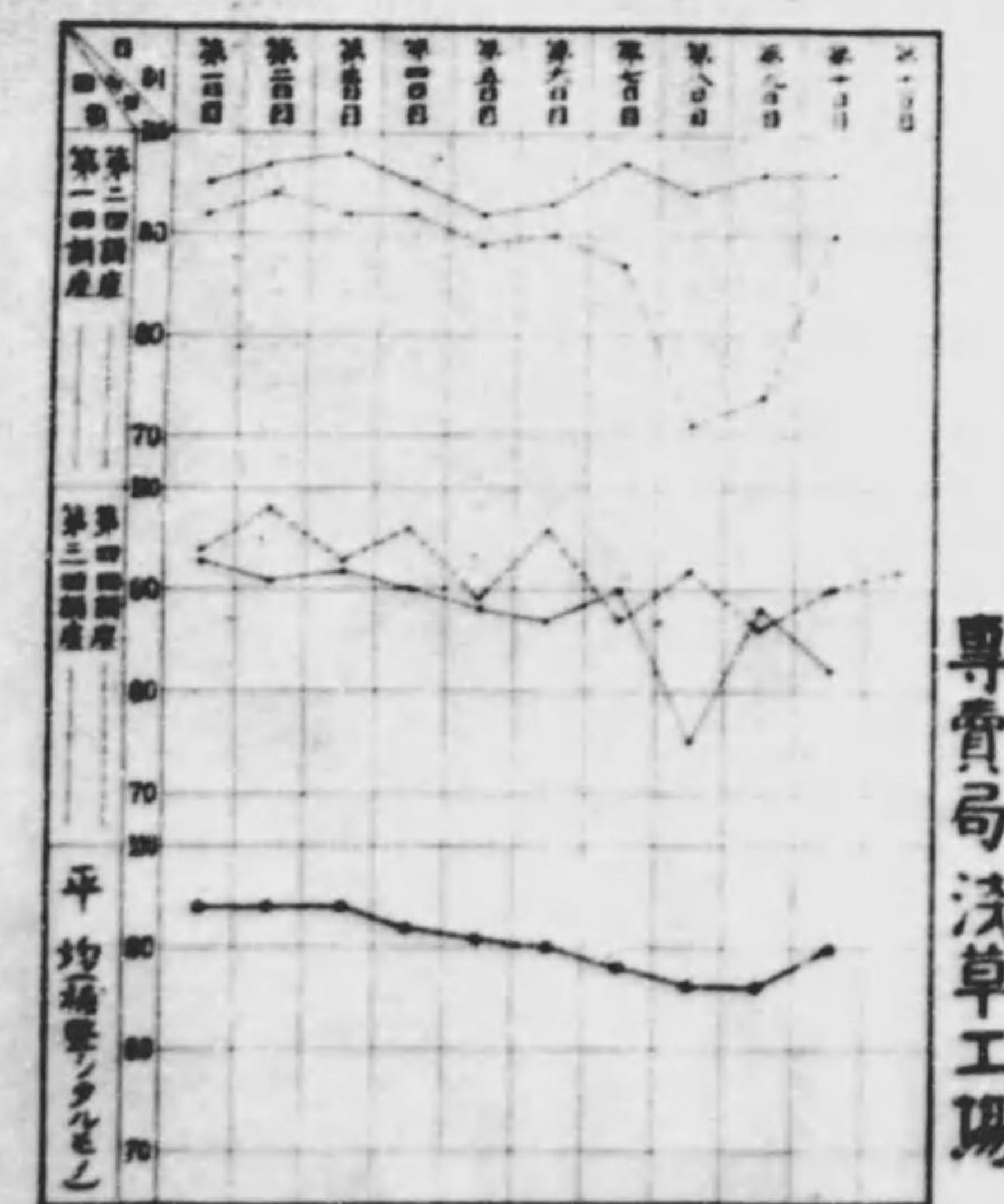


職工教育程度調査

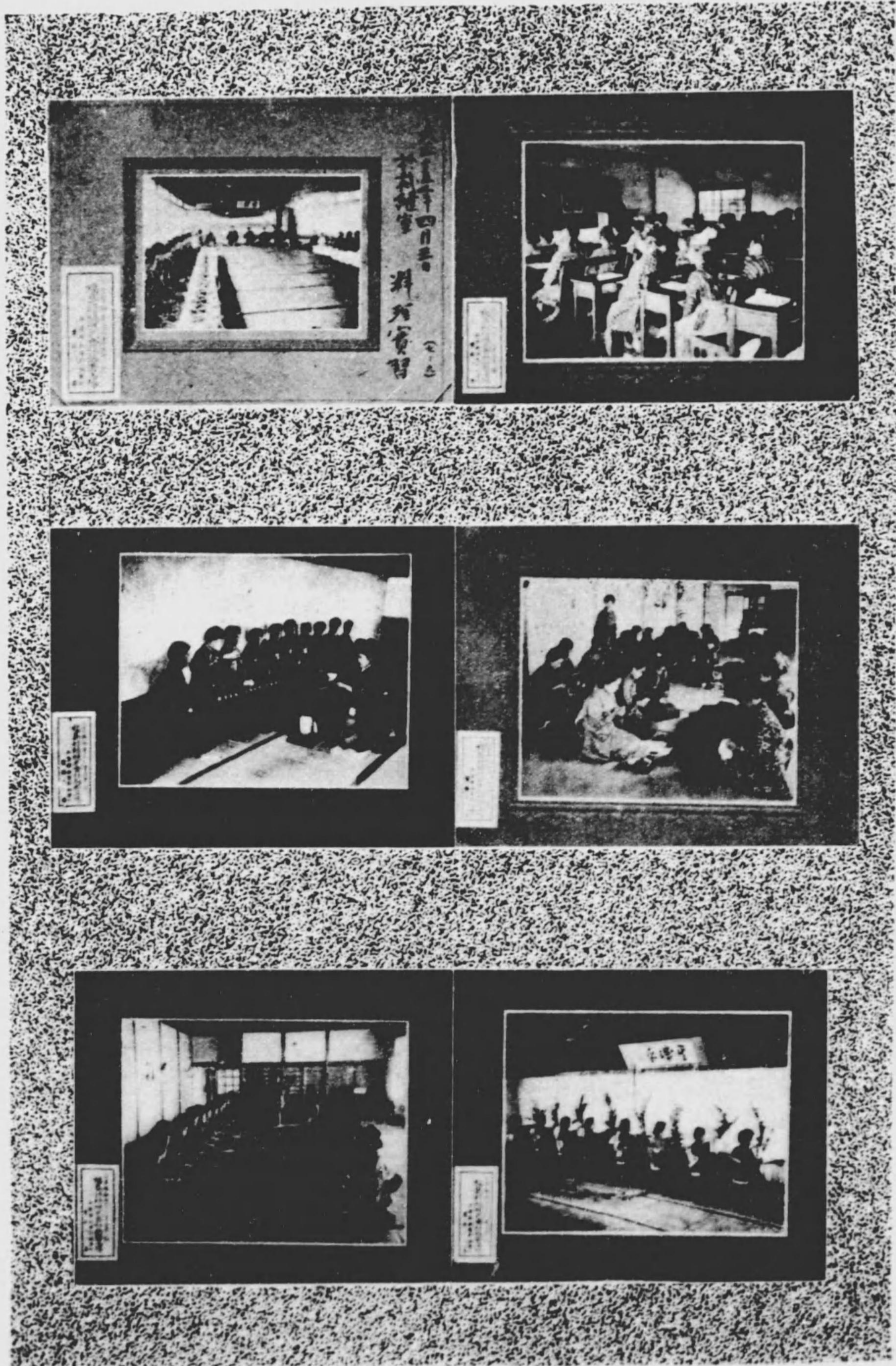
自家	34	27	189	1171	146	836	40	1899	10	435
借家	45	3	211	2166	2581	220	30	2021	10	500
計	77	30	400	3337	404	2762	132	2768	10	935
割合	08	03	40	334	41	278	13	280	01	100



短期成人労働者教育講座に於ける日別出席率



横須賀海軍工廠



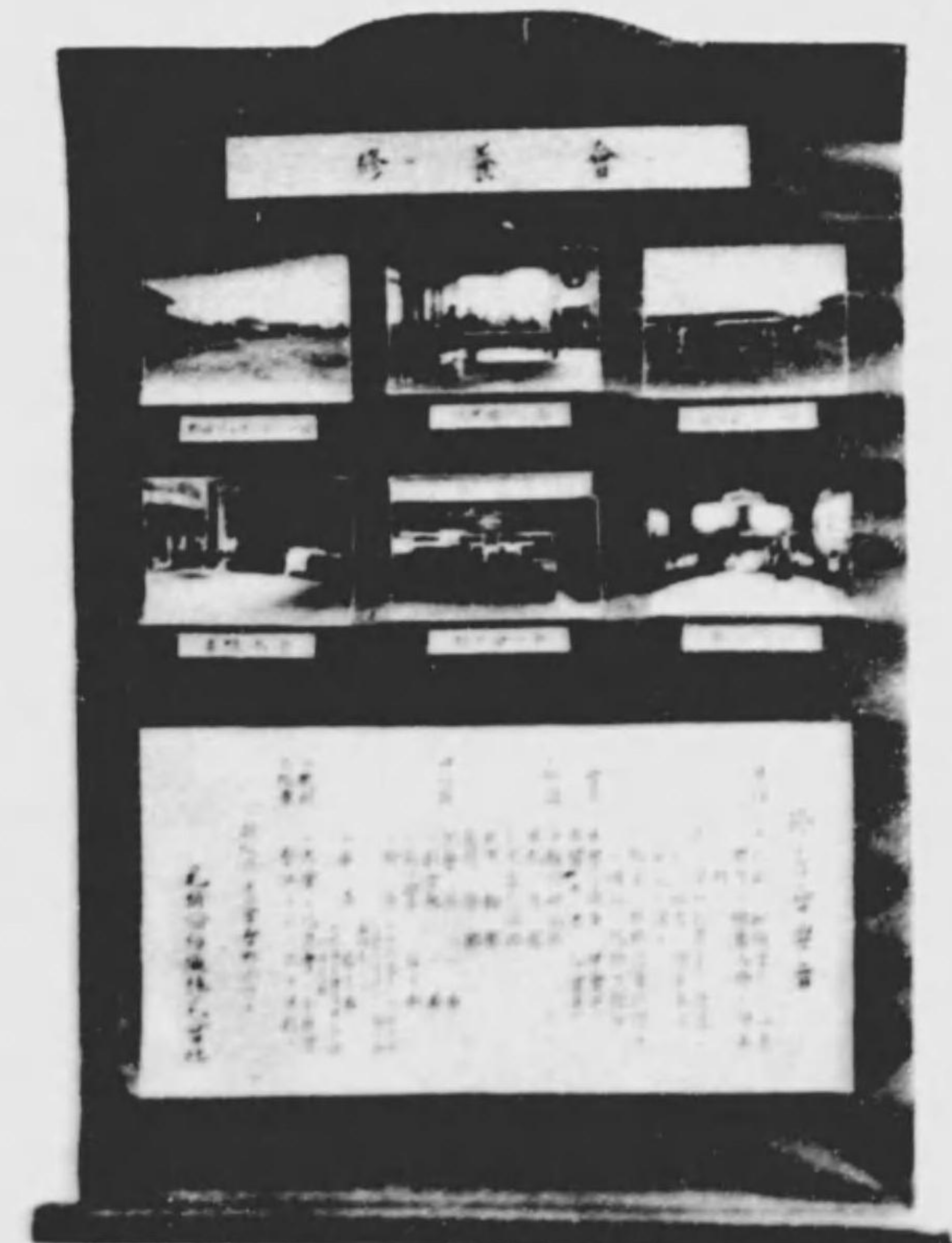
福島紡績飾磨工場

上、女工手料理實習
中、同茶湯稽古
下、同作法稽古

上、工場内私立學校教室
中、女工手裁縫手藝稽古
下、同生花稽古



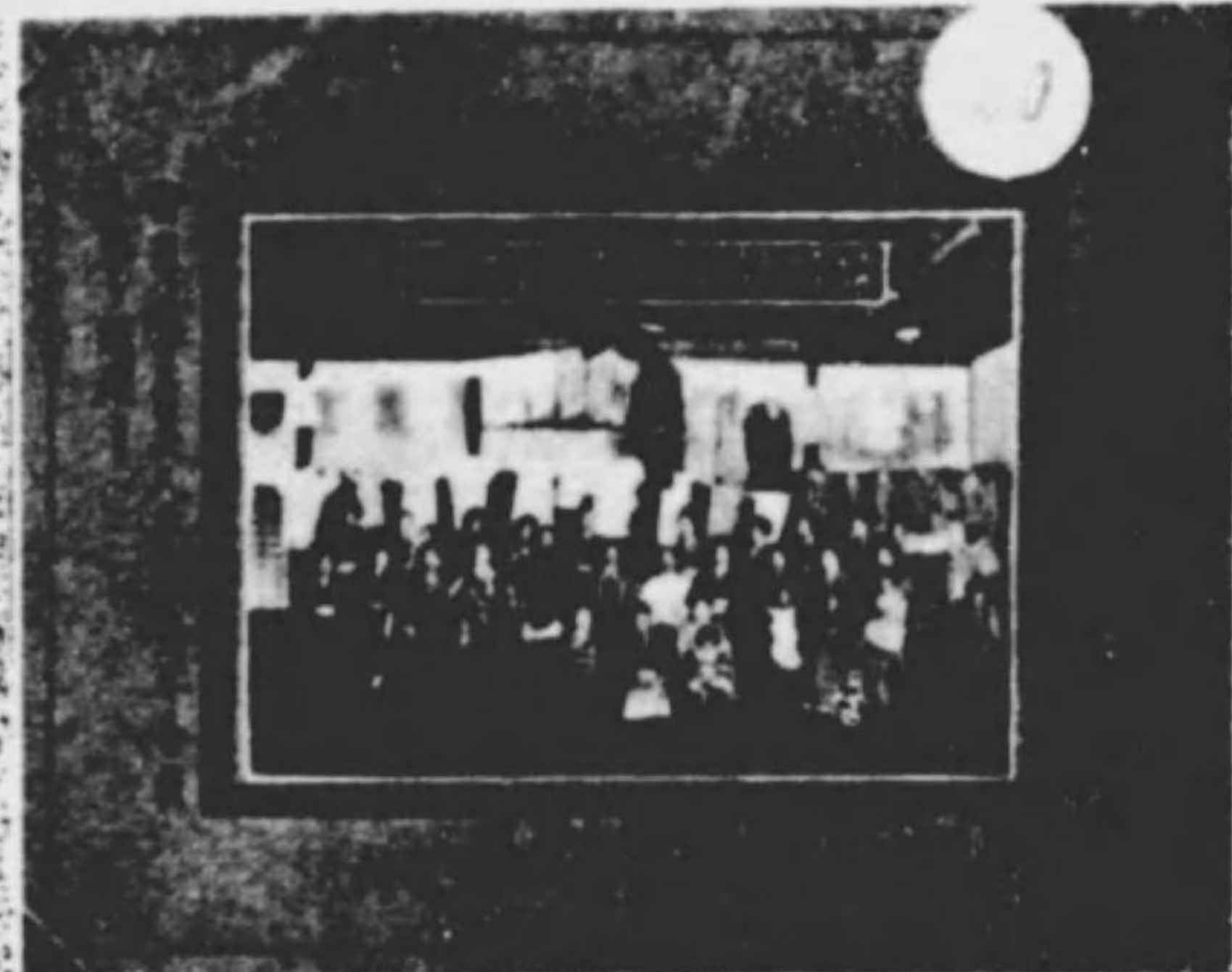
毛新紡織株式會社



左上、辻紡績株式会社（補習夜學會教室）



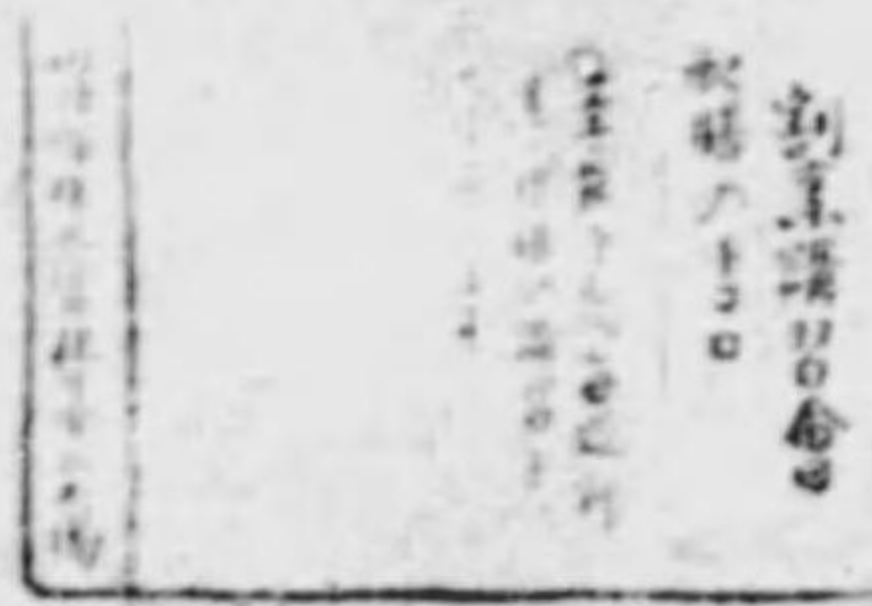
辻紡績株式会社補習夜學會教室



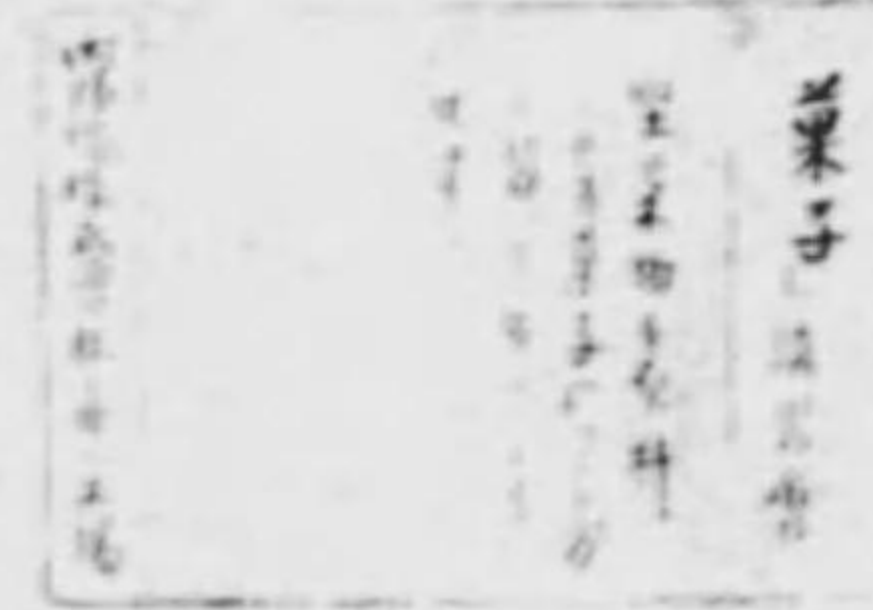
上右、明治織染、赤池織業所（洋服裁縫講習會）



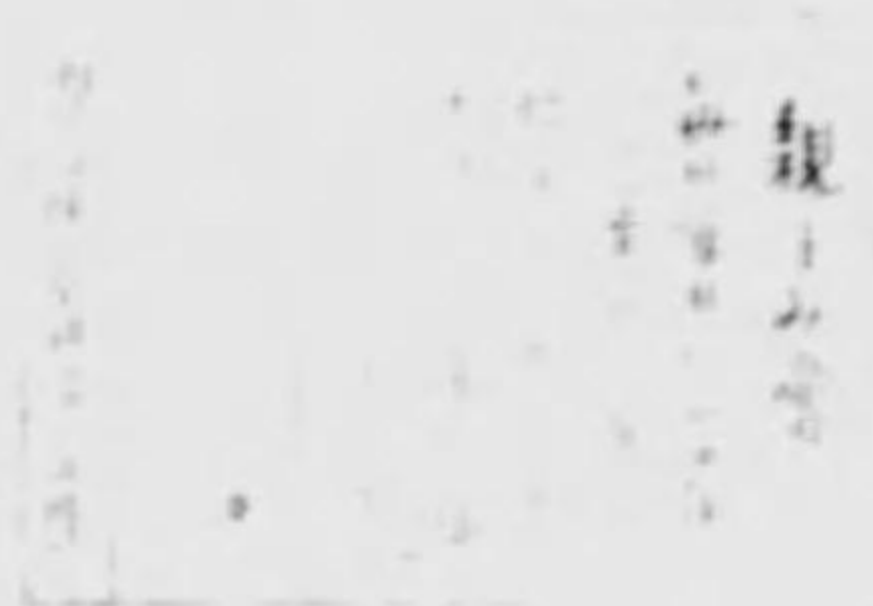
大日本紡績株式會社
東京小學校裁縫坊



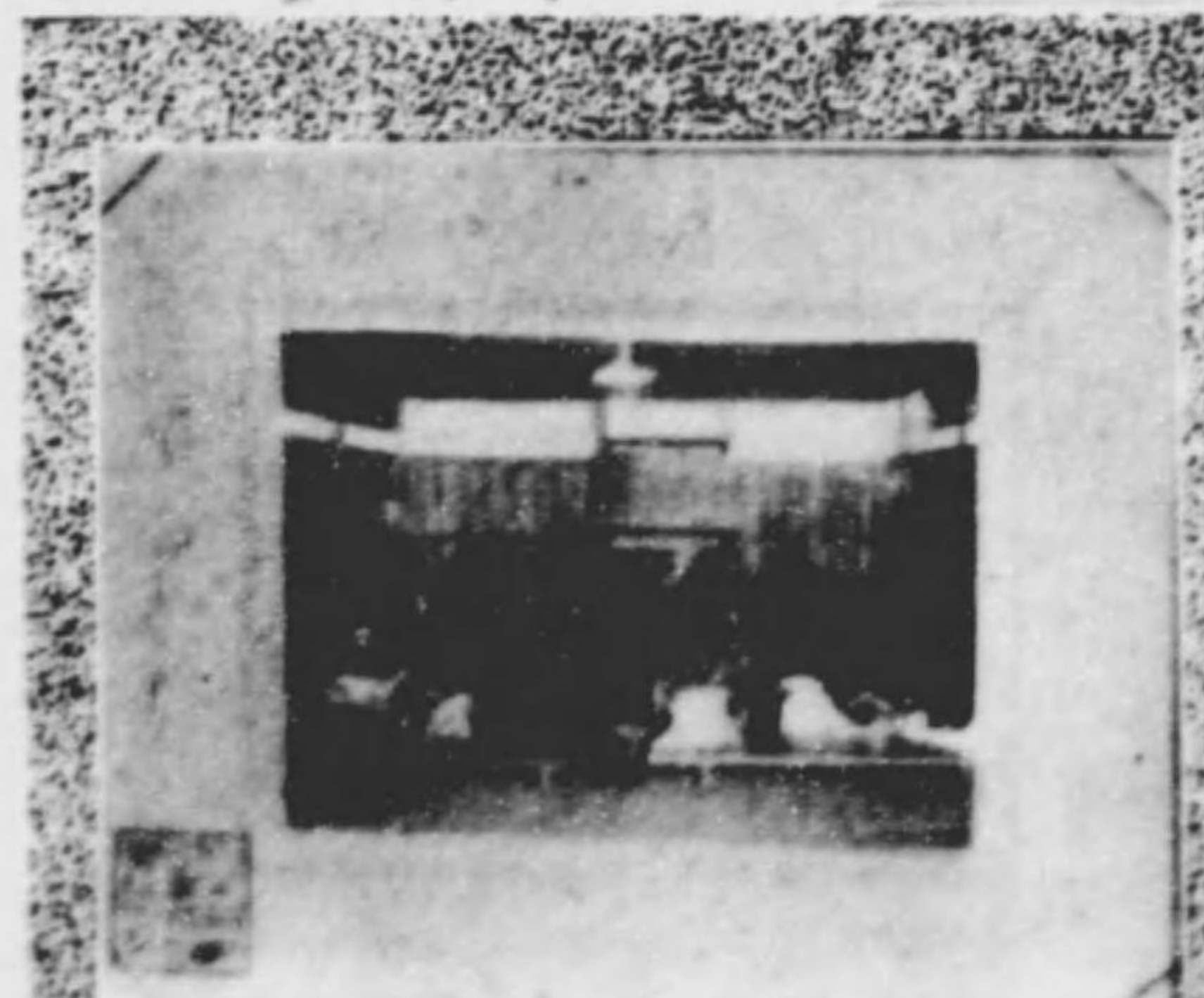
大日本紡績株式會社
東京小學校裁縫坊



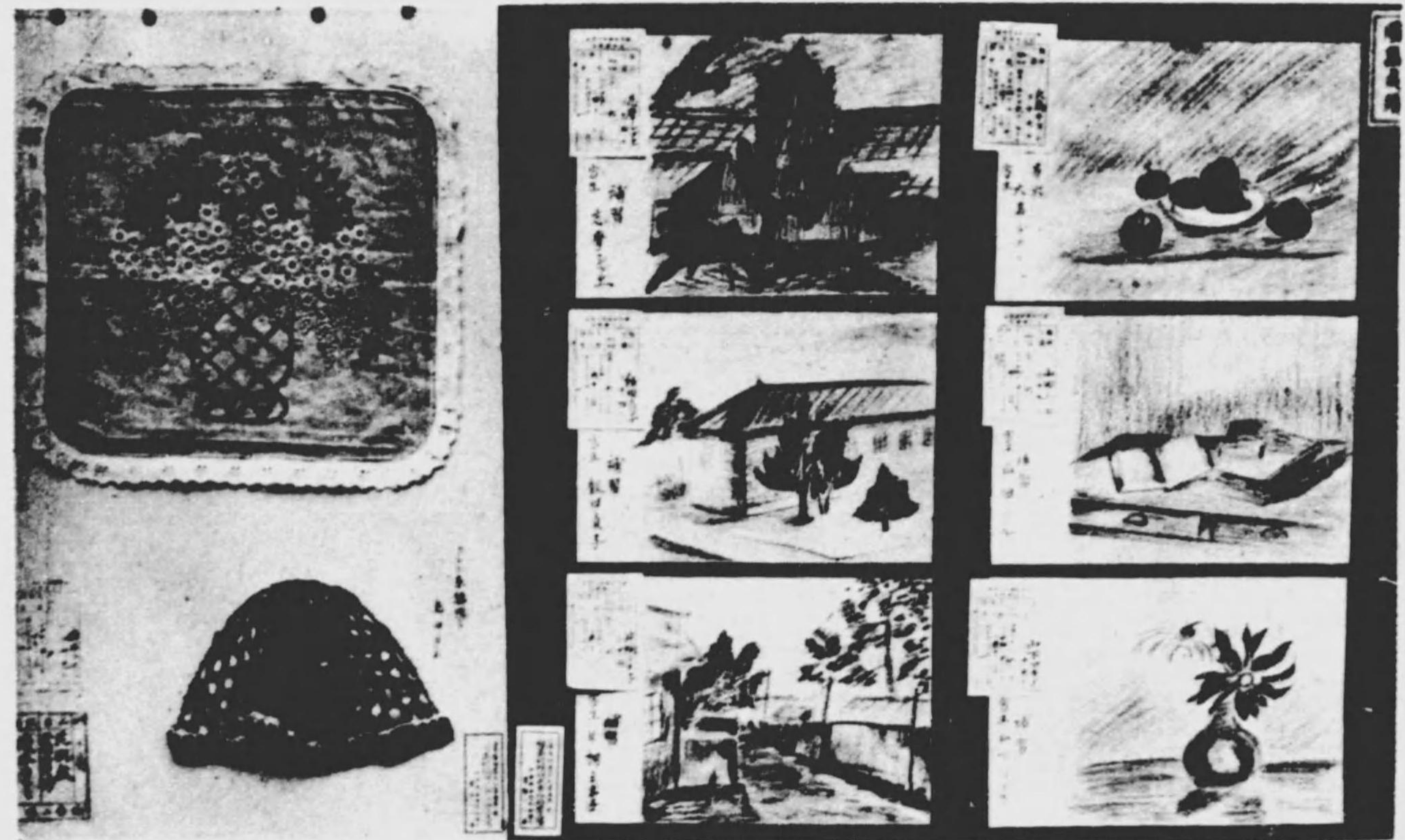
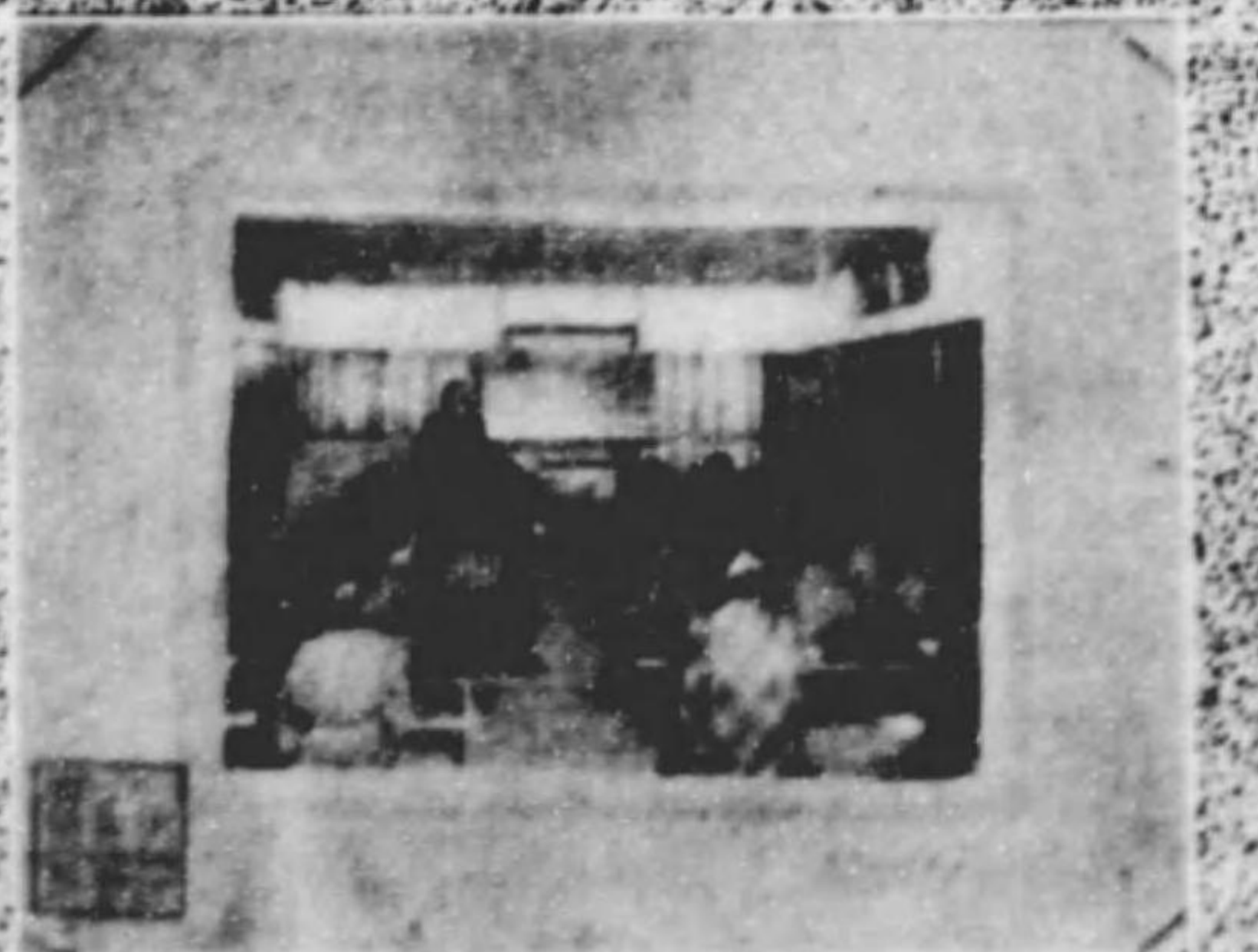
中段左、大日本紡績福島工場



中段右、内外綿株式會社第二工場



下段、日本絹織株式會社（右、補習學校教室、左、裁縫私室）

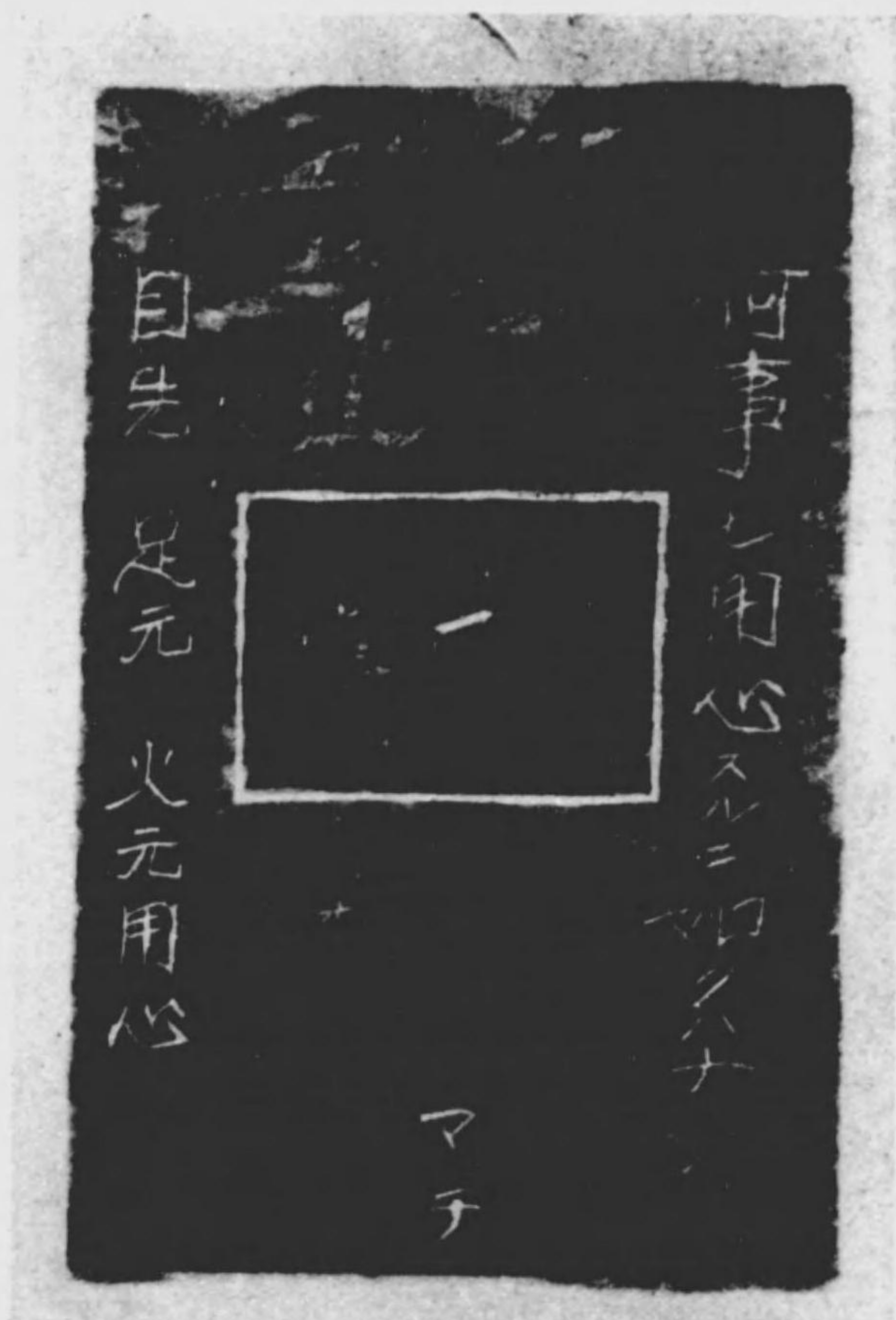


福島紡績飾磨工場
女工手成績品





海軍燃料廠採炭部



海軍燃料廠採炭部

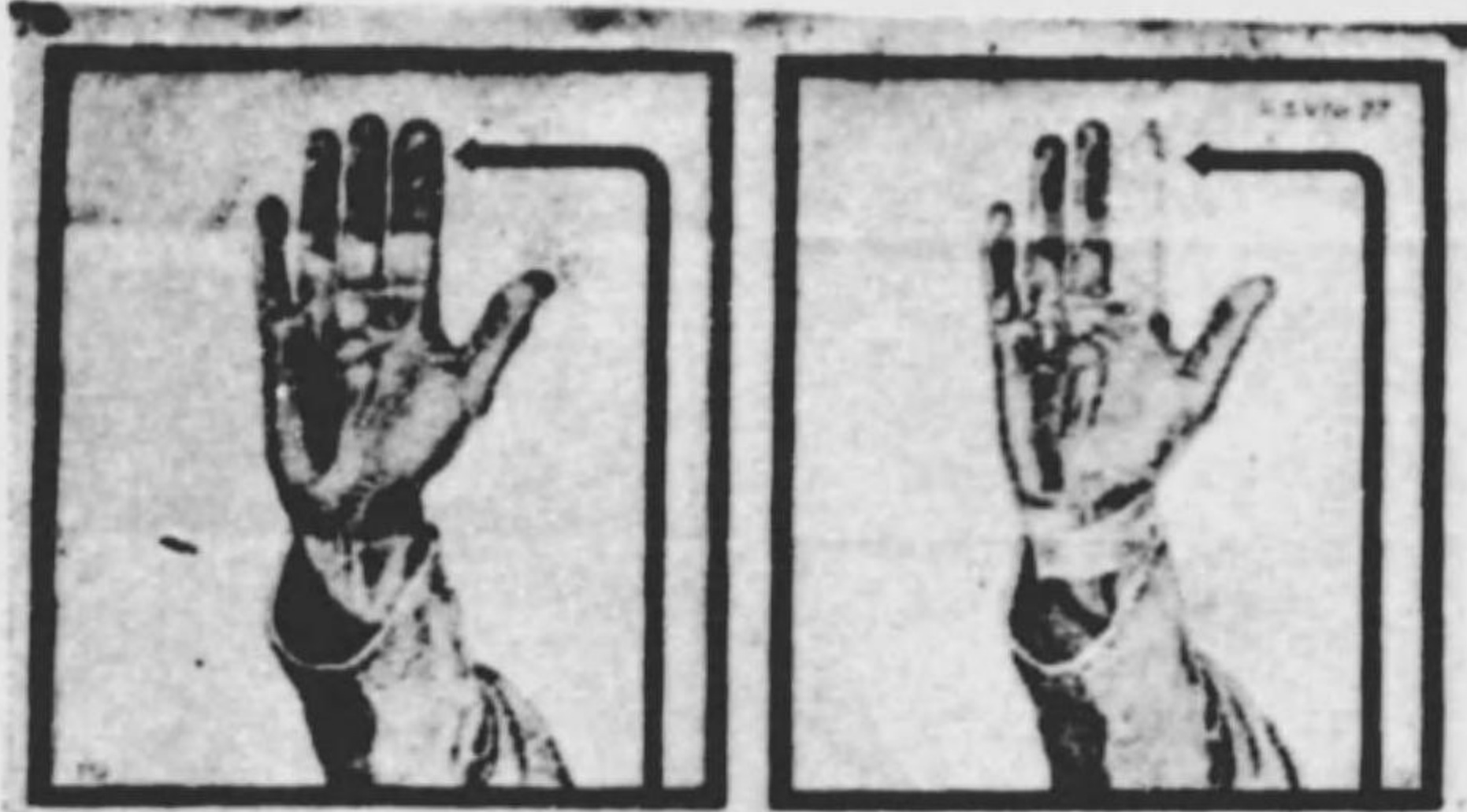


大阪鐵工所

海軍燃料廠採炭部



小さな傷も縛帯せよ



Auch kleine Wunden hatte verbunden!

協調會藏

仕事を積む
上、左、不可、右、その結果
下、左、不可、右、手車に縦に積み



協調會藏

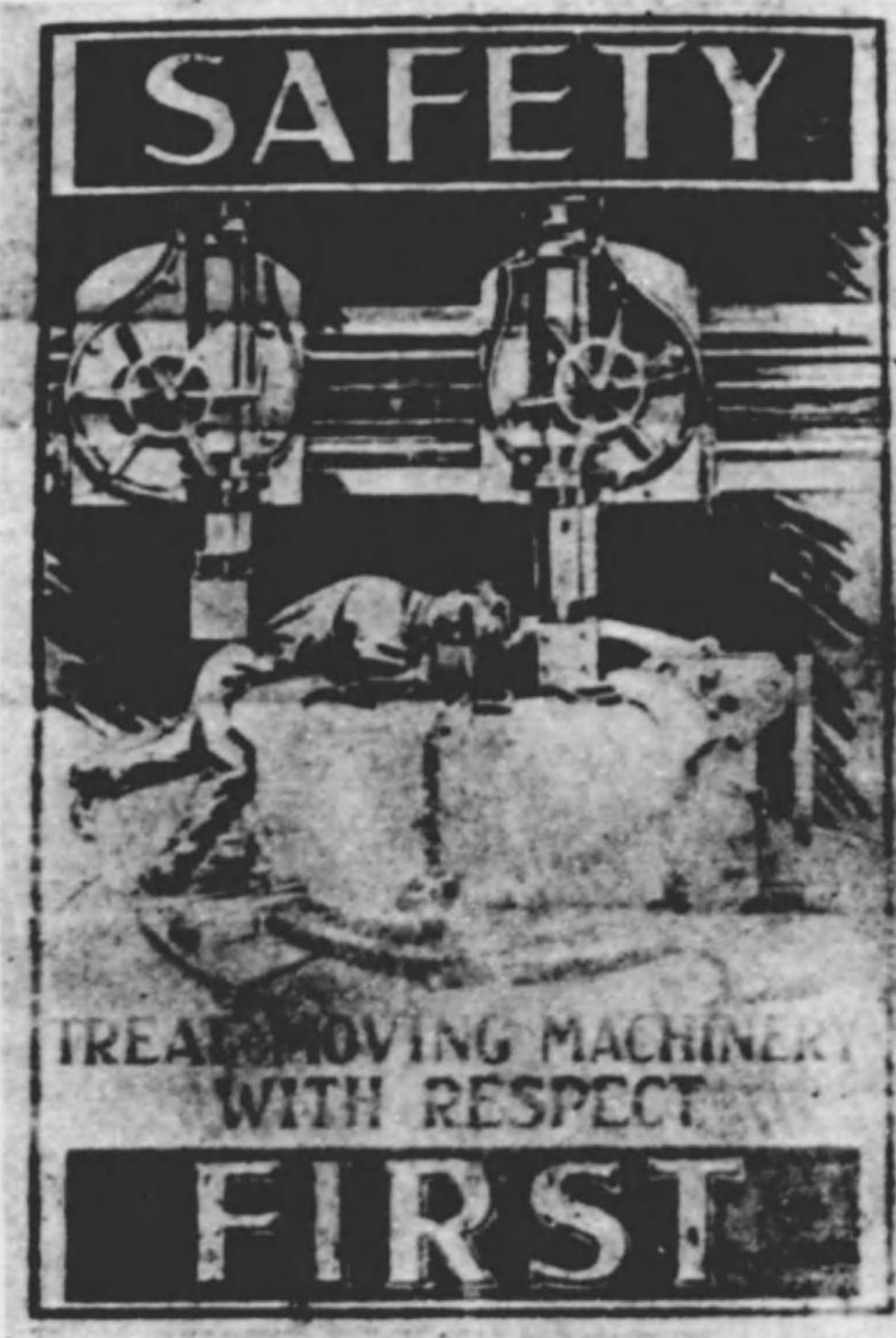
火事!これから始つた



大阪鐵工所藏

安全第一

運轉中の機械を丁寧に取扱へ



大阪鐵工所藏

自ら守れ!引締つた衣服を着けよ



協調會藏

点火するな 石鹼水を用ひよ



協調會藏

注意せよ
溶接作業の時

HAB ACHT

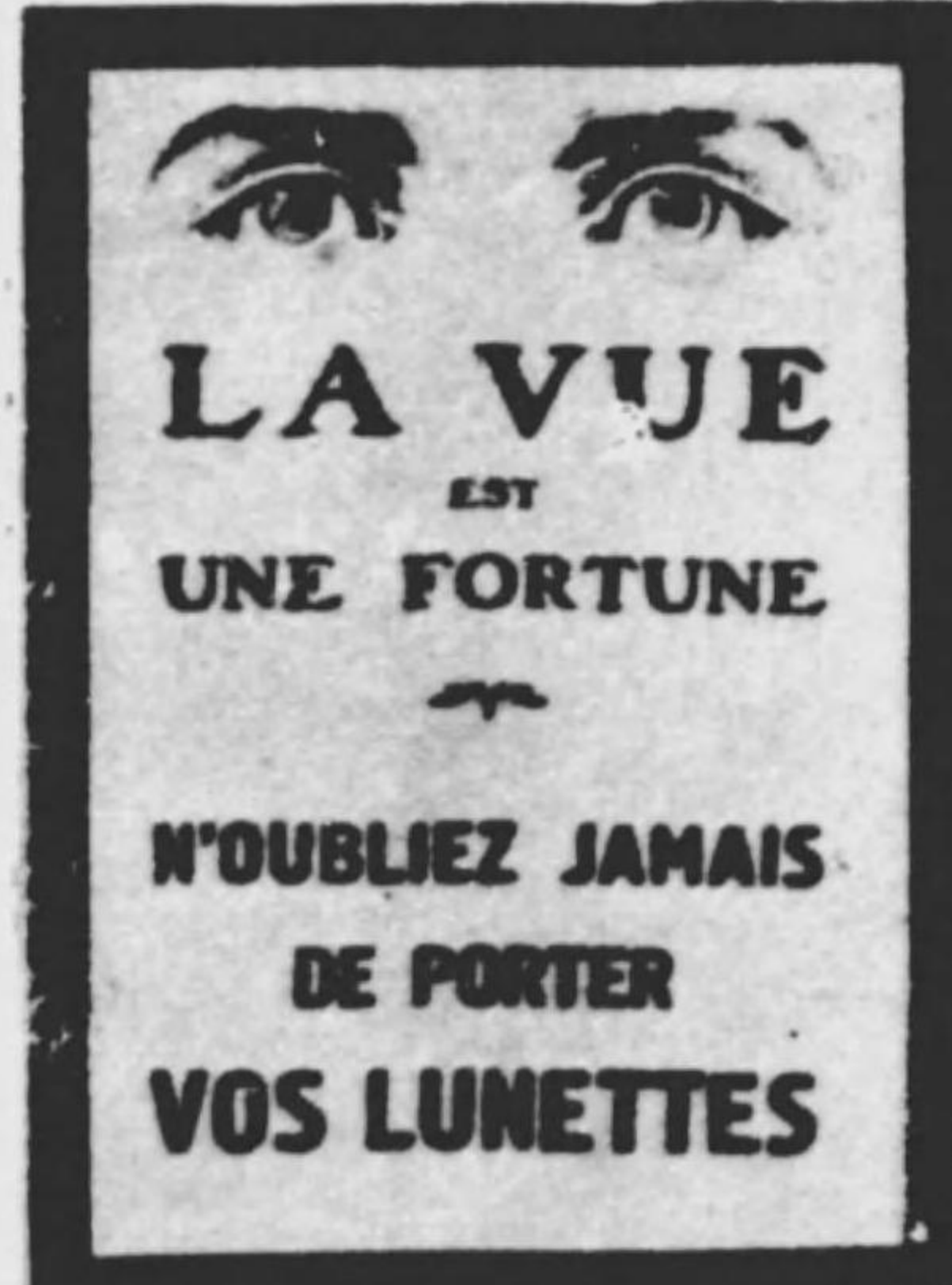


BEI SCHWEISSARBEITEN!

協調會藏

眼は財産なり
眼鏡かける事を忘るな

注意!



協調會藏

注意!
安全装置を應用せよ



協調會藏

大阪鐵工所藏



大阪鐵工所藏

運轉中の機械を掃除するは危険なり

(二) 教育施設資料



協
調
會
藏

英國主義運動 (佛國勞動總同盟)
左 工場内 中 土曜日の午後 右 家庭内



協
調
會
藏

労働時間を短縮せよ (佛國労働總同盟)

長き労働時間は

1. 賃銀を低下す
2. 同盟罷業を増す
3. 結核病を起す
4. 悲憤に陥らしむ
5. 飲酒の因をなす
6. 家族を不幸ならしむ

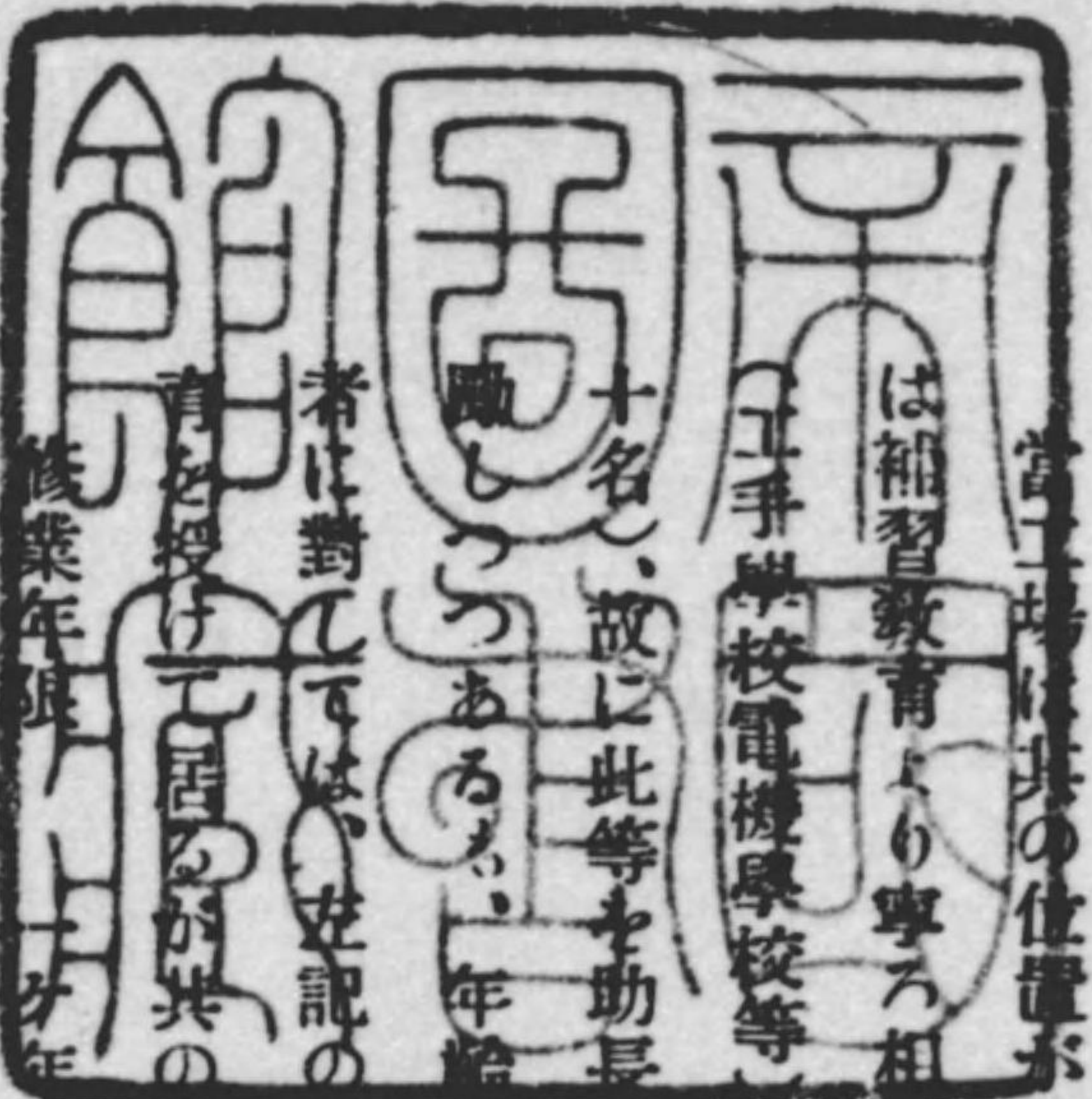
短き労働時間は

1. 賃銀を高くす
2. 同盟罷業を減す
3. 健康を保全す
4. 幸福を確保せしむ
5. 家庭の團樂を得しむ
6. 家族を幸福にす

(一) 東京鐵道局大井工場

(1) 教 育

(イ) 技工講習會



當工場は其の位置が東東市に接近して居るので、年少者は補習教育より寧ろ相當の資格を獲得し得る中等夜學校(工手學校、電機學校等)へ通學を希望する者多し(現在約九十名)、故に此等を助長する方針を以て相當の便宜を與へ獎勵するものがある。年齢其他の關係で通學の機會を逸したる者は對しては、左記の各項に依り技工講習會を設け補習教育を授け、居るが其の成績は可なり良好である。

科 目 英語、電氣、數學、製圖、材料、工業大意
講 師 帝國大學卒業者

時 間 毎日午後四時から五時迄 一時間(給料支給)

試 験 卒業試験を行ひ合格者には卒業證書、其他
東京鐵道局大井工場

には修業證書を授く

成 績 大正十二年開始以來卒業及修業者百名に上

り現に聴講者八十名あり。

(ロ) 講 堂

事務所の一室を技工講習會の講堂と爲しつつあり、約百五十人を收容し得。又臨時の講堂としては技工食堂を充當し約三千人を收容し得。

(ハ) 圖書閱覽

職員集會所の一室を圖書室とし、退廳後従事員の簡覽に便し、且つ貸出制度を設け、一般に讀書を獎勵し、又工場通信を毎週一回發行し、従事員並に家族の教化、思想善導に資す。

(2) 娛 樂

(イ) 俱 樂 部

大井工場俱樂部を設置しあり、従事員千六百人を會員とす。俱樂部は之を庶務、會計、野球、庭球、撞球、碁棋、弓術、スキー、スケート、音曲の十部に分ち、各部に部長並に委員を置き、夫れ夫れ内容の充實を期し、會員の利用に便

(ロ) 遊戯室

遊戯室としては倶楽部の各室を利用し、撞球、ピンポン
碁棋等を爲しつつあり。日々の利用者相當多數に上る。

(ハ) 運動場

體育の奨励は能率増進の要素たるに着眼し、盛に運動競
技を鼓吹しつつあるが、近來従事員の保健状態が著しく良
好となり、缺勤者を激減しつつあり。

(二) 門司鐵道局小倉工場

(1) 技工教習所

(イ) 技工見習規程

第一條 技工見習には鐵道省工場技工教習規程に基き技工たるに
必要の學術技能を授け徳性を涵養し優良なる技工たらしめんが
爲本規程に據り教育す

第二條 技工見習を左の十科を専修せしむ

- 旋盤科
- 組立、仕上科
- 鑄物科
- 製鐵科
- 鍛冶科
- 木工科
- 模型科
- 塗工科
- 調工科

電機科

第三條 各科の修業年限を二ヶ年とす

第四條 各科各學年の教習課程及毎週授業時數左の如し

科目	學年		科目	學年	
	毎週授業時數	課程		毎週授業時數	課程
修身	一		基礎的のもの	一	
諸規程	一		見取圖、 機械製圖	二	
圖畫	三	見取圖		三	
要具	二			二	
數學	一	四則應用		一	
英語	一	發音、譯讀、 習字		一	
車輛	二	車輛構造大 憲及名稱	同上	二	同上
材料	一	平易にして共 通的のもの	同上	二	同上
國語	一			一	
實科	四五	別に定む		四五	別に定む
計	六〇			六〇	

第五條 各科の收容定員は毎學年開始前局長の承認を経て工場長
之を定む

第六條 學年は四月一日に始まり翌年三月卅一日に終る

門司鐵道局小倉工場

第七條 學年を分ちて三學期とし第一學期は四月より八月迄、第
二學期は九月より十二月迄、第三學期は翌年一月より三月迄と
す

第八條 技工見習の休日は工場員勤務時間規程の休日による
但し學科教習は本項の外尙左記該當日を休業とす

夏期 八月一日より八月卅一日に至る

春期 三月廿一日より三月卅一日に至る

第九條 技工見習は左の資格を備ふるものより之を採用す

- 一、年齢十五歳未満の男子
- 二、身體検査並健康診斷規程に合格のもの
- 三、義務教育を了りたるもの

第十條 技工見習を志願するものは所定の志願書類に出身學校の
通信簿を添へ指定の期日迄に差出すへし

第十一條 前條の志願者定員を超過したるときは選抜試験を行ふ
第十二條 技工見習採用せられたるときは七日以内に保證人連署
を以て別紙様式の誓約書を提出すへし

第十三條 技工見習は修業後三ヶ年間は自己の都合により退職す
へからざる義務を負ふものとす

第十四條 技工見習の給額は別に定むる所に依る

教育施設資料

四

第十五條 技工見習には已むを得ざる場合に於ては二時間を限度とし定時外勤務を爲さしむることを得

第十六條 技工見習左の各號の一に該當するときは退職を命ずることあるへし

一、操行不良にして改悛の望なきもの

二、成績不良又は疾病の爲め成業の見込なきもの

三、正當の事由なく屢々欠勤するもの

第十七條 各學年の課程終了は該學年平素の勤惰學科及實科の成績を考査して之を定む

第十八條 前條の考査に合格せざるものは原學年の課程を再修せしむ

第十九條 二學年の課程を終了したるものには卒業證書を授與す

第二十條 成績考査に關する細則は別に之を定む

第二十一條 工場長は監督上必要と認めるときは技工見習の居所を指定することあるへし

第二十二條 技工見習義務年限中已を得ざる事情の爲め退職せんとする場合は其の事情を具し保證人連署を以て願出つへし

第二十三條 本規則に定めなき事項は總て省一般の規程を適用す

誓約書

(保證人は一名は親權者又は後見人とし一名は其土地に於て獨立の生計を營む者とす)

本籍
現住所
戸主との續柄

氏名

年月日

右今般貴局小倉工場技工見習に御採用相成候に付ては諸規則堅く相守り義務年限の勤務を果し可申む勿論貴局奉職中本人の身上に關し事故相生し候節む一切保證人連署を以て其の責に任し御迷惑相掛申間敷候仍て保證人連署誓約書提供候也

年月日

右

本人氏名

保證人氏名

保證人氏名

卒業證書

氏名

年月日

右者當工場技工見習規程に依る科を卒業せしことを證す

年月日

工場長名

(ロ) 實科教習要綱

一、小倉工場技工見習養成規則第四條ノ實科教習課程並ニ其順序別冊ノ通り定ム

二、見習技工は實習中指導者の指揮以外へ作業に従事することを得ず

二、教習指導者は作業の順序及機械器具の取扱に關して特別に懇切なる注意を與へ機械器具の取扱に關し危険の虞ある作業は必ず指導者監視の下に之を爲さしむべし

旋盤

第一學年

第一期

一、機械掃除手入及油差

門司鐵道局小倉工場

二、「スクリーニングマシン」使用

第二期

一、「油類及」カツチング、ルブリカント」の使用法

二、「マンドリル」使用

第三期

一、「尺度及」キヤリパス」の使用法

二、「キアプスタンレース」使用「ボールト」「セツトスクリュ

ー」「スタッド」等製作)

第二學年

第一期

一、「ターレットレース」「キアプスタンレース」「ドリルリ

ンガマシン」使用

第二期

一、「セーピングマシン」「スロツチングマシン」使用

第三期

一、「ブレイニングマシン」「ミリングマシン」使用

二、「調革手入及修繕及」ゲージ」「マイクローメーター」等の使用

法

組立及仕上

五

第一學年

第一期

- 一、機械器具ノ手入及磨キ方
- 二、たかしの使用方(姿勢、「ハンマー」及タガネの種類)
- 三、鑄張ハツリ

第二期

- 一、ハツリ方
- 二、鑄の使用方(姿勢並目鑄の使用方)
- 三、鑄物荒仕上

第三期

- 一、尺度及キアリツパス等の使用方
- 二、ハツリ方
- 三、鑄の使用方

第二學年

第一期

- 一、鑄仕上をなす部分のハツリ方
- 二、中目鑄の使用方
- 三、「ソンドダイス」の使用方
- 四、「ハンドホール」の使用方

- 五、「ハンドタップ」の使用方
- 六、ハツリ方

第三期

- 一、細目鑄の使用方
- 二、「リーマー」の使用方
- 三、「ゲージ」「マイクロメーター」等の使用方
- 四、「スクレーパー」の使用方
- 五、摺合せ及水壓試験
- 六、「キーウエー」油道等の掘り方

第三期

- 一、心出シ
- 二、「ゲージ」「ランププレート」の造り方
- 三、「アッシュユ」「アラス」車軸等の嵌入方
- 四、焼鉄焼入炭素焼

銅工

第一學年

第一期

- 一、「パイプ」の掃除
- 二、「パイプ」に砂の充填

第二期

- 一、「タイヤクラー」「ウォーターパイプ」「サンドパイプ」「ドレーンパイプ」等修理及合せ方

第三期

- 一、「スーパードライエレクト」「ルーパーゲーターパイプ」「ヒーターパイプ」各種「スチウムパイプ」の修理及合せ方

鑄物

第一學年

第一期

- 一、砂落し作業
- 二、砂の調合方手傳
- 三、心型製作

第二期

- 一、稍複雑なる心型製作
- 二、簡單なる生型製作
- 三、真鍮鑄物心型製作
- 四、真鍮鑄採業手傳

第三期

- 一、「パイプ」の型取り及曲げ方
- 二、「パイプ」の型取り及曲げ方
- 三、「パイプ」の型取り及曲げ方
- 四、「パイプ」の型取り及曲げ方
- 五、「パイプ」の型取り及曲げ方

第二學年

第一期

- 一、「パイプ」の型取り及曲げ方

門司鐵道局小倉工場

教育施設資料

- 一、簡單なる眞鍮型製作
- 二、注込作業手傳
- 三、鑄張取り作業
- 四、焼型製作
- 五、鑄込及鑄掛作業
- 六、合金配合手傳

第二學年

第一期 (鑄鐵工場ニテ作業)

- 一、熔解爐修理手傳
- 二、生型製作
- 第一期 (同上)
- 一、「ロームモールドチンク」製作手傳
- 二、複雑なる鑄型の聯合作業

第三期 (同上)

- 一、鑄物の配合手傳
- 二、各種鑄型の製作
- 三、鑄掛作業手傳

製罐

第一學年

第一期

- 一、「チユップクリーナイヤー」、「チユップウエルザングマシン」等の使用及掃除ノ手傳
- 二、鑼の掃除
- 三、「チユップ」取付方手傳
- 四、「ステアー」取除き方手傳
- 五、板金取外し方手傳
- 六、「ハンドハンマー」使用方練習

第二期

- 一、罪齋キ斷方及曲ゲ方手傳
- 二、七磅「ハンマー」使用方練習
- 三、「ボンチング」及「シヤリング」機械使用方手傳
- 四、鐵焼き
- 五、七磅「ハンマー」及鉄鉸「ハンマー」使用練習
- 六、板金焼付の手傳
- 七、「ホールダー」の手傳
- 八、鉄鉸メ手傳
- 九、七磅「ハンマー」及鉄鉸め「ハンマー」使用練習

第參期

鍛冶

第壹學年

第壹期

- 一、「ボールト」及「リマット」製作機械平鋼彈機製作機械調整機械や穿孔及剪斷機械等の掃除及注油
- 二、火床點火の手傳
- 三、燒金ノ「スケール」掃除

第貳期

- 一、七磅「ハンマー」使用方練習
- 二、金燒ノ手傳

第參期

- 一、七磅「ハンマー」使用方練習
- 二、金燒の手傳
- 三、鑄床製作手傳
- 四、彈機製作手傳
- 五、十三磅「ハンマー」使用方練習
- 六、先手見習
- 七、「スチームハンマー」使用方
- 八、鍛工用材料見の積方

第二學年

第壹期

- 一、「テীগダー」及「タンク」の修繕
- 二、薄板物製修工事手傳

第二期

- 一、罪の書き方
- 二、飯の焼き方及び曲げ方

第參期

- 一、鉄紙
- 二、「コーキング」
- 三、「ニウマチツクツール」使用方

門司鐵道局小倉工場

九、鍛冶用具簡單なる手直し

第貳學年

第壹期

一、鍛延作業

二、簡單なる小物火造方

第貳期

一、第壹期に同じ

二、鍛台割の製作方及使用方

三、小物の「アツアツセツナゲ」及鍛台

第參期

一、一般修品の製作及修繕

模 型(木工ハ模型ニ準ズ)

第壹學年

第壹期

一、木工具一般に用途並エ使用法及手入法

二、挽割(一尺乃至一尺二寸整鋸の使用法)

三、納穴(抜き穴にして五分乃至八分鑿の使用法及砥き方)

四、鉋削り(荒削り及中削一枚及二枚使用法及砥き方)

五、曲尺及模型尺の使用法

六、横挽き(八寸乃至一尺横挽鋸の使用法)

第貳期

一、納穴(抜き穴にして二分三分一寸二分鑿の使用法及砥き方)

二、鉋削り(長尺物荒削り及中削り)

三、納穴(より込にして各種寸法)

四、納付(五分以上)

第參期

一、車輛部分品の模型製作

二、鉋削り(仕上鉋の使用法及砥き方)

三、「スクリユエ、ドライバ」使用法

四、墨掛け法

五、木取り法

六、簡單なる模型製作(引型及振型等)

第貳學年

第壹期

一、納付(二分以上)

二、溝鉋側鉋面鉋削付鉋南京鉋(コスリ)等の使用法及砥き方

三、製圖教授と相俟て複雑なる車輛部分の品の模型の製作

を課し精密なる頭腦と圖面の理解力の養成に勉む

第貳期

一、鋸の目立方

二、車輛部分品模型製作及箱類製作

第參期

一、車輛部分品其他の製作及修繕

塗 工

第一學年

第一期

一、塗料調合作業手傳

二、工具の名稱、種類用法並に其手入研究

三、工具類手入作業手傳

第二期

一、修繕貨車塗粧に從事し刷毛使ひ並に塗り方練習

二、修繕貨車塗粧に從事

第三期

一、客車塗粧に從事(洗滌輕石粉研き並に石研き練習)

二、機關車塗粧に從事

「テンダー」及「サイドタンク」内部掃除並に錆落し練習

門司鐵道局小倉工場

「テンダー」及「サイドタンク」錆止塗料塗粧遷移以下走行部掃除並に塗粧

三、遷移車輛制動裝置連結器等附屬金物餘

四、屋根塗粧法

第貳學年

第一期

一、客車塗粧に從事

舊塗料剝離下塗りテール填充

體質塗料石研き色彩塗、仕上塗り

「ツアニツシユ」塗「シエラック」塗

標記等一般塗粧方練習

第二期

一、第一期に同じ

第三期

第一期に同じ

電 氣

第一學年

第一期

一、機械器具の手入及研き方

二、「タガネ」使用方(姿勢「ハンマー」,「タガネ」種類)

第二期

一、鑪の使ひ方(姿勢及荒目鑪の使ひ方)

二、荒仕上げ

第三期

一、尺度及「カリマス」等の使ひ方

二、鑪ノ使ヒ方(中目鑪)

三、「ハンドダイス」「ハンドタップ」「ハンドボール」使ひ方

四、鑪の使ひ方

第二學年

第一期

一、細目鑪の使ひ方

第二期

一、「スウキツナ」及「コミュニテーター」修理及組立

二、客車電燈設置方手簿

第三期

一、簡單なる「アーマチュウアーコイル」ノ修理其ノ他「メー

ター」類の使用及試験

(ハ) 技工見習成績考査細則

第一條 成績考査は之を學期考査及學年考査に分つ

第二條 學期考査は當該學期の成績に依り評定し學年考査は各學期の成績を平均して評定す

第三條 學期試験は第一學期及第二學期に於ては當該學期間履修したる事項に就き之を行ひ第三學期に於ては該學年中履修したる事項の全部に就き之を行ふ

第四條 各學期の成績は評點を以て之を表はし各科目日點を以て滿點とす

第五條 各學期の平均評點は學科總得點に實科得點の二倍を加ひ其和を學科々日數に二を加へて除したる商を以て定む

第六條 學年考査に於て各科目の評點三十點以上平均五十點以上を得たるものを以て該學年の課程ヲ修了したるものとす但れ二科目以下の評點三十點に滿たざるも全科目の平均五十點以上にして實科成績優等なる者は之を修了者とする事を得

第七條 操行は之を甲乙丙丁に分ち行狀普通なるものを乙として評定す

第八條 各學期及學年の成績は別紙様式の通信簿を以て本人及其

保護者に通知す

但し通信簿には評點を略し左記標準に依り申乙丙丁の區別を以て記載するものとす

甲 八〇點以上百點迄

乙 五〇點以上七九點迄

丙 三〇點以上四九點迄

丁 二十九點以下

(2) 工場員講習會

(イ) 工場員講習會規則

第一條 鐵道省職員講習會規程並に門司鐵道局職員講習會細則に基き小倉工場に職員講習會を設置す

第二條 本會は小倉工場員講習會と稱す

第三條 本會は講習生を技術科、技工科の三科に分つ但技工科は之を木工部、金工部の二部に分つ

第四條 各科に於ける講習項目及課程並に毎週の講習時間は別表の通りとす

第五條 各科に於る講習生の定員を左の通り定む

- 一、技術科 三〇人以内
- 一、技工科 八〇人以内

門司鐵道局小倉工場

木工部 四〇人以内

金工部 四〇人以内

第六條 各科の講習期間は四月とし左の區分により毎年二回之を開設す

三月一日より六月末日に至る

九月一日より十二月末日に至る

第七條 各科の講習は毎日各一時間宛とし勤務時間内に於て講授す

但工場の定例休日は休講とす

第八條 考査に關する細則は別に之を定む

(附) 講習時間割

技 術 科		講 習 科 目	講 師	時 數
土	金			
	補 講	一般車輛の大意(機關車)	三 善	一
	工場作業法	工作材料に對する大意	中 島	一
		工作機械器具の大意	石 下	一
		(客車貨車)	丹 下	一
			奥 平	一
			荒 卷	一

(部工木)		科工技		月		曜	
土	金	木	水	火	月	曜	曜
講	習	科	目	講	師	時	數
所屬職場關係車輛大意(客車)				柿本	一		
同 (貨車)				星子	一		
國語				米山	一		
工作機械器具大意 電気				堀田藤	一		
工作材料に關する大意(木工材)				山森寺	一		
料)工場備人心得 補講				藤野米山	一		
				島後藤	一		
米	山						
一							

(部工金)		科工技		月		曜	
土	金	木	水	火	月	曜	曜
講	習	科	目	講	師	時	數
所屬職場關係車輛大意(ホイラ)				山岡	一		
同 (機械)				西岡	一		
國語				米山	一		
工作機械器具大意 電気				堀田藤	一		
工作材料に關する大意(金工材)				山森寺	一		
料)工場備人心得 補講				成重米山	一		
				島後藤	一		
米	山						
一							

(口) 工場員講習會成績考查細則

第一條 講習會に於て履修したる事項の終了成績を判定せんため成績考查を行ふ

第二條 成績考查は筆答試験とし講習期間履修したる科目に付之

を行ふ

第三條 各科の成績は左記標準により甲、乙、丙、丁の評語に分ち之を定む

- 甲 八〇點以上
- 乙 五〇點以上
- 丙 三〇點以上
- 丁 廿九點以下

第四條 成績評定に於て三科目以上丁あるもの及缺席多數にして修了を認め得ざるものは不合格者とし然らざるものを合格者とする

第五條 合格者に對しては講習終了證書を授與するものとする

第六條 不合格者は次期講習會に於て更に履修せしむることあるべし

附則

講習會講生に付きては成績考查を行はざるものとする

(三) 海軍燃料廠採炭部

(1) 技術員養成所

技術員養成所は當部従業員及其子弟に必要な専門の學術を授け、以て智識の向上を圖り、社會に貢献せしむべく大正九年四月創立。爾來五回に亘り、三十五名の卒業生を出せり。

卒業生は實務に就き研究せしめ、優秀なる者は拔擢して當部掛員となせり。目下掛員として實務に従事せる者、技生一名役手二十名を算し、社會に活躍し、相當實績を挙げつゝあり。

- 第一回卒業以降の人員を示せば左の如し
- 第一回卒業生 六名 大正十一年三月卒業
- 第二回 八名 大正十二年三月卒業
- 第三回 七名 大正十三年三月卒業
- 第四回 一名 大正十四年三月卒業
- 第五回 三名 大正十五年三月卒業
- 計 三十五名

海軍燃料廠採炭部

技術員養成所規則

第一章 總 則

第一條 本所は鑛業に關する一般の學術技術を教授する所とする

第二條 本所に左の學科を置く

- 採鑛學科
- 機械學科

第三條 各學科の修業年限は二箇年とし豫科一ヶ年本科一ヶ年とする

第二章 學科課程

第四條 各學科の學科目及每週授業時數左の如し

學科目	學期		
	第一學期	第二學期	第三學期
修 身	一	一	一
國 語	二	二	二
漢 文	一	一	一
英 語	三	一	三
代 數	四	四	四
幾 何	二	二	二

物理	二	二	二
化學	二	二	二
製圖	一	一	一
計	一八	一八	一八

本科

科目	學期		
	第一學期	第二學期	第三學期
英語 (文法及翻譯)	二	二	二
代數	一	一	一
幾何及三角	二	二	二
物理化學	二	二	二
地質及探礦	探礦科 四	四	四
力學及探礦 機械	二	二	二
材料及工作	機械科 四	四	四
測量	一	一	一
製圖	探礦科 二 機械科 二	二 二	二 二
計	探礦科 一八 機械科 一八	一八 一八	一八 一八

備考 必要に應じ特別講義をなすことあるべし

第三章 學年學期及休業

第五條 學年は四月一日に始まり翌年三月二十九日に終る

第六條 學年を分ちて三學期とす

第一學期 自四月一日 至 八月三十一日

第二學期 自九月一日 至 十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至 三月二十九日

第七條 休業日は左の如し

一、日曜日

一、大祭祝日

一、春期休業 自三月二十五日 至 四月七日

一、夏期休業 自七月三十日 至 九月十日

一、冬期休業 自十二月二十五日 至 翌年一月七日

但し日曜日は事業の都合上變更することあるべし

第四章 入學、在學、停學及退學

第八條 入學は學年の始とす

第九條 入學を許すべき者は志望鞏固、品行方正にして左の諸條に該當し且學力檢定、合格身體強壯のものに限る

一、高等小學校卒業若くは之と同等以上の課程を修めたる男子

但し部に於て受けたる處分期間は當然停學を命ぜられたるものとす

第五章 修業及卒業

第十七條 各學期の成績は各學期中學業の成績及其勤怠を考査して之を定め學年の成績は各學期の成績を綜合して之を定む

第十八條 第十七條の考査に合格せざる者は(第一項ノ内一二學期に限る)次學期の始めに於て原級の課程を再考査することあるべし

第十九條 本科の課程を修了したる者には卒業證書三號書式を授與す

第六章 入學手續
第二十條 入學檢定は毎年三月之を行ひ四月上旬入學せしむ

第二十一條 入學檢定を受けんと欲する者は第十一條の願書に履歴書を添え各坑事務所を経て提出すべし募集期日には其都度各坑に掲示す

第二十二條 入學檢定は左の科目に就き之を行ひ合格者には口頭試問を課す

國語(讀方、綴方)

一、當部従業員又は其子弟たる者

第十條 試驗檢定は高等小學二年卒業程度により之を行ふ

第十一條 入學を願ふ者は第二條に掲げたる學科中志望學科を定め入學願書(一號書式)を差出すべし

第十二條 入學を許可せられたる者は保證人連署の上在學證書(二號書式)を差出すべし

第十二條 生徒の服装は各自の隨意とし別に之を一定せず

第十四條 病氣又は已むを得ざる事故の爲退學せんとむる者は其事由を詳記し保證人連署へ上願出べし

第十五條 左の諸條の一に該當する者は退學を命ず

一、性行不良にして改悔の見込みなしと認めたる者

一、成業の見込みなしと認めたる者

一、甚しく課業に怠慢なる者

一、傷疾を受け又は疾病に罹り將來技術員たるに適せずと認めたる者

一、部に於て不都合解備の處分を受けたる者

第十六條 所則又は示達を犯したる者師長の訓諭に服膺せざる者

其他生徒としての本分を喪ひける者は其輕重に従ひ戒飭

を加へ若くは停學退學を命ず

遊軍燃料廠探炭部

算術
理科

以上三科目

第二十三條 檢定に合格し入學を許可せられたるものは拾日以内に第十二條の在學證書を提出すべし

(2) 講演會

(イ) 作業講演會

労働者の無智放縱より受くる肉體的經濟的の打撃を軽減するを目的とす。

開催日 第一回は大正十五年四月にして以後毎月適當する日を撰定し會堂を會場として開催す

講演者 當部上級職員
演題 作業能率増進
災害防止
労働者に必要なる法律命令等

(ロ) 精神講話

労働者は其の作業の性質上、精神的放漫に陥り易き傾向あり

るを以て作業講演會と相俟て精神的教化を圖らん

沿革 大正十年當部従業員(主として役員)佛教研究會を起し、高德の師を招待し、時々法話を聴き精神向上を計りたるが大正十一年研究會を修養會と改む此頃より布教師の奉仕的派遣により、殆んど毎月一回労働者役員共に布教師の精神修養並に信仰に關する講話を聴聞す。

會場 會堂又は集會所

(ハ) 説教

日時 定例 日曜日各土曜日 臨時 年二回乃至四回

講師 説教所主又は臨時に高德の僧を聘す

演題 精神修養、信仰百題

場所 炭坑附近に適當なる空地を貸與し、附近村落の寺院の分院を設け説教所に充つ

説教所主は兼て炭坑に於ける弔祭の儀を掌るものとす

(3) 諸會合

(イ) 體育會々則

第一條 本會に海軍燃料廠探炭部體育會と稱し會員の體育を重んじ心身の練磨を爲すを以て目的とす

第二條 本會々員は海軍燃料廠探炭部職員及従業員中の有志者とす

職員及従業員は家族は狀況に依り之を會員となすことを得

第三條 本會に左の各部を置く

- 庭球部
- 野球部
- 武道部
- 相撲部

前各號の外會員合同し隨時陸上及海上運動を行ふことあるべし

第四條 本會に左の役員を置く

- 會長 一名 探炭部長
- 監督 一名 前任探炭部々員
- 部主任 各部 一名 會長指定の高等官又は列任官たる會員

幹事 各坑名部若干名 會長指定の會員

海軍燃料廠探炭部

第五條 本會の經費は作業費、共濟會補助金及寄附金を以て之を支辨す

但し各部の必要に依り其部會員より會費を徴收することを得

第六條 各部主任は其部細則を定め會長の承認を得て之を實施すべし

(ロ) 海鑛會々則

一、本會を海鑛會と稱す

一、本會は會誌「新原」を發刊す(大正十二年二月創刊)

一、本會は探炭部關係者を以て組織し會員を左の通とす

イ、賛助會員

ロ、正會員

ハ、準會員

一、賛助會員は探炭部關係高等官同待遇者とし正會員は探炭部従業員とし準會員は當部従業員にして特に認めたるもの

一、目的會員相互の修養並研究心を刺戟し思想の融和善導常職の涵養を計り服務に興味を感ぜしむるを目的とす

一、本會發行會誌の内容左の如し

論 説

文藝

雑録

並統計表（附録）

一、本會に左の委員を置く

監督 若干名

會長 一名

理事 四名

會計 一名

庶務 五名

一、監督は當部高等官にして編輯、會計、其他會務を監督す

一、會長は會務を總轄す

一、理事は編輯其他事務に従事す

一、會計は會計事務に従事す

一、會計は會計事務に従事す

一、庶務は本部二名及各坑一名宛

一、會長は理事會に於て互選す

一、理事は正會員の選舉を以て選任す

一、會計庶務は會長の指名に依る

一、庶務は雜誌配布、會費の取立て、原稿の受付等の事務に従事す

す

一、會長の任期は滿三ヶ年、理事、會計、庶務の任期は滿二ヶ年

す

一、本會々費は左の通りとす

判任官同待遇者以上 一ヶ月金十五錢

雇 傭 人 一ヶ月金十錢

役手及準會員 一ヶ月金五錢

一、會費は毎月二十二日若しくは二十三日とす

一、本會は篤志家の寄附金を受くる事を得

一、會計報告は年二回又は一回（六月、又は十二月）委員會の審議を経て會誌に掲載報告す

一、會費領收證は別に發せず會誌配布を以て之に代り

一、本則は委員會の協賛を経て改廢補足をなすことを得

（ハ） 共濟會活動寫眞部規則

第一條 本部は共濟會々則第四十六條により會員の修養慰安の爲

之を設置し併せて活動寫眞映寫の完備を計るを以て目的

とす

第二條 本部に左の役員を置き會長之を指定す

部主任 一名

（四） 吳海軍工廠

（イ） 見習職工教育

（イ） 吳海軍工廠見習職工教育規程

第一章 總 則

第一條 吳海軍工廠見習職工教育は本規程により實施す

第二條 見習職工の教育を分ちて學科教育及實習教育とす

第三條 學科教育は工業技術の修習に必要な學術を授く品性を陶冶して著實穩健なる職工を養成すると共に心身を鍛練

して國民資質の向上を圖るを以て本旨とす

第四條 實習教育は實地指導により直接工業の智識技能を習得せ

しめ徳義の實踐躬行を奨励するを以て要旨とす

第五條 教育の開始期は毎年五月とす

第六條 學科教育實施の機關として職工教習所を設け左の職員を

第二章 學科教育

置く

所長 一 (特に命ぜられたる高等官)

教官 若干 (高等官若くは同待遇者)

教員 若干 (判任官、同待遇者若くは工手)

掛 長 映畫準備掛、映寫機械掛、會場掛各一名

掛 付 若干名

各役員は相互援助して映寫の完全を期するものとす

第三條 活動寫眞の映寫を行はんとする時は掛長以上の役員會合

の上之を決定し會場の順序映畫の種類所要經費等を定め

會長の決議を受くるものとす

備 考

活動寫眞機 本部に活動寫眞映寫機附屬品一式二基あり

役 員 説明者映寫掛共當部従業員

會 場 會場は會堂を以て之に當て夏期は運動場に於て映寫

す

開 會 月一回を例とす

映 畫 主として訓育に關するものにして日本活動株式會社

關西支社より配給せらるるも時に他會社の映畫を映

寫することあり

教育施設資料

第七條 職工教習所職員の所掌左の如し

- 一、所長は廠長の命を承け所務を總理す
- 二、首席教官は所長の命を承け教務を主掌し教員の考課及指導に任ず
- 三、教官及教員は所長又は首席教官の命を承け教授及訓練を掌り教務を分掌す

第八條 學科教育を分ちて普通科、高等科及特修科とし其の修業年限を各二箇年とす

第九條 職工教習所に於て學習する見習職工を所内限り生徒と稱す

第十條 生徒の區分を左の通り定む

- 普通科 初めて見習職工に採用したる者
- 高等科 普通科卒業者中より詮衡したる者
- 特修科 高等科に採用せられざる普通科卒業者

第十一條 教科目を左の通り定む

- 普通科 修身及公民科、國語、歴史及地理、英語、數學、理科、圖學、材料學、工作法、電氣學、體育、教練、
- 高等科 修身及公民科、國語、英語、數學、圖學、應用

力學、電氣學、體育、教練、

特修科 修身及公民科、教練

第十二條 教習所長は學科教育の實施細則を定め廠長の承認を得て之を實施すべし

第十三條 教練の査閲に關し關係官廳より協議又は通牒に接したるときは廠長の承認を受け之を處理すべし

第十四條 職工教習所經費は附屬費支辨教育費とし其の額は毎年之を定む

第十五條 職工教習所に於ては所務整理の爲記録工雜工を役使することを得

第三章 實習教育

第十六條 實習教育は全見習期間に亘り各部に於て之を施行す

第十七條 各部長は所屬見習職工の實習教育に關する實施細則を定め廠長の承認を得て之を實施すべし

(ロ) 吳海軍工廠見習職工教育 規程實施細則

第一章 總 則

第一條 教習所に吳海軍工廠見習職工教育規程に基き學科教育並に訓練を施すものとす

第二條 學年は 月一日に始り翌年四月三十日に終るものとす

第三條 學年を分ちて前學期後學期とす

- 前學期 自五月一日 至十月三十一日
- 後學期 自十一月一日 至翌年四月三十日

第四條 公休日は海軍工務規則に據る

第五條 學年末成績調査、始業準備、見習職工入廠試験等の爲授業を繼續し能はざるときは廠内各部見學等工業に關する常識教育を課するものとす

第二章 教科ノ要旨

第六條 修身及公民科は教育勸語の主旨に基き道徳上の思想及情操を涵養し時代の趨勢に鑑み國民生活に必須なる心得を授け又國家的觀念及立憲の本義を明示し公民としての義務を知悉せしめ併せて職工に必要な責任、協同等の觀念及善勳力行の慣習を培養し實踐躬行を勸奨するを以て本旨とす

第七條 國語は普通の言語文章を解し正確且つ自由に思想を發表するの能力を得せしめ兼て常識を教養し情操を陶冶し智徳啓發に資するものとす

第八條 歴史及地理は國體の特色並建國の精神を悟らしむるを以て本旨とす

吳海軍工廠

に世界の大勢を知らしめ國民精神の涵養に資し兼て日常

必要の常識を養ふて以て要旨とす

第九條 數學は數量に關する智識と精確なる思考力ふ養成し之が

應用を自在ならしむるを要旨とす

第十條 理科は自然現象に關する精確なる智識を興へ工場實際

に適切に理解せしめ兼て獨創の能力を涵養するを以て要旨とす

第十一條 英語は實用に適することを授け平易なる文章工場用語

の解讀をなし得るに至らしむるを目的とす

第十二條 圖學は實物と關聯せしめ形體を正しく綺麗に描くこと

に習熟せしめ觀察の能力及緻密の習慣を養ふを以て要旨とす

第十三條 體育は身體各部を均齊に發育せしめ身體を強健ならし

め動作の機敏さ快活の精神を養成し規律を守るの習慣を

養ふを以て本旨とし併せて生理的智識を養ふものとす

第十四條 教練は心身を鍛練し堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協

同を尙ぶの習慣とを養ふを以て要旨とす

第十五條 前條以外の各學科は職業に必須なる一般的基礎智識を

授くるを以て要旨とす

計	體操及教練	電氣學	應用力學	工作法	材料學	圖學	理科			學	
							化學	物理	工業數學	三角	幾何
二〇	四			一	一		二	二			
二〇	四			一	一		二	二		二	
一五	四	一		一		一				二	
一五	四	一				二				二	
一五	四		一			二				二	
一五	四		一			二			一	二	
一五	四		一						一	二	
一五	四										二

備考 高等科に課する公民科に於ては法制經濟を授く

前項の外夏季に於て水泳を課す

教練時數は一箇年一〇〇時間以上とし其の教材は文部省普通學務局調製青年訓練所教練教材配當進度參考表に據る

科目	特修科每週教授時數	
	第一學年	第二學年
修身及公民科	一、五	一、五
教練	二、五	二、五
計	四	四

備考 教練教材は文部省普通學務局調製青年訓練所教練教材配當進度參考表に據る

第四章 生徒

第十七條 普通科生徒は年齢滿十四年以上十七年未滿にして身體強健品行方正高等小學校卒業程度以上の學力を有する志願者中學科試験、及體格検査に合格し見習職工に採用せられたる者を謂ふ

第十八條 高等科生徒は普通科卒業者中思想堅實學科實習の成績優良にして操行善良身體強健なる者に就き教習所長各部長と協議の上證衡したる者を謂ふ

第十九條 特修科生徒は高等科に採用せられざる普通科卒業者全部を謂ふ

第五章 學級の編成

吳海軍工廠

第二十條 入廠せる見習職工を適當なる學級に編成して各教室に配當す

第二十一條 學級は一般見習職工並製圖（分析工、實驗工、計器工、寫眞工、記録工ヲ含ム）見習職工に區分し各部に於ける同一系統の工作工場を標準として編成するものとす但し時宜により成績標準により編成することを得

第二十二條 一學級の生徒數は五十人以内とす

第六章 學級管理

第二十三條 各學級毎に學級擔任教員及級長副級長各一名を置く

第二十四條 學級擔任教員は其の擔任學級生徒の訓育及事務を主宰するものとす

第二十五條 級長は教官教員の命令を傳達し教室の出入及集合の際に指揮に任じ教室及教具の整頓に注意し其の他當該學級に關する事項に付き學級擔任教員を補佐するものとす副級長は常に級長を補佐し級長不在の時之が代理をなすものとす

第二十六條 級長及副級長の任期は一學期とし所長之を任免す

第二十七條 級長及副級長を任免したるときは其の都度關係各部に通知するものとす

第七章 試験 及 卒業

第二十八條 試験を分ちて平常試験及學期試験とし平常試験各は學期間に二回以上施行するを例とし學期試験は學期末に施行するものとす

第二十九條 各學年の課程修業又は全科の卒業を認むるには平常試験及學期試験の成績を考査して之を定む

但し教科目の種類により平常の學業成績のみを考査して之を定むることあるべし

第三十條 成績を考査するには百點を滿點とし各教授科目四十點以上を以て合格とす

但し特別の事情ある場合にありては本文の標準に依らずして特に課程の修業を認むることあるべし

第三十一條 學業不進にして發達成業の見込なき者には退所を命ず

第三十二條 成績不良なるも將來發達の見込ありて、職工に適すと認むる者は一箇年以内修業を延期することあるべし

第三十三條 所定の課程を了へたる者には卒業證書(甲號書式)及證明書(己號書式)を授與す

第八章 賞 罰

第三十四條 普通科及高等科生徒にして學術優等操行善良なる者には賞狀(乙號書式)又は褒狀(丙號書式)を成績良好にして勉勵努力の蹟顯著なる者には褒狀(丁號書式)を在學中皆勤せし者には褒狀(戊號書式)を授與す

第三十五條 特に善良なる行爲あり他生徒の模範となすに至る者は之を表彰す

第三十六條 操行不良にして改悛の見込なき者其の他生徒たるの本分に背反する行爲ありたるときは其の情狀により停學又は退學の懲戒に處す

懲戒に處したる場合は所屬部長に通知するものとす

第九條 教官及教員の服務

第三十七條 囑託教官教員は本廠の規定に據るもの、外本所授業開始前迄に出勤し終業後退所するものとす

第三十八條 教員は出廠後直に出勤簿に捺印すべし

第三十九條 教官、教員遅参又は缺勤するときは始業時刻前其の旨教習所長に申出づべし早引せんとする場合亦同じ

第四十條 教授時間の變更を要する場合は其の都度首席教官に申出づべし

第四十一條 族籍、氏名、住所等に異動ある場合は直に届出づべし

(附) 職工教育教科書配當表

科目	製圖工之部		
	普通科	高等科	
第一學年用	第二學年用	第一學年用	第二學年用
修身	吉田靜致著 實業修身教科書 卷三	同上 卷四	同上 卷五
法經制法		鳩山秀夫 河田嗣郎共著 軌法制經濟教科書	同上
國語	芳賀矢一著 大正十四年度版 帝國讀本 卷四	同上 卷四	同上 卷五
歴史	三省堂編 中等日本歴史教科書 上 下		
英語	厨川辰夫著 ニューチャンピオンリー デー	同上	同上

算術	代数	幾何	三角	化学	物理
廣島高師附中數學研究會編 中等算術教科書	廣島高師數學研究會 中等代数新教科書			龜高德平著 新實用化學教科書	森總之助著 新中等物理學教科書
	寺尾好九郎共著 吉田好九郎 大正十一年版 代数 上卷	廣島高師數學研究會編 中等平面幾何學新教科書			同上
	同上 下卷	同上	廣島高師數學研究會編 中等三角法教科書		
		廣島高師數學研究會編 中等立體幾何學教科書	遠藤又藏著 平面三角法教科書完		

特修科之部

青年訓練研究會編

青年訓練修身・公民自第一年
至第四年

東京實文館藏版
大阪實文館藏版

同右	英習字	地理
森總之助著 新制物理學生徒實驗用書	東京帝國書院 ニュー アイデアアルヘンマンツア	
		三省堂發行 中等最新地理通論 教育

一般工之部

科目	普通科		高等科	
	第一學年用	第二學年用	第一學年用	第二學年用
物理				
化学				
三角				
幾何				
代数				
算術				

身 修	法制經濟	國 語	史 歷	英 語	英 習 字
吉田静致著 實業修身教科書卷三		芳賀矢一著 大正十四年度版 帝國讀本 卷四	三省堂編 中等日本歴史教科書 上 下	吉岡源一郎著 インダストリアル フアンテンターガイ 1	東京帝國書院 ニューアイテアル ハンマンシツブ
同 上 卷四		大正十三年度版 同 上		同 上 1	
同 上 卷五	鳩山秀夫共著 河田嗣郎共著 軌法制經濟教科書	同 上 卷五		同 上 2	
	同 上	大正十四年度版 同 上 卷六		同 上 2	

算 術	代 數	幾 何	三 角	化 學	物 理
廣島高師數學研究会編 中等算術教科書	廣島高師數學研究会編 中等代數新教科書			龜高德平著 初等化學教科書	
	寺尾好九郎共著 吉田好九郎共著 中等代數 上卷	林鶴一著 實業幾何教科書			田丸卓郎著 七版 初等物理學教科書
	寺尾壽書 實業代數教科書	同 上	廣島高師數學研究会編 中等三角法教科書		
		同 上	同 上		

國語	森總之助著 新制中等 物理學生徒實驗用書
地理	三省堂發行 中等最新地理通論

(2) 青年職工訓練科

(イ) 吳海軍工廠青年職工訓練科規程

- 第一條 吳海軍工廠職工講習所に青年訓練科を置く
- 第二條 青年職工訓練科の訓練は青年職工の心身を鍛練して國民たるの資質を向上せしむるを以て目的とす
- 第三條 青年職工訓練科に於て訓練を受け得べきもの左の如し
- 一、職工講習所に於て見習職工の教程を終了したる職工
 - 二、實業補習學校後期以上の修了者及尋常小學卒業程度を入學資格として實業教育を施す中等學校第三學年修了(高等小學校第一學年終了程度を入學資格とする學校に在りては第二學年以下之に徴ふ)以上の課程を経たる職工

第四條 青年職工訓練科に於て訓練を受くる職工その内限り練習員と稱す

第五條 練習員の入所期は職工講習所教程終了者は卒業後引續き其の他の物に在りては毎年一月とす

第六條 練習員の訓練は其の年十一月三十日に於て滿二十歳に達する迄の者に施するものとす

第七條 青年職工訓練科の訓練項目並訓練時數標準を左の如く定む

訓練項目	訓練時數標準
修身及公民科	一箇月三時間以内一箇年二十五時間以上
教練	一週二時間 一箇年一〇〇時間以上

第八條 青年職工訓練科に左の職員を置く

- 一、科長 科長は所長の命を受け訓練科に關する一切を掌理す
- 二、指導員 指導員は講習所教官、教員及持に命せられたる工廠勤務者を以て之に充て所長又は科長の命を承け訓練を分掌す

第九條 職工講習所長は青年職工訓練科の訓練實施に關する細則を定め廠長の承認を得て之を實施すべし

第十條 教練の充閑に關し關係官廳より協議又は通牒に接したるときは廠長の承認を受け之を處理すべし

(ロ) 吳海軍工廠青年職工訓練科

規程實施細則

第一章 總則

第一條 講習所は吳海軍工廠青年職工訓練科規程に基き練習員既修の教程と連繫を保ち訓練を實施するものとす

第二章 訓練科目要旨並教授時數

第二條 修身及公民科は教育に關する勸語の趣旨に基き道德上の思想及情操を涵養し時代の趨勢に鑑みて國民生活に必須なる心得を授け實踐躬行を奨励するを以て要旨とす

吳海軍工廠

第三條 教練は心身を鍛練し堅忍剛毅の精神と規律を重んじ協同を尙ふの習慣となを養ふを以て要旨とす

第四條 訓練時數左の如し

訓練項目	訓練時數
修身及公民科	一箇月三時間以内一箇年二五時間以上
教練	一週約二時間 一箇年一〇〇時間以上

備考 一、修身及公民科は本表に據るを原則とするも講習所の課程を修了したる者に對しては適當なる附酌を加ふることを得

二、修身及公民科は毎月給料日午後に行はるものとす

三、教練の實施は文部省普通學務局調製教練教材配當並進度參考表に準據するものとす

四、病氣其の他特別の事情により所定時數の訓練を受くる能はざる者に對しては服務時間外に於て適宜補習することを得

第三章 終了

第五條 練習員には訓練の實績を擧ぐる爲時々試験を行ひ其の成績

績を考査するものとす其の成績甚しく不良なる者には證明書を授與せざることを得

第六條 青年職工訓練科の課程を終了したる者には證明書(第一號様式)を授與す

第七條 第四條に規定する時数の訓練を受けざる者には證明書を授與せず

第四章 雜 則

第八條 青年職工訓練科に於ては別表の様式に依り青年職工練習員名簿を調製するものとす

第九條 青年職工訓練科に於ては出席簿を作り出席缺席を厳密に記入するものとす

第十條 練習員には別表様式の青年訓練手帳所持せしむ

第十一條 上記以外の事項に關しては吳海軍工廠見習職工教育規程並同實施細則に準據す

第一號様式

教習所	證 明 書
印	氏 名
	年 月 日 生
	名 印
右者本所ニ於テ青年訓練所ノ課程ト同等以上ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス	
年 月 日	
吳海軍工廠職工教習所長官位勳功爵 氏	
	名 印

(3) 造兵職工講習所

(イ) 吳海軍工廠造兵職工講習所教育規程

第一章 總 則

第一條 吳海軍工廠造兵職工講習所教育は本規程に依り實施す

第二條 本所は講習員に對し將來海軍技手の職務に適する教育を施すを以て本旨とす

第三條 本所に於て教授する各種職工を講習員とす

第四條 本所講習員は各海軍工作廳に勤務する海軍職工にして入業後引續き三年以上を経過し現に造兵業務に従事せる優良職工中より之を採用するものとす

第五條 講習員卒業後は引續き十年間海軍の業務に従事する義務あるものとす

第六條 本所に砲熷科水雷科電氣科製鋼科航空科を置き各科の修業年限を三年とす

第七條 各科の學科目は細則を以て別に定む

第二章 職 員

第八條 本所に左の職員を置く

(ロ) 吳海軍工廠造兵職工講習所

教育規程實施細則

第一章 總 則

第一條 本所講習員の定員は海軍艦政本部長の定むる所に依る

第二章 學 科 課 程

第二條 本所に左の五科を置く

砲熷科、水雷科、電氣科、製鋼科、航空科

第三條 各科の學科目及其の標準時間數左の如し

修身及法制經濟、國語、英語、數學、物理、化學、力學、應用力學、水力學、熱力學、機構學、材料強弱學、金屬學、機關學、電氣學、造船學、工業經濟、會計經理、圖學、專門學

第十條 前條の外必要に應じ職工を役務に從事することを得

第十一條 教育規程實施細則は別に之を定む

英 語	國 語	修 身	科 目		教 授 時 數		年 全 學
			第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	
6	2	1	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第一學年
84	28	14	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第二學年
6	2	1	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第一學期
84	28	14	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第二學期
6		1	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第一學期
84		14	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第二學期
6		1	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第一學期
8		14	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第二學期
4		1	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第一學期
56		14	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第二學期
4		1	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第一學期
56		14	數時一週	數時一週	間期本學	間期本學	第二學期
448	56	84	計 時	計 時	間 數	間 數	年 全 學

砲架計畫	砲身計畫	砲架製造	砲身製造	射擊指揮用具	照準器	火工品	火藥	彈丸	科目		全年
									教授時間	學期	
			2		2			2	間一數週時	第一學期	第一學年
			28		28			28	時本學期數	第二學期	第二學年
			1	1	1	1	1	1	間一數週時	第一學期	第一學年
			14	14	14	14	14	14	時本學期數	第二學期	第二學年
2	2	1	1						間一數週時	第一學期	第一學年
28	28	14	14						時本學期數	第二學期	第二學年
2	2	2							間一數週時	第一學期	第一學年
28	28	28							時本學期數	第二學期	第二學年
56	56	42	56	14	42	14	1	42	間數	全學年合計時	

砲煩科

合計	專門	製器	用器	法制經濟
36		4	2	1
504		56	28	14
36		4	2	1
504		56	28	14
36	6	4		
504	84	56		
3	6	4		
504	84	56		
36	9	10		
504	126	140		
36	9	10		
504	126	140		
2024	420	504	56	56

會計經理	工業經濟	造船學	電氣學	機關學	金屬學	材料強弱	橋樑學	熱力學	水力學	應用力學	力學	化學	物理	積分	微分	解析幾何	高等代數
2	1											2	3		4	4	4
28	14											28	42		56	56	56
2	1											2	3	2	4	3	3
28	14											28	42	28	56	42	42
		2		2	1		2				1	2		3	2	2	2
		28		28	14		28				14	28		42	28	28	28
		2		2	1		2				2	2		4	2	2	
		28		28	14		28				28	28		56	28	28	
			2			2		2	2	2	2						
			28			28		28	28	28	28						
			2			2		2	2	2	2						
			28			28		28	28	28	28						
56	28	56	56	56	28	56	56	56	56	56	98	112	84	166	198	154	126

科目	第一學年		第二學年		第三學年		全學年合計時 間數
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	
	間數	時間	間數	時間	間數	時間	
電氣磁氣	1	28	2	28	1	28	5
電氣磁氣測定	1	14	1	14	1	14	14
電燈照明							14
電氣材料							14
電信電話							14
電氣化學							14
二次電池							14
無線電信							14
直流機械	1	28	1	28			42
交流理論	1	28	1	28			42
交流發電機	1	28	1	28			28
交流變壓機	1	28	1	28			28
交流電動機	1	28	1	28			28
艦船機裝							28
計							420

科目	第一學年		第二學年		第三學年		全學年合計時 間數
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	
	間數	時間	間數	時間	間數	時間	
水雷通論	2	28	2	28	2	28	48
水雷兵器工作材料及 其ノ工作法			1	28	1	28	56
水雷空氣			1	28	1	28	56
魚雷ノ理論			2	28	2	28	84
發射機構及理論			1	28	1	28	42
發射法及發射 指揮裝置			1	28	1	28	42
艦船水雷兵裝法							24
計							420

科目	第一學年		第二學年		第三學年		全學年合計時 間數
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	
	間數	時間	間數	時間	間數	時間	
砲塔計畫					2	28	28
砲內彈道							28
砲外彈道							28
計							420

四、身體検査に合格したる者

第八條 採用試験は中學三年修了程度に依り左の科目に就き之を行ふ

國語及作文、外國語(英語)、數學(算術、代數、幾何、三角)

第九條 講習員志願者は願書(第一號書式)に履歴書及月籍謄本を添へ之を所屬工場主任に差出すべし工場主任は之に所見表(第二號書式)を添付し部長を経て所屬廠長に提出するものとす

第十條 講習員志願者の身體検査は海軍出身志願者身體検査規則に準し各工作廠に於て之を行ふものとす

第十一條 各工作廠長は講習員志願者中第七條第一號乃至第四號に該當したる者を選抜し之を吳海軍工廠長に通知し同時に願書履歴書月籍謄本及所見表を送付するものとす

第十二條 吳海軍工廠長は前條の通知を受けたる時は造兵職工講習所長をして試験問題を選定せしめ密封し之を他工作廠長に送付せしむ他工作廠長は指定日時に試験を施行し其の答案を造兵職工講習所長に送付するものとす但し試験は各地同日同時に之を行ふものとす

第十三條 吳海軍工廠に於ける講習員志願者の選抜及試験に關しては前二條の規定を準用す

第十四條 造兵職工講習所長は試験の答案を調査し其の成績を吳海軍工廠長に提出す

吳海軍工廠長は之に依り採用すべき人員を定め入所期日と共に

他工作廠長に通知するものとす

第十五條 各工作廠長は前條の人員に講習員を命し期日迄に入所せしめ同時に之を吳海軍工廠に轉備するものとす

第十六條 吳海軍工廠長は入所したる講習員の氏名年齢元所屬工廠名を艦政部長に報告す

第十七條 講習員は入所後一箇月以内に保證人二名連署の上誓約書(第三號書式)を差出すべし但し保證人は丁年以上の男子にして戸主たるを要す

誓約書は造兵職工講習所長之を保管し卒業の上は吳海軍工廠長を経て所屬工作廠長に之を移牒するものとす

第十八條 講習員左の各號の一に該當するときは之を退所せしむ一、學業を怠り又は性行不良にして成業の見込みなき者

二、海軍工務規則第二十八條の諸號の一に該當する者

第十九條 前條の場合に於ては吳海軍工廠長は之を出身工作廠に復歸せしめ同時に海軍艦政本部長に報告す

第五章 試験、卒業

第二十條 成績は點數を以て表示し一科目に對する最高を一百點とす

第二十一條 第一學期及第二學期の終に於て學期試験を行ふ學年成績は第一學期試験の得點に第二學期試験の得點の二倍を加へ之を三除したるものとす第三學年に在りては之を卒業成績とす但し實習及製圖は平常の成績を考査し且つ受持教官の見込みに依り之を定む

第二十二條 試験に缺席したるときは受持教官の見込に依る平常點(最高一百)を二にて除したるものを得點とす但し缺席の理由正當と認めたるものは證據の上退試験を行ふことあるへし此の場合に在りては一般採點標準に依る點數の十分の八を以て得點とす

第二十三條 處罰に依り試験に應ずること能はざるときは其の科目に對し零點を附す

第二十四條 學年成績の得點に於て左の各號の一に該當する者は退所せしむ

一、平均點數五十點に滿ちざるとき

二、科目の半數以上の得點が四十點に滿ちざるとき

第二十五條 卒業成績に於て平均點數五十以上にして且科目の中

吳海軍工廠

數以上の得點が四十以上の者には卒業證書を授與す

第二十六條 造兵職工講習所長は卒業成績表を調製し意見を附し

吳海軍工廠長に提出し吳海軍工廠長は之を海軍艦政本部長に提出す

第二十七條 講習員卒業したるときは吳海軍工廠長は之を出身工作廠に復歸せしむ

(五) 横須賀海軍工廠

(1) 教育綱領

- 一、奉公共存の念と質實剛健の風とを養ふへし
- 二、信義を重し恭儉身を修め品性を高潔にすへし
- 三、學業を勵み技能を磨き常に向上發達を期すへし
- 四、規律に遵ひ節制を尙ひ身神の健全を圖るへし
- 五、海軍職工たるを以て矜し勵精努力して責務を全ふすへし

(2) 見習職工教習所

(1) 横須賀海軍工廠見習職工

教習所規程

第一章 總 則

第一條 本所は横須賀海軍工廠見習職工教育規程に依り見習職工に對し必須なる智育德育及體育を施し堅實善良なる職工を養成するを以て本旨とす

第二條 本所經費は附屬費支辨教育費とす

第三條 本所の教程を分ちて初等科及本科とし其の修業年限を各

三個月とす

第四條 本所に青年職工訓練科を附屬せしめ横須賀海軍工廠見習職工教習所青年職工訓練科規程及細則により訓練を實施す

第二章 職 員

第五條 本所に左の職員を置く

- 所長 一名
- 委員 五名(横須賀方面各部高等官一名宛)

- 教官(兼務及専務) 若干(高等官、高等官待遇)
- 教員(兼務及専務) 若干(判任官、判任官待遇)
- 事務員 若干(判任官待遇、雇員、職工)

専務教官中の一名を主事と稱す

第六條 前條職員中所長は廠長之を命免し委員以下は所長關係部に長に協議の上具申し廠長之を命免す

但し専務教官及専務教員の命免は所長の申請に依り廠長之を具申す

第七條 職員の所掌左の如し

- 一、所長は廠長の命を承け所務を統轄す
- 二、委員は見習職工の教育及青年職工の訓練に關し所長に意見

を提出し又は其の諮問に應じ兼て本所各部門との連絡に任す

三、主事は所長の命を承け教務を統へ所務を整理す

四、教官及教員は所長の命を承け見習職工並に青年職工の訓練の教育を掌り且つ教務を分掌す

五、事務員は所長の命を承け事務に従事す

第三章 學年學期及休業(本科及初等科)

第八條 學年學期及休業を左の如く定む

- 一、學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
- 二、學年を分ちて左の三學期とす
 - 第一學期 四月一日に始まり八月三十一日に終る
 - 第二學期 九月一日に始まり十二月三十一日に終る
 - 第三學期 翌年一月一日に始まり三月三十一日に終る
- 三、休日を含むこと左の如し

工廠休業日、夏季休業(自八月一日至八月三十日)

冬季休業(自十二月二十九日) 學年末休業(自三月二十六日至翌年一月七日) 學年未休業(自三月三十一日)

第四章 學課目、課程及授業時數

(本科及初等科)

横須賀海軍工廠

第九條 各學年の學課目、課程及毎週授業時數は別表授業配置表の通りとす

第十條 見習職工に採用せられたるものは直ちに本所に入所せしむ

第十一條 見習職工入所の際に於ける編入級は横須賀海軍工廠見習職工内規第三條により採用試験中の學術試験成績を考査し左記標準によりて之を定む

(イ) 高等小學校卒業若しくは之と同等以上の學力ありと認めたるものは本科一年

(ロ) 前號以外のものは初等科一年

第十二條 見習職工入所後の成績により編入級以上の學力ありと認めたるものは本人の意志を質し職員會議の諮詢を経所長之を所屬部長に通報し上級(轉科を含む)に進入せしむることを得

第十三條 學術劣等にして卒業の見込なき者又は品行不良にして改悔の見込なき者は中途退所を命することあるへし

第五章 試験、進級及卒業(本科及初等科)

第十四條 試験を分ちて定期試験及臨時試験の二種とす

定期試験を更に分ちて二と爲し第一學年第二學年の終りに行ふ初學期試験とし第三學期の終りに行ふ學年試験とす臨時試験

教育施設資料

は臨時に行ふ

第十五條 進級及卒業は平素の成績及試験成績を考査し職員會議に於て之を定む

但し特別の事情に依り試験を受くること能はざりし者は職員會議の詮衡を経て進級又は卒業せしむることあるへし

第十六條 卒業者に對しては左記様式の證書を授與す

(様式略す)

第六章 賞 罰(本科及初等科)

第十七條 一學年を通し學術優等操行善良なるものには賞状又は賞状及賞品を授與し之を表彰す

第十八條 一學年を通し精勵の者には精勵證を授與し之を表彰す

第十九條 所内に於ける所爲にして懲戒を要するものある時は所長意見を具して本人所屬の部長に通知すへし

附 則

第二十條 教習所に關する細則は所長之を定め廠長の承認を受くるものとす

授業配置表

學 課 目	毎週授業時數			記 事
	一年	二年	三年	
修 身	一	一	一	
國 語	二	二	一	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
算 術	三	一	〇	
代 數	一	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
英 語	二	二	〇	
理 科	二	二	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	
歴 史、地 理	〇	一	〇	
國 語	二	一	一	
修 身	一	一	一	
學 課 目	一年	二年	三年	記 事
造 船 工 作 法	〇	〇	〇	造船部見習工專攻
電 氣 一 般	〇	〇	〇	
圖 學 及 製 圖	一	〇	〇	
工 業 用 材 料	〇	〇	〇	
材 料 強 弱 學	〇	〇	〇	
機 構 學	〇	〇	〇	
應 用 力 學	〇	〇	〇	
理 科	二	二	〇	
英 語	二	二	〇	
幾 何	〇	一	〇	
代 數	一	二	〇	
算 術	三	一	〇	</

(ロ) 横須賀海軍工廠見習職工

教習所細則

第一章 總 則

第一條 見習職工教習所所務に關しては横須賀海軍工廠見習職工教育規程及横須賀海軍工廠見習職工教習所規程に據るの外本細則に據るものとす

第二條 本所に於て教習中の見習職工を所内限り生徒と稱す

第三條 本所に於ける教育を精神教育、學術教育及體育とす

第四條 精神教育は明治二十三年教育勅語の御趣旨に則るへし

教育當事者は常に之を實踐躬行して自ら範を示し生徒を薰育すへし

第五條 學術教育は難解なる理論に偏することなく専ら實業に必須適切なる實用的知識を授くへし

第六條 體育は身體各部を均齊健全に發達せしむるを以て主眼とすへし

第二章 各學科目教授の要旨

第七條 各學科目の教授は相互間に連絡を保ち啓發的に教授し生徒にして能く了解せしめ活用の力を養ふへし

第八條 修身は教育勅語の御趣旨に基きて個人及公衆道德の實踐を指導し帝國臣民の本分を解せしめ義務公共及犧牲の觀念を培ひ且自己職業の尊きを知らしめ以て努力研精海軍職工たるの責務を完うせしむるを以て要旨とす

第九條 國語は日常の言語用文を解し正確に意示を表示する能力を養ひ兼て智徳の啓發に資するを以て要旨とす

第十條 數學は數理に關する正確なる觀念を與へ其の應用を會得せしめて兼て考索の練習に資し且數理が諸技術研究の根本要素なることを了解せしむるを要旨とす

第十一條 理科は自然現象に關する知識を與へ其の法則及人生に對する關係を理解せしめ是れが應用を計り兼て觀察及思考を精密ならしむるを以て要旨とす

第十二條 英語は實用に適するものを授け工業用語及簡單なる英文を讀解するに至らしむるを以て要旨とす

第十三條 圖學は形體を迅速精巧に畫く能力を得しめ兼て意匠を練り構想力を養ふを以て要旨とす

第十四條 體操は兵式體操、國民體操及競技等に依り體育を計り兼て規律正しき公正なる協同精神を養ふを以て要旨とす

第十五條 各専門學は工業に關する實用的知識を授け職業に適用

せしむるを以て要旨とす

第三章 職員の仕事

第十六條 囑託教官及教員の勤務時間は一一般官吏の勤務時間令に依る但し教務上必要ある場合は右時間外と雖も勤務すへし

第十七條 本所職員を本務とせる工事は工廠就業時間中本所に於て勤務すへし

第十八條 兼務教官及教員は擔任授業時間及其他必要に應じ來所するものとす

第十九條 本所職員を本務とせる教官及教員は毎日午後努めて生徒の實業實習現場を巡視し工場長と協力して學業と實業との連絡を計るへし

第二十條 第十七條の職員は第二十四條の點呼を行ひ座學開始時刻迄體操の指導又は自習の監督等をなすへし

第二十一條 本所職員を本務とせるもの欠勤せんとする時は前日中に主事に届出すへし若し其の暇なき時は機宜の方法により當日午前八時迄に主事に通知すへし

兼務教官又は教員休講する時は豫め主事に通報すへし

第二十二條 教師休講したる時は主事は便宜手明き職員をして代講せしむるを例とす

横須賀海軍工廠

第二十三條 本章各條規定の外工廠員に對する服務規定を準用す

第四章 生徒出欠席

第二十四條 當日登所すへき生徒は工廠就業時後十分以内に登所し點呼を受くへし

第二十五條 各座學開始の際擔當教師は生徒の出欠席を調査すへし

第二十六條 生徒欠席したる時は翌日中に本人より理由を具して届出すへし

第二十七條 主事は登所すへき當日欠席したる生徒の氏名を翌日中に其の生徒所屬の部に通報すへし

第五章 教授要旨及日誌

第二十八條 教官及教員は其の擔任教科日に對し一學年間の教授要項を作製し毎學年の初めに之を主事を經て所長に提出し其の承認を受くへし

本科(初等科)第 學年 科教授要項豫定

擔當教師

第 學期

週	月	日	要項	備考
第一週	自	月	日	
	至	月	日	
第二週	自	月	日	
	至	月	日	

但し兼務教官は就職初年に限り左記様式の教授要項豫定草案を以て之に代ふることを得

本科(初等科)第 學年 科教授要項豫定草案
擔當教師

學期	月	日	項目大要	備考
第一學期	自	月	日	
	至	月	日	
第二學期	自	月	日	
	至	月	日	
第三學期	自	月	日	
	至	月	日	

第二十九條 教授の實際が教授要項豫定と一致し難き事情を生じたるときは其の要旨を前條様式備考欄に記入すへし

第三十條 教授の進度及要領は授業當日教授日誌に記載すへし
教授日誌の様式は別に之を定む

第六章 教授時間

第三十一條 當分の間生徒出席時刻より午前八時迄を登壇及生徒自習に充て午前八時より十一時三十分迄を座學に充つ

第三十二條 一科目一回の授業時間單位を四十五分とし各中間に十分の休憩時間を置く
第三十三條 主事は毎學期の始めに於て各教科目の授時間割を作り所長の承認を経て之を實施すへし

第七章 試驗

第三十四條 學科試驗成績は各科目の得點百點を滿點とし一科目の得點四十點以上全科目の平均六十點以上を合格とす
第三十五條 學科試驗に合格し且操行善良なるものを以て試驗合格者とす但し學科試驗に合格せざるも操行優良なるものは平常の成績を考査し特に合格となすことあるへし

第三十六條 教師は擔任學科の定期試験終了後五日以内に得點を主事に送付すへし

主事は之を取纏め各學年各工場別に試験表を作製し所長に提出すへし
所長は職員會議によりて平常の成績操行等を考査して定期試験の成績を決定し生徒所屬の各部長に通知す

第三十七條 定期試験の成績は成績告知表によりて各生徒に告知す

第三十八條 定期試験問題は授業擔當者之を作製し試験前に主事

を経て所長に供覽すへし

第八章 表彰

第三十九條 横須賀海軍工廠見習職工教習所規程第十七條により優等として表彰すへきものは操行善良にして學年試験に於ける學科成績が一學年を通し各科目得點七十點以上平均九十點以上を得たるものより選抜す

第四十條 同規程第十八條により精勤者として表彰すへきものは一學年間に工務規則第二十七條の二により欠勤に算入せられざる欠勤以外の欠勤日數なく且遅刻若し早退五回以内のものより之を選抜す

第四十一條 賞状及精勤證の様式左の如し

賞状	科 學年 (造 部見習工) 何 某 生年月日 右者學術優等操行善良なるを以て之を表彰す 年 月 日 所 長
----	---

賞状	科 學年 (造 部見習工) 何 某 生年月日 右は學術優等操行善良なるを以て頭書の賞品を授與し之を表彰す 年 月 日 所 長
----	--

横須賀海軍工廠

精勤證	科 學年 (造 部見習工) 何 某 生年月日 右は本學年間精勤せるを表彰す 年 月 日 所 長
-----	---

第九章 諸帳簿

第四十二條 本所に備付くべき帳簿の種類左の如し
生徒學籍簿、生徒戸籍簿本寫、生徒出席簿、月末統計簿、學年未統計簿、試驗成績簿、生徒家庭簿、職員名簿、備品彙帳、前耗品出納簿、職員會議議事録、圖書貸付簿、會計簿、所務日誌、文書件名簿、當直日誌、職員出勤簿、試驗問題集綴、但し必要に應し右以外の帳簿を備ふるを得

第四十三條 左の帳簿は處理の都度所長の査閱を受くへし
所務日誌 教授日誌 當直日誌

第十章 事務分掌

第四十四條 所務を處理する爲職員中に左の關係を置く

一、教務係 二、庶務係 三、教具及圖書係

第四十五條 教務係は教務の統一連絡及改良進歩を計り主として

左の事務を掌るものとす

- 一、學級編制に関する件
- 二、教室の割當に関する件
- 三、教授時間割に関する件
- 四、學科又は學級擔任教員に関する件
- 五、補缺教授に関する件
- 六、教授要項の整理に関する件
- 七、職員會議に関する件
- 八、試験に関する件
- 九、其他教務に関する件
- 第四十六條 庶務係は庶務の整理を圖り主として左の事務を掌るものとす
- 一、備品(教具及圖書を除く)及消耗品の保管出納に関する件
- 二、文書の發送接受に関する件
- 三、文書の整理保管に関する件
- 四、生徒成績物の整理保管に関する件

五、試験問題及試験成績表の整理保管に関する件

六、諸帳簿の整理保管に関する件

七、會計事務に関する件

八、統計類の調製に関する件

九、所務日誌に関する件

十、行事表作製に関する件

十一、諸記録に関する件

十二、校舎内外の整頓に関する件

十三、其他他係に屬せざる件

第四十七條 教具及圖書係は教具及圖書の充實整頓を圖り主として左の事務を掌るものとす

- 一、教具及圖書並其の臺帳の整理保管に関する件
- 二、教具及圖書の出納に関する件
- 三、教具及圖書の新調に関する件
- 第四十八條 前條各係に主任を置き本務職員中より所長之を命す
- 第四十九條 各係は互に連絡援助し所務の圓滑を期すへし各係の所掌事項に付希望意見等あるものは其の主任に提議すへし

第十一章 學級管理(主任及級長副級長)

第五十條 各學級に學級主任を置き本務職員中より所長之を命す

三、能く責任を自覺して是か遂行に努め陰陽なく勤勉努力するの風を養ふへし

第五十一條 學級主任は教務係主任を輔けて擔當學級に屬する職務を擔掌するものとす

四、何事をなすにも精神を籠め眞面目なるへし

第五十二條 學級主任は常に其の學級に於ける生徒の學業操行に留意し是れを善導して其の向上進歩を圖るへし

五、職務に工夫を凝らして勉めて興味を喚起するの風を養ふへし

第五十三條 當該學級に関する諸帳簿は學級主任之を主掌すへし

六、本所に於て修得したる知識は勉めて工場實務の上に應用せんことを期すへし

第五十四條 學級主任は擔當學級の生徒の所行懲罰の必要ありき認むるときは主事を經て所長に申告すへし

七、輕佻奇激の風に感染すへからず

第五十五條 各學級に級長一名副級長二名を置き各學年の始めに於て生徒中より學術優等にして操行善良なる者を選抜し所長之を命す

八、虛榮を排し奢侈を戒め質素儉約の實を擧ぐへし

第五十六條 本所より生徒に告示したる事項は學級主任及級長副級長、之が徹底に努むへし

九、出席の際には外套、帽子其の他の携帯品を所定の場所に置き教室に入りては學用品を机内に收め教室を掃除すへし

第五十七條 本所生徒は常に本所の綱領を體し左の各項を遵守すへし

十、出業時刻より座學開始時刻迄は體操其の他の課業を課せられたる場合の外教室に於て學科の豫習又は復習に力むへし

- 一、素行を慎み言動を正しくすへし
- 二、禮義を重し上長を敬すへし

十一、教室内に在りては常に靜肅たるへし

教育施設資料

- 六、始業の際に机に着き静肅に教師の臨席を待つへし
- 七、始業及終業の際に級長の指揮に依り起立して教師に敬禮すへし
- 八、編隊にて教室に出入する際は一列又は二列縦隊となり級長の指揮によりて進退するを例とす
- 九、所内には學用品を除き特に許可を受けたるものの外携帯すへからず
- 十、當日の授業を了へ退所の際に机腰掛等を整頓し學用品其の他の私用品を残留すへからず
- 十一、金錢物品を遺失又は拾得したるときは直に教師に届出つへし

第五十九條 級長を命ぜられたる生徒の任務左の如し

- 一、全級生徒の代表者となること
 - 二、生徒の集合整列引率解散をなすこと
 - 三、命令の傳達及徹底を圖ること
 - 四、教室内外の整理に任すること
 - 五、其の他特に命ぜられたる事務に従事すること
- 第六十條 副級長は互に協力して級長を補佐し級長事故ある時に輪番之に代はるものとす

(附) 教科書一覽

初等科一年

目	著	書	名	發
學科	者			行 所
國語	教育學術研究会	自習青年新讀本	卷一	同 文 館
算術	帝國書院編輯部	算術教科書		帝國書院
代數	寺 尾 壽	實業代數教科書		富 山 房
英語	小野 千代太郎	工業英語入門	一	大日本工業學會
理科	田 丸 卓 郎	初等物理學教科書		東京開成館

初等科二年

目	著	書	名	發
學科	者			行 所
國語	松政 巖太郎 小野 千代太郎	工業國語讀本	前編	大日本工業學會
算術	帝國書院編輯部	算術教科書		帝國書院
代數	寺 尾 壽	實業代數教科書		富 山 房
幾何	桐 淵 勘 藏	實用工業數學		大日本工業學會
英語	小野 千代太郎	工業英語入門	二	同
理科	田 丸 卓 郎	初等物理學教科書		東京開成館

初等科三年

目	著	書	名	發
學科	者			行 所
國語	松政 巖太郎 小野 千代太郎	工業國語讀本	後編	大日本工業學會
幾何	桐 淵 勘 藏	實用工業數學		同

本科一年

目	著	書	名	發
學科	者			行 所
國語	松政 巖太郎 小野 千代太郎	工業國語讀本	前編	大日本工業學會
算術	帝國書院編輯部	算術教科書		帝國書院
代數	寺 尾 壽	實業代數教科書		東京開成館
幾何	寺 尾 壽	實業代數教科書		東京開成館
英語	小野 千代太郎	工業英語入門	一	大日本工業學會
理科	福 田 爲 造	初等工業物理學		内田老鶴園

本科二年

目	著	書	名	發
學科	者			行 所
國語	松政 巖太郎 小野 千代太郎	工業國語讀本	後編	大日本工業學會

横須賀海軍工廠

本科三年

目	著	書	名	發
學科	者			行 所
代數	寺 尾 壽	實業代數教科書		東京開成館
幾何	寺 尾 壽	實業代數教科書		東京開成館
三角	長 澤 龜 之 助	實業新三角法教科書		富 山 房
英語	小野 千代太郎	工業英語入門	二	大日本工業學會

修身及各專門學は教科書を使用せず

(六) 製鐵所

(1) 教育

(イ) 技術員教習規程

第一條 本所に技術員教習生を置き本所技術員たるに必要な専門の智識を授く

第二條 教習生は之を左の三科に分ち養成す

一、鐵冶金科 銑鐵並製鋼作業に従事する者

二、機械科 鋼鐵の加工検査製作等其の他機械的作業に従事する者

三、工業化學科 化學工藝其の他化學的作業に従事する者

第三條 教習生は左の各號の一に該當し品行方正、技能優秀なる者の中より試験の上選抜す

一、本所職工養成所本科並監理部徒弟卒業後本所に於て滿四箇年以上實地作業に従事せる者

二、甲種工業學校又は之と同等以上の學校を卒業したる者及舊規則に據る鑑査課徒弟研究課徒弟卒業者にして本所に於て滿三箇年以上實地作業に従事せるもの

三、中學校又は文官任用令に依り文部大臣の認定したる學校卒業後本所に於て滿五年以上實地作業に従事せる者

(三) 工業化學科

銑鐵製造術、骸炭製造術、副產物製造術

但し各自専門以外の學科を聴講せむことを希望するものは豫め許可を受くへし

第九條 教習期間は一箇年とし其の開始の期日は其の都度之を定む

第十條 教習生は第八條の授業時間外は凡て職工として其の所屬工場に於て勤務に服するものとす

授業中の時間は之を所屬工場に於て勤務したるものと看做す

第十一條 教習に關する事務は便宜上職工養成所長をして掌理せしむ

第十二條 削除

第十三條 性行不貞の者又は不熱心にして成業の見込なき者は其の旨所屬部課長に通報の上教習生を免することあるへし

第十四條 本規程に據り教習を修了したる者には左の修了證書を授與す

修了證書

何縣 族籍

氏 名

五九

(1) 機械科

銑鐵製造術、骸炭製造術、鋼鐵製造術、鋼鐵加工術、鋼材検査法並應用

鋼鐵製造術、鋼鐵加工術、鋼材検査法並應用

製鐵所

第六條 教習生にして修業中又は義務年限中不都合の所爲ありたるに依り解職の處分を受けたる者には其の修業中の費用の全部又は一部を賠償せしむ

第七條 教習生に選抜せられたる者は一週間内に別紙書式の誓約書を提出すへし

第八條 授業時間數は一週三十六時間以内とし其の教科目は左の如し

一、各科共通科目

工場管理 倫理、工業經濟、英語、電氣工學、機械工學、實驗物

理化學、應用力學、三角術、製造冶金、爐材製造術、附屬爐術、燃料

但し應用力學及三角術は教習生の學歷又は教授上の都合に依り之を省くことあるへし

二、専門科目

(1) 鐵冶金科

銑鐵製造術、骸炭製造術、鋼鐵製造術、鋼鐵加工術、鋼材検査法並應用

(1) 機械科

鋼鐵製造術、鋼鐵加工術、鋼材検査法並應用

製鐵所

生年月日

此段誓約候也

本所技術員教習規程に據り何科生として所定の課程を修了したることを證す

年月日

所名

附則

本規程は大正八年四月一日より施行す

誓約書

何部(課)何工場職工

原籍 何府何郡何町の何番地

族籍 氏名

生年月日

右私儀今般世所技術員教習生に選拔せられ候に就ては教習生中御規則御命令を遵守し専ら操行を修め業務に勉勵するは勿論修了後引續き六箇年間御指定の業務に従事し濫りに自己の都合を以て退職致さざるべく萬一修業中又は義務年限中都合の所爲の爲解職處分を受け其の他故意過失に因り貴所に損害を加へたる場合には私竝保證人に於て連帶責任を以て御命令に従ひ教習費用及損害金辨償仕り決して貴所に御迷惑相掛申間敷候仍て後日の爲保證人連

右

何

某〇

何府何郡何町の何番地

保證人 何

某〇

福岡縣 郡市何の何番地

生年月日

保證人 何

某〇

生年月日

製鐵所長官何某殿

(備考) 保證人は二名とし一名は戸主(本人戸主なるときは其の親族にして一家を構へ獨立の生計を營み) 他的一名は八幡市製鐵所に於て適當と認むる者)

又は其の附近に一家を構へ獨立の生計を營む成年の男子にして製鐵所に於て適當と認むる者に限る

(ロ) 工場徒弟規則

第一條 本所に工場徒弟を置き本所職工たるに必要な智徳を啓き技術を授く

第二條 工場徒弟は之を本所工場に配置し且職工養成所に入らし

む工場徒弟を配置すへき工場及其の人員は職工養成所長に於て豫め關係部所長に合議し製鐵所所長官の次裁に依り之を定む

第三條 工場徒弟は年齢満十四歳以上十六歳未満の男子にして左の各條に該當する男子の中より試験の上之を採用す但し場合に依り満十七歳の者迄採用することあるへし

一、身體健全なる者

二、高等小學卒業者又は之と同等以上の學力を有するものと認めらるる者

三、意思鞏固にして徒弟修了後永く本所に奉職することを誓ひ得る者

第四條 工場徒弟は毎年一回若し二回之を採用す

工場徒弟採用に關する事務は職工養成所長をして便宜之を掌らしむ但し其の所屬工場の指定は職工養成所長に於て關係部所長に合議の上之を行ふ

第五條 工場徒弟志願者は戸主、親權者又は後見人連署の願書に履歴書添付の上職工養成所長宛願出つへし但し特定の工場を志望する者其の旨を附記するときは之を參酌することあるへし

第六條 工場徒弟志願者に對しては身體検査を行ひたる上口頭試問及學術試験を行ふ學術試験は高等小學卒業程度とす

前項身體検査に關する規程は別に之を定む

第七條 工場徒弟に採用せられたる者は指定期日に保證人同伴職工養成所に出頭し戸籍謄本並別紙書式の誓約書及保證書を提出すへし

保證人死亡し又は能力を喪失したるときは直に保證人を變更し更に保證書を提出すへし

第八條 保證は二名とし一名は戸主、親權者又は後見人、他的一名は八幡市又は其の附近に一家を構へ獨立の生計を營む成年の男子にして被保證人の工場徒弟中並製鐵所職中其の身上に關する一切の責任を負ふに足ると認めらるる者に限る

第九條 工場徒弟に採用せられたる者は其の當日より指定せられたる工場の徒弟とす

第十條 職工養成所長は工場徒弟の採用を了したるときは第七條の誓約書、保證書、戸籍謄本其の他の書類を關係部所長經由庶務部に送付すへし

第十一條 工場徒弟の修業期間に之を前期二箇年、後期二箇年の四箇年間とす

第十二條 工場徒弟は前期中最初の半年は工場に於て實務の練習に従事せしめ後の一箇半年は午前は職工養成所に於て學業を授け午後には工場に於て實務の練習に従事せしめ後期は専ら所屬工場に於て現業に従事せしむ但し最初の半年及後期中は雖毎月二回職工養成所に參集せしむ

各工場に於ては組長又は伍長中より工場徒弟の實務指導者を指定すへし

第十三條 工場徒弟は工場徒弟を了へたる後四箇年間製鐵所の指定する業務に従事する義務を負ふ

第十四條 工場徒弟は濫りに退職轉職又は轉工場を許さず但し特別の事情あるときは詮議の上之を許可することあるへし但し此場合には其の旨職工養成所長に通知するものとす

第十五條 左の各號の一に該當する者は解職することあるへし
一、操行修まらざる者
二、修業の見込なき者

第十六條 工場徒弟にして修業中又は義務年限中不都合の所爲ありたるに依り解職の處分を受けたる者には其の修業中の費用の全部又は一部を賠償せしむ

第十七條 削除

第十八條 工場徒弟の給料は別に之を定む

第十九條 工場徒弟の通用門に東門とす但し相當の事由ある者に對しては前期中の最初の半年は出入共次の一箇半年は出門に限り後期は出入共他の門より出入を許可することあるへし

第二十條 工場徒弟の就業時間を定むること左の如し

- 一、前期中最初の半年 自午前八時 至午後四時
- 二、前期中後の一箇半年 自午後一時半 至午後四時
- 三、後 期 自午前八時 至午後四時

第二十一條 工場徒弟は所屬工場又は職工養成所に至りたる時は直に通信簿を工場主任又は職工養成所主事に提出し退場又は退所の際之を受取るへし

第二十二條 工場徒弟の服裝は別に之を定む

第二十三條 工場徒弟は職工養成所附屬徒弟合宿所に寄宿するものとす但し特別の事情あるものは所長の許可を得て本合宿所に居住せざることを得

第二十四條 本則其の他別段の定あるものを除くの外工場徒弟には製鐵所職工に關する規則を準用す

附 則

本規則は大正十年一月一日より施行す

參 錢 收 入 印 紙

誓 約 書

私儀今般御工場徒弟として入職御許可相成候に付ては御規則御命令を遵守し専ら操行を修め業務に勉勵し濫りに退職せざるは勿論工場徒弟修了後引續き滿四箇年間御指定の業務に従事し義務を全ふ致すべく萬一不都合の所爲の爲解職處分を相受候場合は工場徒弟修業中の御費用を辨償可仕候

右誓約候也

大正 年 月 日

縣 府 市 町 大字 番 地

戶 主 何 某 男 (弟又は甥)

原 籍 縣 府 市 町 大字 番 地

現 住 所 縣 府 市 町 大字 番 地

右親權者(後人見) 何 某 男 (弟又は甥)

製鐵所長官 何 某 宛

製 鐵 所

參 錢 收 入 印 紙

保 證 書

右の者今般御所工場徒弟として入職御許可相成候に付ては工場徒弟修業中及義務年限中御所諸規則御命令を遵守おしむべきは勿論濫りに退職せしめざるべく若し徴兵の爲入營致候節に制規の通り服役の上直に再就職致さすべく萬一此の場合再就職を致さず又工場徒弟修業中又は義務年限中退職し若し解職處分を受けたる場合は連帶責任を以て其の工場徒弟修業中に於ける御費用を辨償仕るべく又故意過失に依り御所に損害を生せしめたるときは連帶責任を以て其の損害を賠償仕り毫も御所に御迷惑相掛り申問數候仍て保證書提出候也

大正 年 月 日

縣 府 市 町 大字 番 地

原 籍 縣 府 市 町 大字 番 地

右戶主(親權者、後見人)

教育施設資料

現住所	縣府	郡市	町大字	番地
保證人	何	某	某	某
年	月	日	生	
原籍	縣府	郡市	町大字	番地
現住所	縣府	郡市	町大字	番地
保證人	何	某	某	某
年	月	日	生	

製鐵所長官 何 某 宛

(保證人が製鐵所奉職者なるときは其の官職名、所屬部所課掛工場名並職札番號を附記すること)

(ハ) 職工養成所規則

第一章 通 則

- 第一條 本養成所は製鐵所工場徒弟に必須なる教育を施し及製鐵所職工に補習教育を施すを以て目的とす
- 本養成所に徒弟部、補習部、専修部及講習部の四部を置く
- 第二條 各部共授業料よ之を徴收せす
- 授業用の圖書及用器類は總て自辨とす
- 第三條 本養成所に徒弟部生の爲徒弟合宿所を置く

徒弟合宿所に關する規定は所長之を定む

第四條 本規則に明文あるものの外入所者卒業又は修了者退所者に關する事項其の他重要なりと認むる事項は所長より之を製鐵所長官又は關係部所長に報告すへし

第二章 徒 弟 部

第五條 徒弟部は工場徒弟たるものに對し製鐵所職工たるに須要なる教育を施すを以て目的とす

第六條 徒弟部の入所期は毎年四月の一回又は四月、十月の二回とす

第七條 徒弟部の修業年限は一箇年半とし之を左の三學期に分つ

四月入所のもの 十月入所のもの

- 第一學期 自四月 一 日 至四月 三十一 日
- 第二學期 自五月 一 日 至五月 三十一 日
- 第三學期 自六月 一 日 至六月 三十 日
- 第一學期 自九月 一 日 至九月 三十 日
- 第二學期 自十月 一 日 至十月 三十一 日
- 第三學期 自十一月 一 日 至十一月 三十 日

第八條 工場徒弟として工場に於て實習を爲すの外教科目を定むること左の如し
修身、國語、實用數學、物理、化學、英語初歩、體操、製圖、力學大意、冶金術初歩、急救療法

第九條 教習授業は毎日午前中に之を行ふ其時間數は一週二十四

時間以内とす

授業終始時間並一週間に於ける各學期の配當は所長之を定む

第十條 休日定むること左の如し

- 日 曜 日
- 祝 祭 日
- 製鐵所起業記念日

自十二月二十八日 至翌年一月五日

前項所定の外所長は第三學期末に於て一週間以内並全學期を通じて二週間以内適宜休日を設くることを得

第十一條 試験は期日を定めず每學期之を行ふ其成績考査に關する規定は所長之を定む

第十二條 修業者には其考査成績に依り卒業證書又は修了證書を授與す

第十三條 病氣其他の事故に依り早退せんとする者は職員の許可を受け缺席又は遅刻したる者は合宿所居住者に在りては合宿所取締、通學者に在りては保證人の連署を以て其の翌日迄に所長に届出つへし

第十四條 缺席三日以上に及ぶときは合宿所居住者に在りては合宿所新取締、通學者に在りては保證人に於て理由を具し所長に届

製 鐵 所

出つへし但し病氣に基くものは醫師の診斷書を添付するを要す

第十五條 無届缺席者は所長に於て相當の訓戒の方法を執ることを得

第十六條 品行方正、學術優秀、業務に精勵し他の模範たる者並全學期を通して無缺席の者には所長に於て褒賞を授與することを得

第十七條 左の各號の一に該當する者は所長に於て其の修業の停止を命することあるへし

- 一、操行侮らざる者
- 一、修業の見込なき者

第三章 補 習 部

第十八條 前條に該當する者及職工規則又は所則に違反したる者あるときは所長は其の願未を所屬工場に通知し相當の處置を請求することあるへし

第十九條 補習部に於ては徒弟部卒業又は修了の者及之と同等以上の學力を有する者に對し更に補充教育を施すを以て目的とす

第二十條 修業年限は一箇年とし之を二學期に分つ

第二十一條 入所期及修業せしむべき人員は其の郡度所長之を定め製鐵所長官に報告すへし

教育施設資料

第二十二條 補習部生は技能優秀、操行端正、思想堅實にして左の各號の一に該当する者の中より試験の上之を選抜す

一、工場徒弟前期(舊規則に依る製鐵所職工養成所本科を含む)卒業又は修了後滿一箇年以上工場徒弟又は製鐵所職工として實地作業に従事し現に其の職に在る者

二、前號の者と同年以上の學力を有し滿三箇年以上製鐵所職工として實地作業に従事し現に其の職に在る者

三、舊規則に依る製鐵所職工養成所別科修了後滿二箇年以上製鐵所職工として實地作業に従事し現に其の職に在る者

第二十三條 補習部生たらんとする者は願書に所屬工場主任の認

印を受け當該部所長經由の上所長に願出すへし

第二十四條 選抜試験を分て口頭試問及學術試験の二とす學術試験の科目は左の如し

算術、物理、化學、英語初步

選抜試験の結果は所長より之を製鐵所長官及當該部所長に報告すへし

第二十五條 教科目を定むること左の如し

代數、幾何、機械學大要、修身、英語、電氣學大要、鐵冶金術大要、製造冶金大要、傳操

するこゝを得

第四章 專修部

第三十四條 專修部は製鐵所職工に補習教育を施すを以て目的とする

第三十五條 修業期間は六箇月以内とし其の始期及終期は所長之を定む

第三十六條 教科目は左の諸科目とし所長に於て適宜一科目又は數科目を選定し之を開設す

國漢文、實用數學、珠算、英語初步、初等幾何、製圖、力學大意、物理學大意、化學大意、工業物理、工業化學、鐵冶金術大意、機械大意、電氣大意、機械工具用法、鑄造法、製鋼術、製銑術、鍛鍊法、原動機の構造、鐵鋼の應用取扱法、發電機及電動機構造及操縱、機關車構造及操縱、燃料

前項の外所長は必要と認むる科目を特設することを得

第三十七條 專修部を修業せんとする者は開設せられたる科目中任意希望科目を選定し願書に所屬工場主任の認印を受け當該部所長經由の上所長に願出すへし但數科目の兼修を妨げず

第三十八條 授業時間は各科共修業期間を通し各百時間以内とする其の時間の配當及教授時間の終始は所長之を定む

第二十六條 授業時間の終始は所長之を定む

第二十七條 休日を選定すること左の如し

日曜 日

祝祭 日

製鐵所起業記念日

自十二月二十八日
至翌年一月五日

前項の外所長は必要と認むるときは臨時休日を設くることを得

第二十八條 試験は毎學期一回以上之を行ふ其の成績考査に關する規定は所長之を定む

第二十九條 修業者には其の考査成績に依り卒業證書又は修了證書を授與す

第三十條 缺席長きに互る者は所長に於て退學を命し其の旨所屬部長に通知す

第三十一條 退學せむとする者は其の理由を具し所屬工場主任の認印を受け當該部所長經由の上所長に願出すへし

第三十二條 性行不良又は修業の見込なき者は所長に於て其の理由を當該部所長に通知して修業を停止し又は退學を命することを得

第三十三條 全學期を通し無出席の者にば所長に於て褒賞を授與

第三十九條 退學せんとする者は其の理由を具し所屬工場主任の認印を受け當該部所長經由の上所長に願出すへし

第四十條 缺席長きに互る者は退學を命し其の旨所屬部長に通知す

第五章 講習部

第四十一條 講習部は製鐵所職工に對し短期間に技術上特に必要なる専門科目の補習教育を施すを以て目的とし但し職員は講習を妨げず

第四十二條 所長は講習せしむべき必要ありと認むる科目を選定し各部長に通知の上開設するものとす但し部所長は必要に應じ講習部の開設を所長に要求することを得

第四十三條 講習部生は工場主任之を選抜し當該部所長を經由の上所長に通知するものとす

附則

本規則は大正十年一月一日より之を施行す

(附) 職工養成所出身者數 (大正十五年三月現在)

部別	年次															總計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
徒	〇	一三七	九〇	八六	九二	一一三	一六五	六六	一〇一	九二	一三六	〇	〇	〇	〇	
補	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
專	五〇	二五	三二八	三三二	三三三	二八二	二二〇	二九九	四三二	三九六	三三四	四八四	一七	二二三	〇	
合	五〇	二五	三二八	三三二	三三三	二八二	二二〇	二九九	四三二	三九六	三三四	四八四	一七	二二三	〇	
計	五〇	二五	三二八	三三二	三三三	二八二	二二〇	二九九	四三二	三九六	三三四	四八四	一七	二二三	〇	
總計	五〇	二五	三二八	三三二	三三三	二八二	二二〇	二九九	四三二	三九六	三三四	四八四	一七	二二三	〇	

(二) 法政經濟學會々則

第一章 總則

第一條 本會は法制經濟學會と稱す

第二條 本會は會員相互法制經濟に關する研究を爲し併せて精神修養に資するを以て目的とす

第三條 本會事務所は當分の間大藏職工養成所内に置く

第四條 左の資格の一を有する者に非ざれば本會員たることを得ず

一、製鐵所従業員

二、製鐵所従業員二名以上の紹介ある者

第二章 入會、退會、及異動

第八條 本會は第二條の目的を達する爲め法制經濟に關する講座を設置し會員に限り之を聽講せしむ

第三章 事業

第五條 本會に入會せんとする者は毎年八月一日より八月二十日迄に別に定むる書式の入會申込書を會長に提出すへし前項の期間外と雖入會希望者多數ある時は特別の期間を定めて入會申込を受理することあるへし

第六條 會員中途退會せむるときは其の事由を記載したる書面を以て其の旨會長に届出つへし

第七條 會員自己の部所屬、官職、氏名、住所又は職業に異動を生じたるときは遅滞なく其旨會長に届出つへし

第九條 本會に設置する講座の學科目左の如し

一、法律

憲法、行政法、民法、商法、刑法

二、經濟及商業

經濟原論、經濟政策、金融論、財政學、商業學

前項科目の外講義として法律經濟に關する時事問題を講述す

第十條 講座は之を二學年に分ち各學年に於て講述すへき科目、毎週の授業時數及時間割は左の如し

第一學年 第一講座(自午後六時半至八時) 第二講座(自午後八時至九時半)

月曜日 憲法 金融論

火曜日 行政法總論 經濟政策第一部

水曜日 民法第一部 經濟原論

金曜日 商法第一部 刑法

第二學年 第一講座 第二講座

月曜日 行政法各論 經濟政策第二部

火曜日 民法第二部 商業學

水曜日 商法第二部 財政學

金曜日 民法第三部 國際金融論

第十一條 會員には各講師の講義案を印刷に附し實費を以て之を

頒布

第十二條 休講日を定むること左の如し

一、水曜日、土曜日、日曜日、祝祭日、製鐵所記念日

二、自七月二十一日 至九月十日

三、自十二月二十一日 至翌年一月十日

第十三條 學年試験は毎學年の終に之を行ふ

二ヶ年を通して十科目以上の試験合格者には修了證書を授與す但し二ヶ年を通して同一科目にして二講座又は三講座あるものは之を二科目又は三科目として計算す

第十四條 試験の外必要と認むるときは臨時試験及模範試験を行ふことあるへし

第十五條 試験の方法は筆記又は口述とす

第十六條 學年試験施行の際は少くとも二十日前に之を公告す

第十七條 特別の事由ある者は科目の一部又は全部に付試験を受けることを得、但し試験開始の前日迄に其の旨會長に届出つへし

第十八條 本會に於て必要ありと認むるときは學識經驗又は徳望を有する士を聘して公開講演會を開催することあるへし

第四章 會費及會員證

第十八條 會費は一ヶ月金壹圓とし毎月十五日(當日休會の場合)に其の月分を納入すへし但し八月は之を徴收せず

既納の會費は如何なる事由あるも之を還附せず
會費滞納二ヶ月以上に亙るときは退會したるものと看做す

第十九條 學年試験の成績優秀なる者には翌年度の會費を免除し又は賞品を授與することあるへし

第二十條 會員には會員證を交附す聽講者は入場の際之を係員に呈示すへし

第二十一條 會員證は之を他人に貸與することを得ず

第二十二條 會員證を紛失又は滅失したるときは直に其旨申出て再渡を請ふへし此場合に於ては手数料として金貳拾錢を徴收す但し紛失會員證を後日發見したるときは之を還附す

第二十三條 會員中途退會したるときは遅滞なく會員證を返納すへし

第五章 講師

第二十四條 本會講師は學識又は經驗ある者の中より會長之を囑託す

第二十五條 講師は名譽職とす但事宜により手當を支給することあるへし

第六章 役員

第二十六條 本會に左の役員を置く

- 會長 一名
- 理事 若干名
- 幹事 若干名

第二十七條 會長には製鐵所總務部長を推戴す

理事は會長の指名推薦に依る

幹事は會員中より會長之を依囑す

第二十八條 會長は會務を統理す

理事は會長の命を受け會務を掌理し會長事故あるときは之を代理す

幹事は會長及理事の命を承け庶務及會計に従事す

第二十九條 理事及幹事の任期は一年とす但し重任を妨げず

理事及幹事任期満了後之雖後任者就職に至る迄仍其の職に在るものとす

第三十條 役員は總て名譽とす但し賃費又は手當を支給すことあるへし

第七章 會計

第三十一條 本會の會計年度は九月一日に始り翌年八月三十一日

に終る

第三十二條 本會の經費は會員より徴收する會費及其他の収入を以て之を支辨するものとす

第三十三條 本會の收支決算は當該年度終了後二ヶ月内に完結し之を報告するものとす

第三十四條 金錢出納に關する規則は別に之を定む

第八章 總會

第三十五條 本會に會員總會を置き本會に關する重要事項を協議す

定時總會は毎年一回十月に之を開く

臨時總會は會長必要と認めたる時隨時之を招來す

第三十六條 總會の議長は會長之に當り會長事故あるときは理事之を代理す

第三十七條 總會は會員總數の半數以上出席するに非ざれば之を開く事を得ず

總會の議事は出席したる會員の過半數を以て之を決す可否同數なるときは議長の決する所に依る

第三十八條 總會を招集するには少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を公告し又は各會員に通知す

第九章 雜則

第三十九條 本會の報告、公告に關する事項は製鐵所時報「くろかれ」に掲載し又は講堂に掲示す

前項の外特に必要と認むる事項は會員各自に通知することあるへし

第四十條 本會則の變更は役員に於て無議決定し之を各會員に報告す

第四十一條 本會は會員總數の三分の二以上の同意あるに非ざれば解散することを得ず

第四十二條 本會解散したるときは會長指名の二名以上の整理委員を以て殘務を處理し財産の處分は會長に一任す

附則

第四十三條 本會は大正十四年十月一日より之を施行す

(七) 明治鑛業株式會社 赤池鑛業所

(1) 教化施設概要

(イ) 方針

各種教化施設に關しては人類愛に立脚し、相互協同を旨とし、悲喜相領を慶弔共済の實を擧ぐるに共に、補習教育臨時教育によりて、生活に必須なる常識と職業に有効なる知識を修めしめ、時代の變遷に伴ふ各種の思想に對する辨別力と批判力とを涵養すると同時に、兒童の愛護子弟教育の必須なるを知らしめ、他方に於ては慰安、娛樂、運動機關等各種趣味の向上を圖り、依て以て單調にして漸次機械化せられつゝある勞働より離れて、趣味と希望に生きしめ更に進んで客觀の世界即藝術界に自己を看出さしめ、知らずの間に、慰安と新らしき力とる感得せしめ、勞働により偏せる身心の習慣使用を去りて、興味と自發の中に全身全靈の活躍を自由ならしむるに努むることは、即ち單調なる坑内勞働者の生活及思想上に潑刺たる活力を與へて、以

て勤勞生活の藝術化により、其人格の向上と共に能率の増進を期待するに至り。

(ロ) 沿革

從來人事係に於て、各種の警備及衛生施設と共に勞働者の訓育を担任せしめ來りしも、大正八年十月一日信和會を組織し、會員相互の協調諸和ミ福利の増進及慶弔共済をなすと共に、専ら各種の教化を担任せしむべき世話役を置き其施設經營に努め、時代の進運に伴ひ着々向上進展を圖り居れり。

(2) 教化施設實況

(イ) 補習教育

區別	教授時間	終了年間	科目	備考
男子部	日水金三 日六時間	二ヶ年	國語、數學、 英語	青年訓練の 實施により 休止せり
女子部	七日間六 十三時間	年限を定 めず自用 を以て程 度とす	裁縫、刺子、 生花、絞染、 編物、作法、	裁縫を正科 とし他は選 意科とす

(ロ) 幼兒教育

(A) 託兒所 託兒所二ヶ所を設けあり、一は一、二坑に屬し大正九年十月に一は新坑に屬し大正十四年十月創設し、生後百日以上五歳迄の乳幼兒にして、父母の出業により他に保育者なきもの百六十九名を收容し、ミルク及菓子

史、趣味、科學等の圖書（現在三百四十七冊あり尙購入し居れり）を備へて閱覽に供するの外、新聞九種ミ雜誌十種を備へあり。且勞力新聞及安全燈、報德雜誌を多數購入し、巡回文庫的閱覽に供しつゝあり。

(ホ) 諸會合

(A) 青年團 大正十一年一月創設し、青年の智徳を研き心身の健康と人格の向上に努め居れり。團則左の如し。

信和會赤池鑛業所支部青年團規則

(大正十一年一月創設
大正十五年四月一部改正)

第一條 本團は信和會赤池支部青年團と稱す

第二條 本團の目的左の如し
教育勸語及戊申詔書の御趣旨を奉體し青年の知徳を研き心身の健康と人格の向上を圖るを以て目的とす

第三條 本團は本部を信和會事務所に置き左記各區に分團を置く
第一區、第二區、第三區、第四區、第五區、第六區、第七區
第八區、第九區、(甲號社宅)

第四條 本團會員を分つて左の二種とす

一、名譽會員 二、正會員

(ハ) 標語教育

(B) 幼稚園 大正十二年四月創設し、滿四歳以上學齡迄のもの

(ニ) 通信教育

(A) 通俗講演 毎月一回最終日曜日に定期宗教講演を行ふ外、隨時名士又は専門家の修養又は科學講演を開催す

(B) 圖書室 娛樂部の一部に圖書部を設け、宗教、教育、歴

第五條 學者徳望家又は本團に功勞ある者を委員協議會の決議を経て名譽會員に推薦す

第六條 赤池支部区内居住の青年を以て正會員とす

第七條 本團の青年とは満十五歳以上二十五歳未満の男子とす但し満二十五歳に達するも其年十二月卅一日迄は退團せざるものとす

第八條 本團會員にして素行修らず團員の資格なしと認むる時は協議會の決議により除名することあるべし

第九條 本團の經費は正會員の負擔とし毎月金拾錢を贈出す但し信和會より相當の補助金を交付することあるべし

第十條 本團に左の役員を置く

- 一、團長一名
- 一、評議員二十七名
- 一、常任幹事二名
- 一、委員二十二名
- 一、書記三名

第十一條 赤池支部長を以て團長に推戴す

團長に團務を總理す

第十二條 評議員は信和會世話役及委員組長中より十八名本團正會員中より九名團長之を指名す

評議員は團長の諮問機關たると同時に協議會に出席して意見を陳述することを得

第十三條 常任幹事は信和會員中より二名團長之を指名す

常任幹事は團長の命を受け團務を處理す

常任幹事の任期は一ケ年とす

第十四條 委員は各分團の正會員中より第二、三、七、八、區分團は三名宛其他の分團は二名宛互選す

委員は幹事を助けて團務に參與す

委員の任期は一ケ年とす

第十五條 信和會書記を以て本團書記とす

書記は團長の指揮を受け庶務記録に従事す

第十六條 毎年一回總會を開き諸般團務を報告す

第十七條 隔月に一回若しくは必要の場合には隨時委員の協議會を開き實行要目其他必要事項を協議決定す

(B)女子青年會 大正十五年三月創設し會員の婦徳を修め

實際生活に必須なる智徳技能を研き、體力の増進を圖り居れり。會則左の如し。

信和會赤池鑛業所支部女子青年會々則

(大正十五年創立) (三月十四日創立)

第一條 本會は信和會赤池鑛業所支部女子青年會と稱す

第二條 本會は會員の婦徳を修め實際生活に必須なる智徳技能を

磨き體力の増進を圖るを以て目的とす

第三條 本會は本部を信和會事務所に置き左の各區に分會を置く

第一區、第二區、第三區、第四區、第五區、第六區、第七區、

第八區、第九區(甲號社宅)

第四條 本會は赤池支部区内居住の年齢當十五才以上二十五才

以下の婦女を以て組織す但既婚の婦女にして相當の理由あるときは會員たらざる事を得

赤池支部に在職する女教員及保母は總て會員たる義務を有す

第五條 本會に於て行ふ事業の要項左の如し

- 一、補習教育の普及
- 二、各種の講習會、講話會、懇親會等を開催すること
- 三、女子の風紀改善を圖ること
- 四、敬神樂祖の實を擧ぐることに
- 五、向上日、早起會、國民體操、美化運動、登山遠足等を行ふこと
- 六、敬老慈愛の實行を期すること
- 七、勤儉齊家の美風を涵養すること
- 八、其他女子に必須なる事項

第六條 本會に左の役員を置く

明治鑛業株式會社赤池鑛業所



一、會長一名 一、理事若干名 一、評議員若干名

一、委員廿三名

第七條 會長は赤池鑛業所長若しくは副長を推戴す會長は會務を統轄し本會を代表す

理事は信和會世話役若しくは會員中より會長指名し會長の指揮に従ひ會務を處理す

評議員は信和會員の夫人及女子信和會員中より會長指名囑托し會長の諮問に應じ若しくは委員會に列席して意見を述べることを得

委員は各分會の正會員中より第二、三、七、八、九は三名宛、

其他の分會は二名宛を互選し會務に參與し且會費の徵收其他分會の一切の會務を處理す

第八條 委員の任期は一ケ年とす但再選を妨げず

第九條 本會に對し特に功勞ある者又は學識徳望ある者及常に指導援助せらるる者を役員會の決議により顧問に推戴す

第十條 毎年一度總會を開き庶務、會計、事業の報告及協議委員の選舉、會員の談話名士の講演等を行ふ

第十一條 評議員は隨時必要の場合に於て評議員會を開く

第十二條 隔月に一回若しくは必要の場合には隨時委員會を開き本

會専業の選定經費に關する件實行要目其他必要事項等九協談決定す

第十三條 隔月に一回會員の例會を開く

第十四條 會員は會費として毎月金拾錢を贈出するものとす但し補助金寄附金の交付を受くることを得

第十五條 本會に左の帳簿を備ふ

記録 會員名簿 會計簿

第十六條 本會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終了す

第十七條 本會會則の改正は總會の決議に據るものとす

第十八條 各分會の事業は適宜に協定し會長の承認を経るものとす

第十九條 本會會員にして素行修らず會員の資格なしと認むるときは役員會の決議により除名することあるべし

(C)小學生暑中早起會 暑中休暇一ヶ月間、尋常五年以上の男女生全部を午前五時迄に大山祇神社廣庭に參集せしめ、遙拜後國民體操美化運動劍道團隊教練(男子のみ)を行ひ且學習帳の點檢を行ひ居れり。

(D)學生勞働實習 暑中一ヶ月間、高等小學男生及中學生

の希望の希望者を以て、勞働實習に従事せしめ居れり。

(E)小學生向上會 暑中早起會の終了後、該會の有志者を以て組織し、毎月各日曜日(於て早起會を行ひ、各種の行事を實行し、且各自に一日一善の實行を奨め「ノート」一冊宛を與へて記帳せしめ、當日點檢し居れり。

(F)文藝會 文藝趣味向上のため、大正十二年創設し、毎月一同定期例會を開き、主として俳句を作り且亦小品文通俗文等の練習を試み、春秋二回大會を開き大に其趣味向上に努む

(G)敬老會 春秋二回彼岸期間中の休業日に開催し、六十歳以上の高齢者を招き敬老慰安に努め居れり。

(H)表彰會 毎年十月總會奉行的際及毎年四月青年團並に女子青年會總會當日善行者を表彰し、記念品を贈與せり。

(I)保護者會 春秋二回託兒所幼稚園並に小學兒童の父兄母姉を集合せしめ、教育家其他の名士を聘して教育衛生家事經濟等に關する講演を催ふし、且兒童の遊戯唱歌又は學藝を行ひ、其成績品を陳列展觀せしめ居れり。

(附)

(一) 信和會

(い) 信和會趣意書

我々數千の人々が所々方々から集つて來て同じ會社の同じ鑛山で一所に働くと云ふ事はお互に何かのるんねんがあると思ひます、縁あつて折角一所になつたからにはお互に仲良く暮して愉快に働きたいと思ひます、之をたとへて見れば丁度一家内の様なものであります、親子兄弟の縁に繋がるからには一家睦じく愉快に暮したいと思ふのと同じ事であります。

そして此の親しき大家族の我々が働いてゐるのはつまりは地の中に埋つてゐる石炭と云ふ國のたからを掘出して之を世間の用に役立て様云ふのであります、我々が日々働いてゐればこそ日本の國は石炭に不自由なくそれでいろいろの仕事が出來て國も段々富んで行くのであります、それで我々が毎日働いてゐるのは身のため家のためである丈でなく又大いに日本の爲めになつて居るので我々は國の爲めに立派な御奉公をしてゐますこう考ふるに我々は一層ふんばつして働かねばならぬ事になります。

けれども多人數一所になつて働いてゐれば、そこには少し位氣にくはぬ事も時々出來るものであります、之を仲良く愉快に働かうと云ふには第一にはお互に氣心を知り合つて力をあはせて働くと云ふ事が大切であります、お互に氣心を知り合へばむやみに他人を疑はない様になります、よし間違が起り不平があつてもお互に先方の心の中に思つてゐる事がよくわかれば自然に疑は暗れて間違の起る事もなくなりてお互に信用し合ひ力を和せ一致して愉快に働く事が出來ます、又第二には思遣りがあつて苦樂を共にする心持がなくてはなりません、之を一家にたゞへて見れば親子をいたわり子は親を慕ひ兄弟仲良く互に力を和せて眞面目に働けばこそ一家は繁昌すると同じで此の思ひやりがあつて苦樂を共にすると云ふ心があればたとひ仕事場は違ひする仕事は別でありまして互に助け合ふ云ふ美しい心から自然仲も良くなり愉快に働く事が出來ます、又我々は熱心に働くと同時に段々身の仕合も増し又立派な心の人にもなりたいと思ひますがそれには第一自分の心の置き方がかんようであります、又一つにはそんな風になる様に教

へてくれたり導いてくれたりする人がなからねばなりませんつまり何事に依らず世話してくれる、相談に乗ってくれる人が必要なわけでありませう。

そこで今度信和會と云ふ會が出来て此會で前に申した目的を遂げる爲めに大體次の様な事を定めました

一、此の明治鑛業會社の人は本社の人でも鑛山の役員でも鑛夫でも皆此の會の會員であります。

一、此の會の目的は前に申した趣意でありますから規則書の第二條には次の様な事が書いてあります

初の處に書いてある事はお互に氣心を知り合ひて互に信用し合ひ力を和せて働くこと云ふ事でありまして、此會の大切な目的であります。それで會の名前も信和會とけ付けた譯であります。その後處に書いてある正會員の福利を増進すると云ふ事は正會員だけの幸福になる事や又爲めになる事をする事と云ふ事で我々は熱心に眞面目に仕事を働いてゐるれば世間に後れない様に種々の事を世話もしてくれ、教へてくれ、導いてくれ、又相談にも乗つてくれること云ふ事でありましてそのため

世話役と云ふ人が置いてありますから、小供の教育の事でも内輪の事でも、又會社に要事のあるときでも、何んでもよいから遠慮なく世話役に申出れば世話役は必ず親切に心持よく世話してくれます、斯うしてもらへばお互に安心して働ける譯であります。

又慶弔共済を爲すこと云ふ事は正會員だけの一家内に目出度い事や悲しい事のあつたときに祝儀や香典を贈り又火事にあつたとか、病氣にかゝつたとか、産後とか軍隊に入營したとか戦争に行つたとか云ふときに手當金を贈ると云ふ事でありませう、之れはお互に思ひやりをして苦樂を共にすると云ふ美しい心から出るのです。此金を贈る事についてのくわしい事は規則書に書いてあります。

一、信和會の事で我々會員が時々相談することがありますが其時に數千の會員が皆集つて相談すると云ふ事はかへてござつしますから、かねて會員の内から委員をきめて置いて此委員の人々が重なることからの相談にあづかる事になつてゐます委員には親切な立派な人

を會長が會員の内からえらぶ事になつてゐます。

一、前に申した様に喜び事や悲しみ事や其他種々の事の爲めに此會にはたくさんのお金がいらませう、そこで正會員は毎月拾錢宛の會費を出し賛助會員も月給の内から應分の會員を出します、けれども唯之れだけでは月々の支拂に足りませぬから、會社から此足らぬ丈の金は其都度出す事になつてゐます、尙前の社長からも基本金として寄附金がある事になつてゐます

(ろ) 信和會規則

第一章 總 則

第一條 本會は明治鑛業株式會社信和會と稱す

第二條 本會の目的の左の如し

一、會員相互の意思を疏通し信義を重んじ和衷協同の實を擧ぐる事

二、正會員の福利を増進し慶弔共済を爲す事

第三條 本會は本部を本社に置き支部を支店及び鑛業所に置く但出張所及分坑には支部若しくは支部分會を置くことを得

第二章 會 員

第四條 本會の會員を分つて左の三種とす

明治鑛業株式會社赤池鑛業所

一、名譽會員

二、賛助會員

三、正會員

第五條 本會々長の推薦したる者を名譽會員とす

第六條 本會社の役員及従業員を賛助會員とす

第七條 本會社の鑛夫にして鑛夫名簿に登録したるものを正會員とす

第三章 資 金

第八條 賛助會員は一定の金額を贈出して本會を賛助す

第九條 正會員は毎月拾錢の掛金を爲すことを要す但己に納入したる掛金は之を拂戻さず

一ヶ月を休せる正會員は其月の掛金納入の義務を免除す

第十條 本會は本會社より毎年正會員掛金總金額以上の補助金を受くるものとす

第十一條 本會は本章規定の以外の金品の寄附を受くることを得但用途を指定せられたるときは本會の目的に反せざる限り其指定の目的に使用するものとす

第四章 役 員

第十二條 本會に左の役員を置く

- 一、會長 壹名
- 二、副會長 壹名
- 三、幹事 壹名
- 四、支部長 若干名
- 五、書記 若干名
- 六、委員 若干名
- 七、世話役 若干名

第十三條 本會社の社長を以て會長とす

第十四條 會長は本會を統率し之を代表す

第十五條 本會社の副社長を以て副會長とす

第十六條 副會長は會長を補佐し會長事故ある時は其職務を代理す

第十七條 幹事は會長之を任免し其命を承け本會の事務を掌理す

第十八條 支店長、礦業所長又は主任を以て支部長又は分會主任とす 支部長は會長の命を承け支部一切の會務を指揮監督す

分會主任は支部長の命を承け分會の會務を掌理す

第十九條 書記は會長之を任免し所屬上長の命を承け其擔當事務を處理す

在會年數	一年未滿	一年以上五年未滿	五年以上
金額	金拾圓	金拾五圓	金拾圓

第廿九條 正會員の家族死亡したる時は金五圓香奠を贈る者とす

第六章 共 濟

第三十條 正會員天災地變に遭遇したるときは金參圓の見舞金を贈るものとす

但特に救濟の必要ありと認めたるときは遭難の程度に依り其金額を増加することあるべし

第卅一條 正會員不具廢疾となりたる場合には左の見舞金を贈るものとす

種 類	在會年數	一年未滿	一年以上五年未滿	五年以上
終身自用を辨するに能はざるもの		金參拾圓	金參拾五圓	金四拾圓
自用は辨し得るも終身勞役に従事すること能はざるもの		金十五圓	金貳拾圓	金貳拾五圓
従來の勞役に従事すること能はざるもの		金五圓	金拾圓	金拾五圓

第卅二條 正會員疾病傷害のため一週間以上休業の止むなき時は休業第七日より一日金參拾錢宛を贈るものとす但傳染病及公

明治礦業株式會社赤池礦業所

第二十條 委員は賛助會員及び正會員中より支部長之を指名し支部に於ける會務に參與す

第廿一條 委員の任期は一ヶ年とす

第廿二條 世話役は會長之を任免し正會員及び其家族の慰安指導啓發に従事し其他諸相談に應じ斡旋の勞をとるものとす

第廿三條 委員及世話役の數は支部長の具申に依り會長之を定む

第五章 慶 弔

第廿四條 正會員婚姻を爲したる時は金五圓の祝儀を贈るものとす但し第二回以後は其金額を減減することあるべし

第廿五條 正會員女子を擧げたる時は金參圓の祝儀を贈るものとす

正會員なる戸主其家に養子を爲し又は正會員の子女にして婚姻を爲したる場合亦同し但し其里方に付ては此限りにあらず

第廿六條 正會員軍務の徴収に應じたる時は金拾圓の祝儀を贈るものとす退營したるとき亦之に準す

第廿七條 正會員戰時又は事變の爲め召集に應じたる時は金拾圓の祝儀を贈るものとす凱旋したるときは祝儀亦之に準す

前項の正會員の在坑家族には一日金參拾錢宛を贈るものとす 第廿八條 正會員死亡したる時は左の香奠を其遺族に贈るものとす

傷患者にして會社所定の救助を受くるものを除く

前項の療養金の支給は百日にして止む

第卅三條 前條療養金支給額は其給料の三分の二を起ゆる事を得とす

第卅四條 前二條の場合に於て特に救濟の必要ありと認めたるときは其規定に依らず救助することあるべし

第卅五條 正會員分娩の爲め休業せるものは分娩後一ヶ月内に限り前三條の規定を準用す

第七章 會 計

第卅六條 本會の會計年度は本會社の會計年度とす

第八章 附 則

第卅七條 本規則の改正は支部長會議に於て之を決す但支部長は豫め委員會に諮問することを要す

第卅八條 本規則は大正八年十月一日より之を施行す

第卅九條 當分の中法律上の手續を完了せざるも事務所に出出たるものは之を正當結婚と看做す

第四十條 本規則中家族とは會員と同居せる親族にして支部又は分會に豫め届出でたるものに限る

劍道稽古中	一回	自一月六日三十日間
保護者會	二回	七月十一日幼稚園に於て舉行
幼稚園託兒所運動會	一回	九月十二日同 三月二十八日山の神前廣庭に於て

同母の會	一回	十二月二十二日幼稚園にて
青年團向上會	四回	春岳登山二回、船尾山一回
女子青年會	三回	乃木神社參拜、白糸滝一回、
登山遠足	三回	三神參拜

(附)(三) 青年團事業表

月	日	會名	參會人員	實 施 事 業
二月	九日	縣主催青年幹部講習會出席	三名	企救郡企救町に於て開催の該會に犬伏常任理事引卒の上出張三日間
二月	二十日	秩父宮殿下奉迎送	四名	福岡市外日ヶ原に於て奉迎送のため森川常任幹事引卒出張
二月	二十二日	委員會	十名	例會開催其他の件協議
三月	一日	修養例會	五十六名	遙拜靜座詔書令旨捧讀講演感話國民體操等各種行事を擧ぐ
三月	九日	補習教育夜學開始	十八名	
三月	十三日	委員會	九名	春季運動愛開備競技及一夜講習會開催の件
三月	二十九日	同	十二名	委員選舉及青年團總會開催の件敬老會の件
四月	四日	委員選舉		午前七時より同九時迄選舉を行ふ
四月	五日	第四回總會	百六名	引き続き委員選舉を行ひ午後三時に至る午後三時半より第四回總會行事に入り午後十時閉會
四月	二十六日	委員會	八名	運動會延期に付協議
五月	三日	早起會	十三名	午前五時山の神廣場に參集し遙拜、國民體操の美化作業を行ひたり
五月	十日	體育日	百二十名	午前三時四十五分汽笛にて合圖をなし學生向上會員八十五名と共に集り講演を行ひ御成婚二十五周年を奉祝せり

同		敬老會	二十三名	委員出席幹旋し且餘興演藝を行ひ慰安に務めたり
五月	十七日	春季運動會	三百名	信和會賛助會員及正會員合同の運動會に參加し分團別競技其他の各種競技を行ひたり
六月	二日	修養例會	七十名	社會教育大家松原源次郎氏の講演ありたり
六月	五日	委員會	二十名	秩父宮殿下御旅程安泰祈願行事と修養例會開催の件協議
六月	七日	修養例會	六十四名	山の神廣場に於て秩父宮殿下御旅程安泰祈願行事を行ひ次て修養例會を行ひたり
六月	二十三日	委員會	三十一名	臨海生活の方法及希望等協議をなせり
七月	五日	休業日出業	二十三名	收得金を以て團服調製の目的にて出業せり
七月	二十六日	同	二十五名	同
八月	九日	同	二十三名	同
八月	十六日	委員會	十名	縣主催船育大會選手選定、臨海生活の件、修養例會の件
八月	三十一日	阿蘇登山	三十八名	午後九時參集の上同十時十分金田驛發にて犬伏常任幹事引卒により山發三日補坑せり
九月	二十日	敬老會	二十八名	午前十時開會し杉大心師の法話晝食の饗應青年團員の尺八義太夫を行ひ晝會裡に散會す
九月	二十七日	庭球大會	二十名	豊國礦業所青年團庭球部と對抗試合をなせり
同		野球試合	十二名	直方野球部と對抗試合をなせり
十月	七日	入坑前國民體操實施		本日より一二坑及新坑に於て國民體操の實施を奮勵せり
十月	三十日	委員會	十二名	山の神祭典準備の件に付協議せり
十月	三十一日	山の神祭典準備	五十九名	山の神祭典準備の爲め奉仕せり
十一月	一日	山の神祭典奉仕	八十名	山の神大祭神輿渡御に付奉昇奉仕せり

十一月十五日	委員	會十五名	登山遠足をなすこと及一夜講習會を實行する事
十一月二十二日	香春岳登山	七十名	午前九時出發午後四時半歸着せり
十二月十一日	青年幹部講習會出席	五名	田川郡田川農林學校にて郡主催講習會に富田書記今定人事係引卒により出張
十二月二十二日	委員	會五名	一月中の行事を協議せり 元且青年團早起會神社參拜の件

(一) 體育

(A) 劍道部 俱樂部の一室(二十五坪)を劍道場に充て希望者に對し午後五時より練習を行ひ居れり。大正十二年以來尋常科五年以上のものを以て少年部を設けたり。毎年暑寒兩季に猛練習を行ひ、且秋季に乃木將軍追悼記念劍道大會を開催し居れり

(B) 庭球部 庭球コート五ヶ所を設けあり、従業員勞務者の別なく常に供用しつゝあり、屢對外競技を試み居れり
(C) 野球部 面積三千坪のグラウンドを設置し、従業員勞務者合同有志者にてチームを設け、練習を行ひ屢對外競技を試み居れり

(D) 戶外運動の設備 青少年及幼年者の爲の坑所數ヶ所に蹴鞠廻旋塔鐵棒滑り臺砂遊場を建設しあり

競技を行ひ居れり

(G) 體操獎勵 入昇坑時又は出退勤時數分間を利用し、國民體操を獎勵實行せしめつゝあり

(H) 登山見學旅行神社參拜遠足會 青年團女子青年會及學生向上會員に於て春秋二回上記の遠足會を舉行し居れり
團員にあらざるものも希望者には參加を許し居れり

(I) 觀櫻會 大山祇神社の神域内外苑に従業員勞務者合同により、櫻桃其他の花樹草花を栽培し、遊園地と定め春季櫻桃満開の頃觀櫻會を開催し、終日相俚に清遊し大正十一年以來舉行し居れり

(ト) 慰安娛樂

(A) 演劇 定期としては一月一、二、三、八月十四、十五十六の各三日間、並に十一月大山祇大神の大祭に二日間催す

(B) 語り物 前記の演藝當日講談若しくは浪花節を開演し其他隨時開演することあり

(G) 音樂會 淨瑠璃、謡曲、尺八、筑前琵琶等の音樂會を組織し、毎週一回宛若しくは一ヶ月一二回演習するもの

明治鑛業株式會社赤池鑛業所

(E) 庭園及園藝施設 大山祇神社内外苑遊園地の外に於て俱樂部及託兒所、幼稚園周圍の庭園には各種の花弁を栽培し、四時殆んど花を絶たず。其採收したる種子又は培育したる苗は隨時無料にて全般に配與す、會員中前庭其他の空地を利用して花卉を栽培するもの頗る多し。且亦盆栽趣味其他蔬菜の栽培に興味を有するもの多く、坑所の原野を開墾するもの著しく増加せり。是等の趣味施設は衛生經濟風致の上に極めて有益なるを認め居れり、而して街路及空地には櫻、檜、梧桐、プラタナス等の苗木を植栽し、防風衛生風致に資し、且情操涵養に努めつゝあり

(F) 運動會 體力の向上と協調倍樂の旨趣により、従業員勞務者及其家族及小學生徒合同の運動會を毎年四月グラウンドに於て開催し、男女老若を問はず、隨意に各種の

あり、一年一回若しくは二回大會を開催せり

(D) 活動寫眞會 教育又は科學、或は風景滑稽、或は演劇等を一ヶ月一二回映寫し居れり

(E) 圍碁、將棋、ビンボン、カルタ、關珠盤大會 ビンボン臺は一臺、カルタは二組、其他は各三面宛を俱樂部に設備しあり

(F) 俱樂部は午前八時三十分より午後九時まで(休業日の前日は午後十一時迄)開館し、従業員勞務者及其家族(幼兒及小學兒童は除く)は隨時出入して競技娛樂を偕にし、隔日に一回宛碁將棋大會とビンボン、カルタ關珠盤大會を開き會費は無料として一等より七等まで賞品を授與せり

(附) 體育及慰安娛樂施設表

慰安演藝	六回
活動寫眞	十一回
浪花節	十一回
演藝大會	一回

會誌	全従業員の知徳の向上並に親和	年々定むる豫算を以て各種圖書を購入し現所蔵千七百九十三冊にして之を社内圖書庫に保管し毎日午及夕の休憩時間中貸出をなす一貸出期間は一冊十日間とし自宅に持歸り閱するを妨げず	男子部と婦人部とに分て東京、大阪、神戶、國府、神戶、又新、鹿兒島、朝日、各地新聞十種、中央公論、現代、女性、主婦の友、週刊アサヒ、サンデー毎日、アサヒスポーツ、映画雑誌等各種雜誌千四百種其他各種寄贈の新聞雜誌を備へ休憩時間に週讀せしむ	職工通用に附近に設置す自備の常備圖書とに分ち自備圖書には倫理的的反省の辭句ボスター等を掲げ常備圖書には常識の圖書に資すべき文章統計等を掲げ尙時々災害防止に關するボスターをも掲げ内容に時々の之を取り代ふ	職工食堂に圖書將棋ビンゴ等用具等を設置し俱樂部精神を涵みて休日等之を利用せしむ其他構内に遊歩園木、ブランコ、テニスコート等を設備する外各種運動競技の執行機關を有す	大正六年十月以來毎年數回発行し既刊回数四十五回に及ぶ每號發版に六七頁のものなり發行部數千五百乃至千七百冊
圖書	知徳の涵養	年々定むる豫算を以て各種圖書を購入し現所蔵千七百九十三冊にして之を社内圖書庫に保管し毎日午及夕の休憩時間中貸出をなす一貸出期間は一冊十日間とし自宅に持歸り閱するを妨げず	男子部と婦人部とに分て東京、大阪、神戶、國府、神戶、又新、鹿兒島、朝日、各地新聞十種、中央公論、現代、女性、主婦の友、週刊アサヒ、サンデー毎日、アサヒスポーツ、映画雑誌等各種雜誌千四百種其他各種寄贈の新聞雜誌を備へ休憩時間に週讀せしむ	職工通用に附近に設置す自備の常備圖書とに分ち自備圖書には倫理的的反省の辭句ボスター等を掲げ常備圖書には常識の圖書に資すべき文章統計等を掲げ尙時々災害防止に關するボスターをも掲げ内容に時々の之を取り代ふ	職工食堂に圖書將棋ビンゴ等用具等を設置し俱樂部精神を涵みて休日等之を利用せしむ其他構内に遊歩園木、ブランコ、テニスコート等を設備する外各種運動競技の執行機關を有す	常時貸出數七百乃至九百冊一日平均出納數七十冊乃至九十冊
圖書新聞雜誌閱覽室	知見の啓發	年々定むる豫算を以て各種圖書を購入し現所蔵千七百九十三冊にして之を社内圖書庫に保管し毎日午及夕の休憩時間中貸出をなす一貸出期間は一冊十日間とし自宅に持歸り閱するを妨げず	男子部と婦人部とに分て東京、大阪、神戶、國府、神戶、又新、鹿兒島、朝日、各地新聞十種、中央公論、現代、女性、主婦の友、週刊アサヒ、サンデー毎日、アサヒスポーツ、映画雑誌等各種雜誌千四百種其他各種寄贈の新聞雜誌を備へ休憩時間に週讀せしむ	職工通用に附近に設置す自備の常備圖書とに分ち自備圖書には倫理的的反省の辭句ボスター等を掲げ常備圖書には常識の圖書に資すべき文章統計等を掲げ尙時々災害防止に關するボスターをも掲げ内容に時々の之を取り代ふ	職工食堂に圖書將棋ビンゴ等用具等を設置し俱樂部精神を涵みて休日等之を利用せしむ其他構内に遊歩園木、ブランコ、テニスコート等を設備する外各種運動競技の執行機關を有す	各地新聞により各職工は郷里の消息を知るを得るを以て多大の興味を以て利用されつゝあり
修養板	知徳の啓發並に災害防止	年々定むる豫算を以て各種圖書を購入し現所蔵千七百九十三冊にして之を社内圖書庫に保管し毎日午及夕の休憩時間中貸出をなす一貸出期間は一冊十日間とし自宅に持歸り閱するを妨げず	男子部と婦人部とに分て東京、大阪、神戶、國府、神戶、又新、鹿兒島、朝日、各地新聞十種、中央公論、現代、女性、主婦の友、週刊アサヒ、サンデー毎日、アサヒスポーツ、映画雑誌等各種雜誌千四百種其他各種寄贈の新聞雜誌を備へ休憩時間に週讀せしむ	職工通用に附近に設置す自備の常備圖書とに分ち自備圖書には倫理的的反省の辭句ボスター等を掲げ常備圖書には常識の圖書に資すべき文章統計等を掲げ尙時々災害防止に關するボスターをも掲げ内容に時々の之を取り代ふ	職工食堂に圖書將棋ビンゴ等用具等を設置し俱樂部精神を涵みて休日等之を利用せしむ其他構内に遊歩園木、ブランコ、テニスコート等を設備する外各種運動競技の執行機關を有す	修養板の効果は位置の外掲げらるゝ内容にかゝれるを以て常に此の點に注意し居れり
其他	従業員の親睦娛樂並に體育の向上	年々定むる豫算を以て各種圖書を購入し現所蔵千七百九十三冊にして之を社内圖書庫に保管し毎日午及夕の休憩時間中貸出をなす一貸出期間は一冊十日間とし自宅に持歸り閱するを妨げず	男子部と婦人部とに分て東京、大阪、神戶、國府、神戶、又新、鹿兒島、朝日、各地新聞十種、中央公論、現代、女性、主婦の友、週刊アサヒ、サンデー毎日、アサヒスポーツ、映画雑誌等各種雜誌千四百種其他各種寄贈の新聞雜誌を備へ休憩時間に週讀せしむ	職工通用に附近に設置す自備の常備圖書とに分ち自備圖書には倫理的的反省の辭句ボスター等を掲げ常備圖書には常識の圖書に資すべき文章統計等を掲げ尙時々災害防止に關するボスターをも掲げ内容に時々の之を取り代ふ	職工食堂に圖書將棋ビンゴ等用具等を設置し俱樂部精神を涵みて休日等之を利用せしむ其他構内に遊歩園木、ブランコ、テニスコート等を設備する外各種運動競技の執行機關を有す	何れも相當の効果を取めつゝあり

(2) 親友會

(イ) 親友會規則

第一章 名稱及目的

第一條 本會は株式會社住友電線製造所親友會と稱す

第二條 本會は會員相互の共濟並に親睦を計り徳性を涵養し技能

第二章 會員

第三條 本會々員を分ちて左の二種とす

- 一、正會員
- 二、準會員

を練達し併せて住友電線製造所の事業に貢獻するを目的とす

第四條 正會員は株式會社住友電線製造所定備職工より成る

第五條 準會員は株式會社住友電線製造所試験備職工及臨時備職工より成る

第六條 株式會社住友電線製造所職工として入職する者は必ず本會に入會するの義務を有す

第三章 會費

第七條 會員は左の區別により毎月二回の勸定日毎に會費を納む

日給額	金額
金三圓二十五錢以上	金三十錢
金二圓六十錢以上三圓二十四錢以下	金二十五錢
金一圓九十五錢以上二圓五十九錢以下	金二十錢
金一圓三十錢以上一圓九十四錢以下	金十五錢
金九十一錢以上一圓二十九錢以下	金十三錢
金六十五錢以上九十錢以下	金十錢
金六十四錢以下	金五錢

第八條 會員は其理由の如何を問はず既納會費の返戻を求むることを得ず

第四章 贊助員

住友電線製造所

第九條 株式會社住友電線製造所備員にして本會の總旨を翼賛し且本會の維持費として毎月左の金額を贈出する者は贊助員に推薦す

- 一、一等備員以上 月俸額の百分の一
- 二、二等備員 月俸額の三分の一
- 三、三等備員以下 月俸額の四百分の一

第五章 役員及役員會

第十條 本會に會長一名副會長二名評議員若干名を置く

評議員中若干名を以て常務委員とす

第十一條 會長には株式會社住友電線製造所主席常務取締役副會長には會長の推薦により之を推挙す

第十二條 評議員は單記無記名投票にて正會員之を選挙し會長之を命ず

第十三條 準會員は評議員を選挙し又は評議員に選挙せらるゝことを得ず

第十四條 會長は本會の目的を遂行せんが爲め必要なりと認むるときは本會贊助員中より評議員を囑托す

第十五條 評議員の任期は一箇年とし毎年六月之を改選す但し再選重任するも差支なきものとす

第十六條 常務委員は左記員数の割合に依り評議員中より之を互選す

一、製造部第一工場、第二工場及第三工場所屬評議員中より各工場毎に二名

二、製造部(各工場を除く)及技術部所屬評議員中より一名

三、工作課所屬評議員中より一名

四、經理部及商務部所屬評議員中より一名

五、囑託評議員中より三名

第十七條 評議員會議長副議長及各部幹事長は常務委員とす

第十八條 常務委員は評議員の退任に依り解任す

第十九條 會長は本會を總理す

副會長は會長を補佐し會務を掌理す會長事故あるときは副會長之を代理す

評議員は本會の目的を達すへき方法順序の審議に參與し併せて本會の會務を處理す

第二十條 評議員會は會長の召集に依り之を開き重要な會務を審議するものとす

第二十一條 評議員會は評議員中より議長副議長各一名を選舉す

其の任期は評議員の任期に依る

第二十二條 議長事故あるときは副議長之に代はり議長副議長共事故あるときは臨時評議員中より假議長を選舉す

前項假議長の選舉に付ては年長の評議員議長の事務を代理す年齢同じきときは抽籤を以て之を定む

第二十三條 評議員會の議事並に議決事項は其の都度會長の承認を受くべし

第二十四條 會長及副會長は評議員會の議事に干與することあるべし

第二十五條 評議員會は評議員總数の二分の一以上出席ありたるとき成立し其の議事は出席者の過半数を以て決す賛否同數なるときは議長の決定する處による

第二十六條 評議員會の議決事項にして株式会社住友電線製造所の事務に關聯するものは同所の承認を受け之を決す

第二十七條 評議員會は議長副議長並に常務委員會に於て必死たりと認めたるとき又は評議員中三分の一以上の同意あるときは評議員會の召集を會長に請求することを得

第二十八條 常務委員會は會長の承認を受け隨時之を開き通常會務に關し審議又は調査す

第二十九條 常務委員會は常務委員中より委員長副委員長各一名を

選舉す其の任期は常務委員の任期に依る

第三十條 常務委員會は委員總数の三分の二以上の出席ありたる

とき成立し其の議事は出席者の過半数を以て決す賛否同數なるときは委員長決定する處に依る

第三十一條 重大なる會務にして評議員會の決議を要する事項と雖も緊急施を要し會長に於て差支なしと認めたるときは常務委員會は評議員會に代り決することを得

第三十二條 常務委員會の議事並に議決事項に關しては第二十三條第二十四條並に第二十六條の規定を準用す

第六章 機關及職員

第三十三條 本會の目的を達せんが爲め左の部を置く

一、庶務部 二、會計部 三、共濟部

四、購買部 五、教育部 六、體育部

第三十四條 庶務部は本會に關する一切の庶務並に他部に屬せざる事務を掌る

第三十五條 會計部は收支及決算其他會計に關する事務を掌る

第三十六條 共濟部は會員及其の家族の共濟弔慰並に醫療に關する事務を掌る

第三十七條 購買部は特約品の購買頒布並に特約店の設定存廢及賣

住友電線製造所

店に關する事務を掌る

第三十八條 教育部は講演會の開催雜誌の發行其他智徳の涵養に關する事務を掌る

第三十九條 體育部は運動慰安其他體育の奨励に關する事務を掌る

第四十條 各部に幹事長副幹事長及一名幹事若干名を置く

第四十一條 副幹事長は幹事長事故あるときは幹事長の職務を行ふ

第四十二條 幹事長副幹事長及幹事は評議員中より之を互選し會長之を命す

第四十三條 幹事長は必要に應じ各部幹事會を開催することを得

第四十四條 各部幹事會に於て議決したる事項は其の都度會長の承認を受くべし

第四十五條 前條の議決事項にして重大なりと認めるときは會長之を評議員會又は常務委員會に附議することあるべし

第七章 雜 則

第四十六條 會費の徵集現金の出納及保管は株式会社住友電線製造所に委託するものとす但し購買部は現金にて頒布する物品に限り代理收納をなすことを得

前項但し書の場合は翌日之を株式会社住友電線製造所に供托するものとす

第四十七條 本會の面目を毀損し又は不穩當の行爲ありたるときは評議員會の決議に依り評議員の選舉被選舉權の行使を停止し又は本會より除名することあるへし

第四十八條 本規則は評議員會に於て評議員總數三分の二以上出席し其の三分の二以上同意あるにあらざれば之が變更を爲すことを得ず

第八章 附 則

第四十九條 各部事務の處理に關する細則は別に之を定す

(ロ) 親友會教育部細則

第一章 總 則

第一條 教育部は會員の智徳を涵養し併せて技能の練磨に資する爲め其趣旨に従ひ諸種の事業を爲す

第二條 教育部は會員の家庭生活の向上融和を計る爲め會員並に其の家族の爲めに隨時催を爲す

第二章 講演會

第三條 講演會は知名の士を招聘し年六回之を開催す

但し止むを得ざる事情あるときは臨時休會することを得

第三章 講習會

第四條 講習會は學術講習會と通俗講習會とに分ち各々年一回以上之を開催す

第五條 講習會に關する規定は其の都度之を定む

第四章 活動寫眞

第六條 活動寫眞會は年一回以上之を開催す

第七條 活動寫眞會に關する規定は其の都度之を定む

第五章 會 誌

第八條 會誌は親友會雜誌と稱し年四回之を發行す但し止むを得ざる事情あるときは休刊することあるべし

第九條 會誌は非賣品とし會員及贊助員に頒布す

第十條 會誌に投稿し得る者は會員及贊助員とす但し教育部より投稿を依頼したる場合はこの限にあらす

第十一條 安寧秩序を紊し又は風俗を害する虞ある投稿は沒書とす

第十二條 投稿者は原稿に所屬工場係又は課名及姓名を明記すべし

匿名にて發表を希望する者は其の旨附記することを要す

前二項の規定に反するときは沒書することあるべし

第十三條 投稿せんとする者は教育部幹事より所定の原稿用紙を請け取り之によつて投稿すべし

第十四條 原稿用紙は一人一回二十枚限り請求することに得

第十五條 投稿所に表及裏の兩守衛室側に設けある親友會雜誌原稿投書箱とす

第十六條 原稿の募集及締切期日は指示並に會誌上に於て發表す

第五章 圖 書

第十七條 教育部に圖書を備へ付け會員の閱覽に供す

第十八條 圖書は本會圖書庫に之を保管す

第十九條 圖書を分ちて普通圖書及特別圖書とす

特別圖書とは専門的又は學術的圖書叢書全集其の他高貴なる圖書を云ひ親友會教育部幹事長之を決定す

普通圖書とは前項に屬せざるものを云ふ

第二十條 圖書の貸出は一人に付一時に一冊とす

第二十一條 圖書の貸出は圖書庫に於て爲す

第二十二條 圖書は之を轉貸することを得ず

第二十三條 圖書の貸出期間は十日以内とす

住友電線製造所

第廿四條 圖書の貸出を受けたるものは之を丁寧に取扱ひ之が返還を爲すまで當該圖書に關し一切の責に任す

第廿五條 圖書の貸出を受けたる者之を紛失又は毀損したるときは當該圖書の定價の全額又は實害に依り教育部の査定したる金額を辨償すべし

第廿六條 圖書の貸出を受けたる者にして貸出期間を経過し教育部より返還の督促あるに不拘返還せざるときは情狀により之を紛失したるものと看促すことあるへし

第廿七條 圖書の整理に關する規定は別に之を定む

第七章 新聞及雜誌

第廿八條 教育部に新聞及雜誌を備付け會員の閱覽に供す

第廿九條 新聞雜誌は左記時間中に限り圖書閱覽所に於て閱覽することを得

- 一、自正午至午後零時三十分
- 一、自午後四時二十分至午後四時五十分

第三十條 新聞及雜誌は圖書閱覽所以外の場所に持出すことを得ず

第卅一條 新聞及雜誌閱覽中は努めて靜肅を旨とし荷も他人の閱覽を妨げるが如き所爲あるべからす

第卅二條 新聞及雜誌を甚しく毀損したるものは情狀により辨償せしむることあるへし

第卅三條 新聞雜誌の整理に關する規定は別に之を定む

第八章 修養板

第卅四條 所内適當の場所に修養板を掲ぐ

第卅五條 修養板は自省欄と常職欄とに分つ

自省欄には倫理的反省的辭句を掲ぐ常職欄には常職の涵養に資すへき文章等を掲ぐ

第卅六條 修養板は隨時其内容を取り換ふるものとす

(ハ) 親友會體育部細則

第一章 總 則

第一條 體育部は日常の事務を處理する爲め常任幹事一名を置く

第二條 常任幹事は體育部幹事中より之を互選す

第二章 運動器具及運動設備

第三條 體育部に野球庭球擊劍其他の運動器具を備付け會員の使用に供す

第四條 體育部は鞆蹴遊動圓木鐵棒相撲場其他の運動設備を爲し

會員の使用に供す

第五條 運動器具を使用せんとする者は所屬工場課又は係屬所體育部幹事を経て常任幹事に申出之が貸與を受くへし

第六條 運動器具を毀損し又は紛失せしめたる者は情狀に依り之が賠償を求めらるることあるへし

第三章 陸上運動會

第七條 體育部に毎年一回陸上運動會を主催す

但し特別の事情あるときは臨時休會することあるへ

第八條 陸上運動會に關する必要の事項は其都度之を定む

第四章 遠足會及見學會

第九條 體育部は隨時遠足會又は見學會を主催す

第十條 遠足會又は見學會の事務を處理する爲め其都度常務幹事三名を定む

當番幹事は體育部幹事交代に任す

第十一條 遠足會又は見學會の費用は其都度参加者より實費を徴集す但し費用の種目又は金額に依りては本會より之を支出することあるへし

第十二條 遠足會又は見學會の會費其他に關する必要の事項は其都度之を定む

(九) 住友伸銅鋼管株式會社

(1) 職工講習會規則

第一章 目 的

第一條 本會は住友伸銅鋼管株式會社の職工に對して其業務上必要なる知識を與へ其徳性を涵養し常職を發達せしむるを以て目的とす

第二章 位置及名稱

第二條 本會は住友伸銅鋼管株式會社職工講習會と稱し住友伸銅鋼管株式會社内の之を置く

第三章 教科課程及修業時間

第三條 教科を分ちて二部と爲し第一部は普通職工、第二は職長組長及伍長の講習を爲すものとす

第四條 第一部及第二部に於て履修すべき學科目を分ちて必修及選擇の二種となし、選擇課目は二課以上選擇履修せしむ

一、必修課目

第一部 國語、數學、工學大意

第二部 國語、數學、工學大意、能率増進

二、選擇課目

第十三條 遠足會又は見學會の参加申込を爲さんとするものは其所屬工場又は係屬體育部幹事に其旨申出所定の會費を納入すへし

以上

教育施設資料

英語、製圖、材料強弱、力學、工場器具、製造冶金學

前項の學課目の外別に課外講義を課す

學科目は必要により之を加除することあるへし

第五條 修業期間は各部六月とす但時宜に依り伸縮することあるべし

第六條 毎週の教授は月水金若くは火木土の三日とし午後六時より同九時迄とす但季節若くは業務の都合に依り變更することあるべし

第七條 教科課程は左の如く之を定む

部 一 第			部 二 第			每 週 時 間
教 科 目	工 學 大 意	國 語	工 學 大 意	國 語	能 率 增 進	
二	二	二	一	一	一	二

目 課 擇 選	
英 語	一
製 圖	二
材 料 強 弱	三ヶ月間
力 學	同
工 場 器 具	同
製 造 冶 金 學	同

第四章 休業日

第八條 休業日は大祭祝日及七月二十日より八月十五日迄並に十月二十日より一月十日迄とす但し必要なる場合は之を變更し又は臨時休業することあるべし

第五章 定員、入退會

第九條 會員の定員は百人とし第一部を六十人、第二部を四十人とす

第十條 入會志望者は本會規定の申込用紙に記入し工場課に申込むものとする

第十一條 退會せんとする者は其理由を認め工場課に願出づべし

第六章 成績調査

第十二條 成績は學業及出席を考査して之を定む

第十三條 評點は拾點を滿點として評定し學業五點以上出席日數三分の二以上のものには修了證書を授與す

附 則

第十四條 本會の事務は總て工場課に於て之を取扱ふ

(十) 神戸製鋼所鳥羽工場

(1) 職工養成所規則

第一章 目的

第一條 本所は徒弟を收容し職工として必須なる智識技能を授け且其の品性を陶冶し善良着實なる優良職工を養成するを以て目的とす

第二章 教科、課程、修業年限

第二條 本所の教科を船體、機關、電氣の三科に分ち徒弟の個性を考慮し其の一分科を専修せしむ

一、修身、國語、數學、英語、理化、圖書

二、船體、機關、電氣

三、實 習

第二項及第三項の科目は各教科別に専修せしむ

第三條 本所の教科を左の如く分つ

第四條 各教科目の課程及其每週教授時間數は左の如し

科目	時間及課程		科目	時間	科目
	授時間	週時間			
修身	一	一	實踐道德の要項職工の心得	一	同上
國語	一	一	講讀、作文	〇	
英語	三	三	講讀	一	同上
數學	四	四	算術、幾何、代數	二	幾何、代數
理科	一	一	物理化學	〇	
圖畫	二	二	用器畫	二	機關製圖
專門科目	〇			六	
合計	一二			一二	

實習は各工場に於て責任者指導の許に練習す

第五條 本所の修業年限を二ヶ年とし豫科及本科共に各一ヶ年とす

但本所の都合により伸縮することあるへし

第三章 學年、學期、休業日

第六條 學年は豫科、本科共四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第七條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 自四月一日 至 八月三十一日
 第二學期 自九月一日 至 十二月三十一日
 第三學期 自一月一日 至 三月三十一日

第八條 休日は左の如し

一、學課休日
 日曜日 会社の公休日
 夏季休業 自八月一日 至 同月三十一日
 冬季休業 自十二月廿六日 至 翌年一月九日
 二、實習休日
 会社の公休日

第四章 入所、退所

第九條 徒弟の入所は四月一日とす

但缺員あるときは試験の上入所を許可することあるへし

第十條 入所者は左の資格を備ふることを要す

一、當社職工として永續すべき志望確實なるもの
 二、品行善良身體健全にして滿十四歳以上滿十七歳以下の男子
 三、高等小學校第二學年卒業又は之と同等の能力を有するもの
 第十一條 入所志望者は入所申込書に小學校最終學年の成績證明書を添へ願出つへし

第十二條 入所志願者に對しては身體検査、學力試験及口頭試験を行ふ學力試験の科目は國語算術とす

第十三條 左の各項に該當するものは退所せしむることあるへし

- 一、怠惰不品行のもの
- 二、學力實技劣等 して成業の見込なきもの
- 三、規則に違反し改悛の見込なきもの又は不都合の行爲をなしたるもの
- 四、多病にして休課多きもの

第五章 保證人

第十四條 入所を許可せられたるものは本人の戶籍謄本に其父兄及身元確實なる保證人連署の身元引受證書を差出すへし

父兄並に保證人の遠隔の地にある者は當工場附近に在住する成年の男子にして一月を横ふるものを以て代理保證人となすことを要す

保證人及代理人にして資格不十分なりと認めたるときは變更せしむることあるへし

第十五條 父兄、保證人及代理人に異動を生じたる場合は直に届出つへし

第十六條 父兄及保證人は入所者の身元引受の責に任じ第二十三

神戸製鋼所鳥羽工場

條に規定せる學費雜費をなすの義務あるものとす

第十七條 父兄及保證人並に代理保證人は本所より召喚若しくは照會を受けたるときは直ちに登所又は回答をなすへきものとす

第六章 試験、進級、卒業

第十八條 試験は臨時及定期の二種とす

進級及修了は平素の成績、勤怠等を考査し之を決定す

進級細則は別に之を定む

第十九條 本所々定の課程を修了したるものには卒業證書を授與す

第七章 寄宿舎、學費、義務

第二十條 在所中は當所々定の寄宿舎に收容し社費を以て賄ふ

第二十一條 在所中は職服を給し授業料を徴收せす

第二十二條 在所中は手當として毎月相當の金額を給與す

但停學中は支給せず

第二十三條 第十三條の第一項及第三項に依り退學せられたるものは學費の全部又は一部を辨償せしむることあるへし

第八章 賞 罰

第二十四條 成績優秀、操行善良にして他の模範となるべき徒弟に

は褒賞を授與す

第廿五條 不都合の行爲をなしたる徒弟あるときは其の情狀により之に懲戒を加ふ其の種類左の如し

謹慎、停學

第廿六條 本所々屬の物品を毀損又は亡失したるものあるときは其の情狀により相當の償をなさしめむることあるへし

第九章 職 員

第廿七條 本所には左の職員を置く

所 長 一名
幹 事 三名
教 師 若干名

第廿八條 職員は本社重役之を任命又は囑托す

第廿九條 所長は一切の事務を統理す

幹事は所長を補佐し所長不在又は差支の場合に所長を代理し庶務一切を掌る

第十章 附 則

第三十條 本則施行に關する細則は職員會の議決を以て之を定む

(十一) 浦賀船渠株式會社

(1) 浦賀町立實業補習學校

男子部狀況

(一) 當男子部生徒は目下の處悉く浦賀船渠株式會社浦賀工場見習工を收容造船造機の大意と普通學を授け修業年限四箇年にして第一學年には尋常小學校卒業者を入れ高等小學校卒業を第三學年に編入するの制度である

(二) 教授の狀況

一、教授科目及時間數

	修身及公民科		代數	國語	理科	圖書	造機	造船
	一年	二年						
一年	四〇	一六〇	〇	二二〇	四〇	四〇	〇	〇
二年	四〇	一六〇	〇	二二〇	四〇	四〇	〇	〇
三年	四〇	〇	八〇	二二〇	〇	〇	〇	一六〇
四年	四〇	〇	八〇	二二〇	〇	〇	〇	一六〇

二、教 員

普通學教師は小學校訓導兼任造船學造機學教師は浦賀船渠株式會社の技師技手

三、教授の時期 通年制にして毎日午後五時より二時限

(三) 生徒訓育の狀況

一 皇室尊崇

始業前校庭に集めて御眞影に最敬禮をなし國民たるの至情を献け然る後學校長若くは當番教員より皇室國家の出來其の他精神教育上の訓話を行ふ目下毎日始業前特に聖上陛下御平癒の默禱をなす

二、勤勞

工場に於ける勞働能率の向上學校に於ける學習能率の進展を基調として特に之れが精神の涵養に力む

三、實實剛健

現下の國情に鑑み之れが必要の痛切なるを思ひ修身公民科に於ては勿論適當なる機會を逸せず之れが訓育に力む

(四) 出席獎勵施設

一、會社工場より出席表

出席獎勵のため會社への出勤並に補習學校への出席を印せるカードを毎日持参せしめ校長並に工場所長の捺印を受けさせる

浦賀船渠株式會社

一、獎學積立金

補習學校生徒にして一箇月間皆出席の場合は日給三日分を賞して積立て第一期見習滿了の時支給さる

一、出席良好者表彰

當該者は各月に於て前項獎學積立金の特典を與ふる外學年末に於て賞狀賞品を與へて表彰する

(一) 沿革

一、明治四十年三月三十日設置認可 同年五月十日開校

一、明治四十三年十一月十七日浦賀船渠株式會社見習職

工を收容

一、大正二年十一月十七日女子部増設認可 同年十二月

一日開始

一、大正十年四月一日神奈川縣三浦郡浦賀町立實業補習

學校と改稱

一、大正十二年三月三十一日學則改正、男子部に工業、

商業、農業の三部を設く

(附) 浦賀町立浦賀實業補習學校學則

第一章 總 則

教育施設資料

第一節 目的、教科、修業年限
第一條 本校は浦賀町立浦賀實業補習學校と稱す

第二條 本校は男子部及女子部を置く

第二章 男子部

第三條 本男子部は工業、商業又は農業に従事し又は従事せむとする者に必須なる知識技能を授け併せて國民生活に須要なる教育をなすを以て目的とす

第四條 本男子部に工業部、商業部、農業部を置き教科を分ちて

本科及専修科とす

第五條 修業年限を定むること左の如し

工業部 本科四ヶ年
専修科一ヶ年

商業部 本科四ヶ年
専修科一ヶ年

農業部 本科四ヶ年
専修科一ヶ年

第二節 學科目課程教授時數

第六條 學科目を定むること左の如し

工業部本科 修身、國語、算術、代數、理科、英語、圖畫造

船大意、一般造機學

専修科 代數、幾何、造機學、造船學

商業部本科 修身、國語、算術、代數、英語、商業簿記、法制經濟

制經濟

専修科 英語、商業、法制、經濟

農業部本科 修身、國語、數學、理科、農業

専修科 農業、法制、經濟

第七條 各部各科各學年の學科課程及每週教授時數は別表による

第八條 授業は午後五時より午後七時迄とす

但季節に依り之を變更することあるべし

第三節 學年、學期、休業日

第九條 學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十條 學年を別ちて左の三學期とす

第一學期 四月一日より夏季休業の前日に至る

第二學期 夏季休業後より冬季休業の前日に至る

第三學期 冬季休業後より三月三十一日に至る

但農業部に限り四月一日より九月三十日迄を實修期とし十月一日より翌年三月三十一日迄を學修期とす

實修期間中に於ては生徒の家庭の實際に就き教員出張して指導

するものとす

第十一條 休業日を定むること左の如し

一、大祭祝日 日曜日

一、浦賀船渠株式會社休日及同給料支給日

一、本校創立記念日 尋常高等浦賀小學校創立記念日

一、學校所在地鎮守祭

一、夏季休業 六週間以内 七、八、九月中に於て定む

一、冬季休業 三週間以内 十二、一月中に於て定む

一、學年末休業 學年の終始に於ける三週間以内

第四節 入學、退學

第十二條 入學の時期は毎學年の始めとす

但臨時入學を許すことあるべし

第十三條 本校に入學せんとする者は左の資格を具ふるを要す

一、本科第一學年 年齢滿十二年以上にして尋常小學校を卒業したる者

高等小學校卒業者及之と同等以上の學力を有する者は本科第三學年に編入す

一、専修科 本科卒業の者若は之と同等以上の學力を有する者

第十四條 入學志願の者は本校所定の様式により入學願書を差出すべし

第十五條 退學せんとする時は其理由を記し保證人連署を以て學

浦賀船渠株式會社

校長に差出すべし

第十六條 學力劣等にして成業の見込なき者は退學を命ずることあるべし

第五節 修業、卒業

第十七條 本校各學年の修業及全科の卒業は左の各項を參照して定む

一、學科試驗成績

一、平素學業成績

一、出席の狀態

一、操行の成績

第十八條 前條の認定により各科を修業若は卒業せし者には證書を授與す

第六節 賞 罰

第十九條 操行優良學力優等學業精勵若は特に表彰すべき行為ありたる者には賞狀又賞品を授與す

第二十條 左の各號に該當する者は退學を命ず

一、性行不良にして改悛の見込なきもの

一、怠慢にして出席常なきもの

第七節 授業科

教育施設資料

第二十一條 授業料は特別の事情ある者に對しては之を減免する
 ことあるべし

な定め毎月二十日限り納入せしむ
 但八月は徴收せず

工業部學科課程及毎週教授時數

科目	學年		國民の心得	講讀、作文	算術	動物、植物、礦物	物理、化學	算術、代數	同	同	同
	第一學年	第二學年									
計	一	一	一	三	三	一	三	三	一	一	一
工業	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
圖畫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
英語	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
理科	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
數學	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
國語	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三學年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四學年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

商業部學科課程及毎週教授時數

科目	學年		國民の心得	算術	英語	簿記	商業大意	同	同	同
	第一學年	第二學年								
計	一	一	一	四	四	二	二	二	二	一
國語	四	四	四	四	四	二	二	二	二	一
數學	四	四	四	四	四	二	二	二	二	一
英語	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
簿記	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
商業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
法制、經濟	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三學年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四學年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

農業部學科課程及毎週教授時數

科目	學年		國民の心得	講讀、作文	算術	動物、植物、礦物	物理化學	同	同	同
	第一學年	第二學年								
計	一	一	一	五	三	二	二	二	二	一
國語	五	五	五	五	三	二	二	二	二	一
數學	三	三	三	三	三	二	二	二	二	一
理科	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
農業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三學年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四學年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

女子部學科目課程教授時數

學年 科目 時數	第一學年					第二學年					第三學年					第四學年					專修科				
	修身	國語	算術	裁縫	家事	修身	國語	算術	裁縫	家事	修身	國語	算術	裁縫	家事	修身	國語	算術	裁縫	家事	修身	國語	算術	裁縫	家事
第一學年	道徳の大意	普通文の讀解、作文、習字	分數、珠算	運針、小裁中裁、本裁の單衣、袴、衣服の保存法	編物、造花、袋物	同上	同上	分數、比例、珠算	前學年の續き及縮入羽織、帶、女袴、西洋前掛等	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第二學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第三學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第四學年	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
專修科	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(十二) 大日本紡績株式會社

福島工場

(一) 就實裁縫女學校規則

- 第一條 本校は女子に必須なる技能を普通教育を教習するを以て目的とす
- 第二條 本校は就實裁縫女學校と稱し大日本紡績株式會社福島工場内に設置す
- 第三條 本校の教科を分ちて豫科、本科、補習科及選科とす
- 第四條 本校の修業年限を定むること左の如し
 - 豫科 三ヶ月
 - 本科 二ヶ月
 - 補習科 一ヶ年
- 選科 任意
- 第五條 生徒定員は五百名とす
- 第六條 各教科の學科程度及毎週教授時數は附則に依る
- 第七條 學期は四月一日より七月末日迄を第一學期とし九月一日より十二月末日迄を第二學期とし一月一日より三月末日迄を第三學期とす

大日本紡績株式會社福島工場

第八條 各教科の毎週教授時數を拾八時とし其時限は別に之を定む

第九條 休日を含むこと左の如し

祝日 祭日 日曜日

夏期休業 自八月一日至同卅一日

冬期休業 自十二月廿五日至翌年一月七日

學年末休業 自三月廿五日至三月卅一日

第十條 生徒定員中缺員あるときは入學志願者の學力技能を考査し當該教科並に學年在學者と同等以上と認むる者に限り臨時入學を許す

第十一條 入學者の資格は福島工場在勤の女子に限る而して入學科別は左の如し

- 一、豫科は尋常小學校卒業者にして入舍後二ヶ月を経過したるもの又は適當と認めたるもの
- 一、本科に入學し得べきものは豫科の終了者又は之と同等以上の學力を有する者
- 一、補習科に入學し得べきものは本科を卒業したるもの若しくは之と同等以上の學力を有する者
- 一、選科は本人の希望と教員の檢定に依り入學せしむ

教育施設資料

第十二條 入學退學の手續は別に之を定む

第十三條 二ヶ月以上引續き缺席したる者は除名することある可し

第十四條 左の第一號に該當する者は退學を命じ第二號に該當する者は停學を命ずることある可し

一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一、傳染病に罹り若くは其の虞あるもの

第十五條 修業、卒業を認定するには其期間の出席日數及學藝の成績に依り證書を授與す

第十六條 品行方正、學藝優秀及勤働なる者には賞状を授與す

第十七條 授業料は之を徴收せず

附 則

一、教科は修身、國語、理科、算術、裁縫、家事、作法、體操

生花、茶道、音楽とし其毎週教授時數及回數は左の如し

修身	一時間	國語	二時間
理科	一時間	算術	一時間
裁縫及手藝	十二時間	家事作法	一時間
生花、茶道	一回	體操	一時間
音楽、唱歌	一時間		

爲に短期間に於て實務的學術技能を教授し時勢の要求に副はんとす

第一章 總 則

第一條 本校に普通學科及紡織科を置く

第二條 修業年限を分ち豫科一年本科一年とす

第三條 豫科は普通學科を設け本科は更に高等なる普通學科並に紡織術を専修せしむ

第四條 本校は大日本紡織福島工場就實小學校を併用す

第二章 學期及休日

第五條 一年を三學期に分つ

第六條 學期の終始左の如し

一、四月一日に始まり七月二十日に終る

一、九月十一日に始まり十二月二十日に終る

一、一月十一日に始まり三月二十日に終る

第七條 休日は左の如し

大祭日 祝日 工場交代休日

夏季休業 七月二十一日より九月十日まで

冬季休業 十二月二十一日より一月十日まで

大日本紡織株式會社福島工場

右各教科目共努めて實生活と連絡を保つことに注意す
二、各科毎週授業時間割は次の如し

交代日	平日						本 科	第一學年	第二學年	補 習 科	第一學年
	音 體	生 家	裁 算	理 國	修 身	語 身					
音 (唱)	二	〇	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
體 操	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
生 花	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
家 事 作 法	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
裁 縫	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
算 術	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
理 科	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
國 語	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二
修 身	二	二	二	二	二	二	二	二	二	〇	二

三、豫科及選科の授業時間は別に之を定む
四、入學及手續は別紙印刷書に記入の上届出づ可し

(2) 就實業補習學校學則

設立の主旨

本校は中堅的専門的技術家を養成するを以て目的とす、而も萬學の志を懷き家庭的事情の爲その犠牲となり學究の志を得ざる者の

第三章 學科課程及授業時間

第八條 豫科は修身、國語、算術、代數、地理、歴史、理科、英語を授け本科は尙高等なる普通學科並に紡織に關する學術を授け隔日一時間とす

第九條 授業は午後五時三十分より六時三十分までとす

但し實習實驗見學等は定刻時限外に於てするものとす

第十條 入學は毎學年の始とす但し特別の事情ある場合は臨時入學を許可することあるべし

第四章 入學及終了

第十一條 入學資格は概ね高等小學校卒業者とす

第十二條 豫科及本科の各科目に就き試験を施し各科目四十點以上總平均六十點以上を合格とし合格者には各修了證書を授與す

第十三條 本校修了生はその成績並に平素の勤務の情態を參照し工場勤務上相當優遇せられることあるべし

第十四條 學費は一切之を徴收せず凡て工場の負擔とす

第十五條 操行善良にして學業優秀なるものは賞状品を授與し之

第十五條 操行善良にして學業優秀なるものは賞状品を授與し之

第五章 學 費

第十六條 操行善良にして學業優秀なるものは賞状品を授與し之

第六章 賞 罰

第十七條 操行善良にして學業優秀なるものは賞状品を授與し之

を表彰す

第十六條 風紀を紊し其他不良行爲ありたるもの並に無届一ヶ月以上に及ぶものは之を除名す

附 則

一、本校教科書は文部省社會教育會發行青年講座に依る

(3) 就實小學校學則

第一章 目的、位置、學校名

第一條 本校は當工場の職工中等常小學校の教科を修了せざる學齡兒童に義務教育を施し且つ義務教育修了者及學齡以上の者に道徳教育及國民教育並に生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て目的とす

第二條 本校は大阪市北花區平松町十六番地大日本紡績株式會社福島工場内に設く

第三條 本校の名稱を私立就實尋常小學校と名づく

第二章 修業年限、學服、休日

第四條 本校の修業年限を尋常科六ヶ年とす

第五條 學年は四月一日に始まり翌年三月卅一日に終る學期は左の

地	理	歴	史	理	科	唱	歌	體	操	計
										一一
										一一
										一一
										一一
										一一
										一一
										一一
										一一
										一一

第八條 本校の毎日教授時間左の如し

午前午後とも七時より九時まで

第九條 教科用書は國定教科書を用ひ各學年の配置は公立小學校教科書配置に準ず

第十條 教授細目は學校長之を定む

第四章 生徒、定員、學級、編成、進級

第十一條 本校の收容すべき定員を百二十名とす

第十二條 學級の編成及教員の配置左の如し

甲乙別二學級に編成し教員二名を以て擔任せしめ二部教授の制を採る

而して甲乙學級一週間に午前午後の交代をなす

第十三條 本校に於て各學年の課程を修業及卒業を認むるには兒

大日本紡績株式會社福島工場

通りに分つ

- 1、一學期 自四月一日 至七月卅一日
- 2、二學期 自九月一日 至十二月廿五日
- 3、三學期 自一月八日 至三月廿五日

第六條 本校の休業日を定むること左の如し

- 1、祝日 祭日 皇后陛下御誕辰日
- 2、毎月四回工場休業日
- 3、夏季休業 八月中
- 4、冬季休業 自十二月廿六日 至一月七日
- 5、學年末休業 自三月廿六日 至三月卅一日

第三章 學科課程、教科書、教授時間

第七條 本校の學年課程及時間割表

算術	國語	修身	修業時間	學年					
				第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	第六學年
三	六 讀 書	一	時數	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	一一三	一							
三	一一三	一							
三	一一三	一							
三	一一二	一							
三	一一二	一							

童平素の成績を考査して之を定む

第十四條 本校に於て各學年の課程を修業卒業を認めたるものには修業證書若しくは卒業證書を授與す特に成績優良なるもの採行可良なるものには賞狀を授與す精勤者には精勤賞を授與す

第五章 入退學

第十五條 本校兒童は滿十二歳以上のものとす

第十六條 尋常小學校の教科を終了せざる學齡兒童を當工場に雇備したる場合は當然入學せしめ退社したる場合は當然退學とす兒童の入學は毎年度の始とす但し臨時入學を許可することあるべし

第十七條 第十六條第一節以外の者の入學は學校長に申出で其の承認を受くるものとす

第六章 授業料入學料、學資

第十八條 本校兒童は授業料を徴收せず又入學料を要せず教科書を貸與し特に學用品を支給することあるべし

第七章 兒童懲罰、職員、服務

第十九條 兒童の懲戒及出席停止は小學校令の規定を準用す

第二十條 本校職員の服務に關して小學校長及教員服務に關す

る現行法規を準用するものとす

(4) 修養團大日本紡績株式會社福島工場支部規約

第一章 總 則

第一條 本支部は本部と提携し修養團の目的を普及し實現するを以て章的とす

第二條 本支部は修養團大日本紡績株式會社福島工場支部と稱す
第三條 本支部の事務所を大阪市北花区平松町拾六番地大日本紡績株式會社福島工場に置く

第二章 組 織

第四條 本支部は當工場に從事する修養團員を以て組織す

第五條 本支部には左の役員を置く

- 一、支部長 一名 一、幹事長 一名
- 一、幹 事 若干名

第六條 支部長は當工場長を以てし支部を統轄代表す

幹事長は幹事の互選によりて選出す幹事長は幹事を統率し支部長を補佐す

幹事は支部長及幹事長を助け事務を分掌す

幹事は團員中より總會に於て選舉す

第七條 役員任期は一年とす但し再選を許せず役員に缺員を生ずる時は次點者を以て之を補ふ補缺者の任期は前任者の任期の殘餘とす

第三章 會 議

第八條 總會は毎年一回以上之を開き會計庶務及團員の移動活動

狀況の報告協議其他幹事會に於て必要と認めたる事項を行ふ

第九條 幹事會は毎月一回以上之を開き左の事項を協議す

- 一、毎月一回の講習會開催に關する事項
- 二、豫算及決算に關する事項
- 三、諸規定の制度及變更に關する事項
- 四、其他本支部の目的を達するに必要なる事項
- 五、本部及大阪支部聯合會よりの來書報告

第十條 各會議は幹事之を招集し其の議長は幹事長之に當る

第十一條 幹事會は幹事總員の過半数總會は團員總數の三分の一

以上出席するに非ざれば開會するを得ず

但し同一事項に付再度に及ぶときは此限りに非ず

第十二條 各會議の議事は記録簿に記載し保存するものとす

第四章 施設及事業

第十三條 本支部に於ける施設及事業の要項は左の如し

一、毎月一回以上講習會を開く

(講師講演團體講義協議及電話能率増進に關する研究事項發表

國民體操美化作業等)

二、總會を毎年一回以上開く(第三章第八條にあり)

三、團員同志倍加運動其基金の造成

四、團員相互扶助

五、早起會國民體操登山遠足等の實施及普及

六、他の支部及青年團處女會在郷軍人會及教育會等と連絡提携

等

第五章 事 務

第十四條 本支部には左の役員を置く

一、庶務及會計部員

一、計畫及宣傳部員

第十五條 各部事務は幹事を以て之に充つ但し兼務するも妨げず

第六章 經 費

第十六條 本支部の經費は團員の贈金及福島工場及本店よりの寄

附金團員の勞力報酬金を以て之に充つ

第十七條 本支部の資産は支部長又は幹事之を保管し其責に任ず

大日本紡績株式會社福島工場

第七章 補 則

第十八條 一、團員其他殊勝の行爲ありたるときは總會を経て表

彰す

二、團員中體面を汚す行爲あるものは幹事會を経て之を除名す

以 上

(十三) 福島紡績株式会社

飾磨工場

(1) 教育施設概況

(イ) 工手教育

教育は一日も忽に爲すべからずとは古來賢哲の唱道せし所にして當社の工場には教育ありて品性の向上したる工手の多數を要するが故に當社に相當の費を支出して各地工場の構内に私立學校を設立し以て普通教育並びに特殊教育を施せり

就中最も多人數なる寄宿舎在住女工手に對しては

普通教育の外には他日一家の主婦の嗜みとして必須なる科目即ち裁縫特にミシン科を加へて手藝・刺繡・絞染・造花・花道・茶道及び女禮式

を教授して品性の向上に資せり

而して明治四十一年以來は年中行事の一として巡廻工手學藝品展覽會を開催し褒賞を與へて大いに學藝的智能の發達を奨励せり

(ロ) 工手教育難と教師の努力

紡績業の工場に勤務せる工手の教育は各社とも皆困難を唱へり當社の各工場にては圖書及び器具類は之れを貸し付け筆紙墨類は之れを給與して勉學上の便宜を圖れるも

一、工手の入社退社頻繁なれば日々の入學者も退學者も亦頗る多し

二、通學工手の年齢は十四歳以上なるも各學年中の年齢の差は甚だ大なり

三、入社以前に受けし普通教育の程度は一定せず

四、通學工手の出身地相異なるが故に言語並びに風習も亦異なるなり

五、身體の疲勞に因りて缺席し休學する者あり

六、父母兄弟と遠く離れたるが故か休學も餘り意に介せざるが如し

此れ等の事情に由りて學業の進歩は比較的遅し

然れども教師は大努力を以て一方には孜孜汲々として新知識を授け他方には入社前に感染せる誤謬及び訛言等を矯正するが故に成績の向上を見るなり

(2) 教育施設實況

(イ) 小學教育

(a) 學 則

構内に兵庫縣知事より認可を受けたる私立福紡尋常小學校を設置し、義務教育を了へざる工手に對し、小學校令に準據し普通學科を授く。

其の他一般に對しては補習學科及び専門學科を教授す。時間割

學年	時間		月	火	水	木	金	土	備考
	1	2							
尋一	1	2	修算	國畫	國算	修算	國唱	國算	始業(午前七時より同九時まで) 二部に分ち二回とす 體操遊戯は此の時間終りて後月水金三回各一時間とす
同二	1	2	修算	國畫	國算	修算	國唱	國算	
同三	1	2	國修	國算	國算	國修	國唱	國算	
同四	1	2	國修	國算	國算	國修	國唱	國算	
同五	1	2	國修	國算	國算	國修	國唱	國算	
同六	1	2	國修	國算	國算	國修	國唱	國算	
補一	1	2	國修	國算	國算	國修	國唱	國算	
補二	1	2	國修	國算	國算	國修	國唱	國算	
裁專	1	2	裁	裁	裁	裁	裁	裁	
同二	1	2	裁	裁	裁	裁	裁	裁	

福島紡績株式会社飾磨工場

(b) 獎學施設

- 1、裁縫手藝材料を除く外全部教授に必要な書籍筆紙墨其の他一切の材料器具を貸與し又は支給す
- 2、毎年一回工手學藝品展覽會を開催し成績を審査して優秀者に賞狀及賞品を授與す
- 3、毎年學年末修業證書授與式の際精勤者には賞品を授與す

(c) 生徒數

學年	在籍數	最長最幼	平均
尋常小學第一學年	四九人	九三—一三	一五、八〇
同 第二學年	四三	二二—一四	一五、七四
同 第三學年	五九	一九—一四	一五、六三
同 第四學年	五一	二九—一三	一五、七二
同 第五學年	六一	一九—一三	一五、六四
同 第六學年	七四	二七—一四	一五、一六
計	三三七	二九—一三	一五、八〇
尋常小學補習科第一學年	一八一	二八—一三	一六、三四

同	第二學年	六五二三一四	一六、一三
計		二四六二八一三	一六、二八
合	計	五八三二九一三	一六、〇一
高等小學第一學年		三九一八一三	一四、九〇
同	第二學年	一六一九一五	一六、六〇
計		五五一九一三	一五、二二
總	計	六三八二九一三	一五、九四
專修科第一學年		二四一二六一三	一七、五八
同	第二學年	一七五二七一五	一九、三八
同	第三學年	一二五三四一七	二一、一五
計		五四一三四一三	一八、九九
通	計	一、一七九三四一三	一七、三四

(ロ) 一般工手教育

一般工手に對しては趣味的教育を行ひ各個人をして自己の趣味に依り必らず一科を専修せしめ之に依りて道徳上の思想及情操を向上せしめ併せて國體精神を涵養するを以て目的とす

(ハ) 青年訓練

青年訓練に就ては文部省令に依り制規年令者は必らず入所せしめ尙志望者には年齢の如何を問はず見習生として入所せしめ教練學科の教授をなすあり

(ニ) 技藝教育

(a) 生花

生花は毎月四回宛教授す一度に課せば人員極めて多く且つ材料は總て支給し居れば經費嵩み到底持續し得ざるに依り寄宿舎女工手にありては毎回室長に習得せしめ室長は室に歸り室内の者に傳授し且つ生花に關する話をもなさしめて一般工手に修得せしむ

(b) 抹茶

抹花は毎月四回宛教授す、各工手をして五番に實習せしめ他の者は其の場所に列席して見學せしむ

(c) 作法

作法は毎週月、木の兩日教授す
寄宿舎工手は多數なるに依り各舎交代に教授し各室に於て

實習せしむ

(d) 料理

料理は毎週火、金の兩日教授す
材料器具多數を要するため寄宿舎工手に至りては各舎交代に實習せしむ

(十四) 大阪合同紡績株式會社

神崎工場

(1) 職工補習教育

(イ) 女子の部

女子は凡て義務教育修了程度以上の者なれ共實力は住々にして之に伴はず將來家庭の婦人として處世上塞心すべき點尠からず然れ共職工教育は動もすれば専門的學校化し徒らに學則に拘泥し所謂形式に流れ有名無實に陥り易きを以て特に此點に留意し左記方法により多數のものをして進んで興味を以て自己の希望する科目を習得せしむる科目制度による短期講習の教育方法を採れり

(a) 甲部

程度 高等小學校程度並に乙部修了生(定員五十人)
目的 溫良貞淑の美風を涵養せしめ且社會の進運に適應せる智識技能を授くるものとす

期間 一ヶ月乃至五ヶ月間

時間 二時間即ち午後七時より九時まで

但し一週三日間

科目 國語 (手紙の書方、電報の打方等)

算術 (球算米法度量衡計算法等)

家事 (調理染色洗濯洗張其他)

體操唱歌 (科外教授)

教案はすべて實際生活に密接の關係あるものを取
材とす

(b) 乙 部

程度 尋常小學校程度(定員五十人)

目的 甲部同様

期間 一ヶ月以内

時間 科目は甲部同様

(ロ) 男子の部

(a) 夜學通學

男子は概して向學心を有し進んで左記専門の學校に通學せ
るもの多し

一、大阪市所在 關西商工學校、工業專修學校、工學專修

學校、堀川商工專修學校、關西第二商工學校、浪花商業
學校等の夜學約五十人

(b) 青年訓練所

入所適齡者三百五十人餘の内入所者左の如し
年次 四年 三年 二年 一年 計
人員 三八 六〇 六七 四一 二〇六

(c) 講習會

其他時々左記補習教育並に作業部屬別に技術に關する科目
制度の短期講習を開催し良好の成績を挙げ居れり

程度 中等程度 (定員三十人)

目的 實技の進歩に必須なる學理を講じ併せて適切なる
教育を施すものとす

期間 一ケ年

時間 授業は午前八時より九時まで
科目

科	日	一月—三月	四月—六月	七月—九月	十月—十二月	計
數	學	二一	二二	二二	二二	八七
物	理	二一	二二	二二	二二	八七
製	圖	一五	一五	一五	一五	六〇
英	語	一五	一五	一五	一五	六〇
工	業	五	五	六	五	二一
計		七七	七九	八〇	七九	三一五

(2) 講習講演會

(イ) 講演會

高僧知識を招聘して講演をなす
毎月一回定期に本願寺布教師の講演あり

(ロ) 技藝講習會

(a) 生花抹茶講習會

期間一ケ年、各部二十人以上とし五組に分ち一週一回(午
後七時—九時迄)

(b) 琵琶、ハルモニカ、琴講習會

有志を以て團體を作り講師を招聘す

大阪合同紡績株式會社神崎工場

(3) 圖書施設

神崎會館に設備し左記種類のを備付貸出閱覽せしむ

部	現在圖書數	十一月貸出數
第一部 宗教、教育	六九冊	四〇冊
第二部 哲學、地理、文學、歷史	四二五	五四八
第三部 法學、經濟	七五	三一
第四部 工業、產業、交通、通信	四八	一四
第五部 美術、音樂、家庭、運動	七五	二六
第六部 童話、お伽	三〇九	四二二
計	一、〇〇一	一、〇七一

(ロ) 誌友會

同一雜誌講讀者(泉の花、希望、主婦の友、女の力、善き娘等)を以て組織し毎月一回會合し精讀雜誌中の感想談をなし修養に努む

(十五) 毛斯綸紡織株式會社

(1) 修養會會則

第一章 總則

第一條 本會は修養會と稱す

第二條 本會は之を毛斯綸紡織株式會社工場に設置す

第三條 本會の目的綱領左の如し

一、技能の研究、智徳の涵養、體力の練磨に務め人格の向上を圖る

一、協力一致産業の發達に務め社會の隆昌を期し以て生活の安定を圖る

一、相互の親睦慰安を計り以て敦厚なる情誼の振興を圖る

第二章 會員

第四條 本會は當社に在勤せる職員(男子)並に男工手を以て組織す但し臨時雇傭者は會員たるの資格を有せず

第五條 職員を甲會員男工手を乙會員と稱す

第六條 本會員にして會則に違反する行爲ある時は協議會の決議に依り待遇を停止し又は除名す

第三章 施設

第七條 第三條の目的を達成する爲左の施設をなす

一、技能研究部

一、教育部

一、災害豫防部

一、運動部

一、慰安部

第八條 前條各部の細則は別に之を定む

第四章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

一、會長 壹名

一、副會長 壹名

一、常任幹事 若干名

一、幹事 甲會員より選出のもの若干名 乙會員より選出のもの若干名 各同數とす

一、委員 若干名

第十條 會長は工場長之に任じ副會長は會長之を選任囑託す

第十一條 甲會員幹事は會長之を選任囑託す

第十二條 乙會員幹事は在社一ヶ年以上のものにして委員の互選に依り各科より選出するものとす

大阪合同紡績株式會社神崎工場

第十三條 委員は工場各室會員拾名毎に一名を選出するものとす

但し拾名未滿の場合に一名を選出するものとす

第十四條 常任幹事は幹事中より會長之を選任囑託す

第十五條 會長は本會に關する一切の事務を總理す

第十六條 副會長は會長を補佐し會長事故あらば之を代理す

第十七條 常任幹事は會長の命を受け會務を處理す

第十八條 本會役員は總て無報酬とす

第十九條 本會役員は任期は一ヶ年とし再選を妨げず

第五章

第二十條 本會に左の機關を置く

一、大會 二、協議會 三、委員會

第二十一條 大會は毎年一回會長之を召集し會務の経過報告其他重要事項をなす

第二十二條 協議會は會長副會長常任幹事幹事を以て組織し本會の施設及び會務の運行に付き協議す

第二十三條 協議會は毎月一回之を開議す

但し會長必要ありと認めたるときは臨時開議することあるべし

第二十四條 委員會は各工場科毎に之を組織し當該所屬選出幹事を補佐す

第二十五條 總て會議は工場休業日に之を開議するものとす

第二十六條 協議會の議長は會長之に任じ委員會の議長は當該所

屬甲會員幹事の上席者を以て之に充つ

第二十七條 協議會に於て重要事項の採決は幹事には二分の一以

上出席し出席員過半数を以て決議を爲す

但し可否同數なる時は議長之を決す

第六章 會 費

第二十八條 本會會費は會長より徴收せざるものとす

第七章 經 費

第二十九條 本會に要する諸費用は會社に於て之を負擔す

第八章 相 談 役

第三十條 専務取締役、常務取締役、部長及び庶務作業人事の各課長を本會の相談役とす

第三十一條 相談役は會務重要事項の相談に應じ本會事業助成の任に當るものとす

第九章 補 則

第二十三條 本會則を改正せんとするときは協議會の決議を経て

専務取締役の承認を受くべきものとす

大正十五年三月二十三日

専務取締役 金 原 興 吉

(2) 姉妹會會則

一、名稱 モスリン姉妹會

二、會員 寄宿會室長

三、申合

私達は此温かな美しいモスリン大家庭の一人あると云ふ誇を失はぬ様次の申合の實行に務めませう

一、お互に手に手をとつて楽しく働きませう

一、目上の人を敬つて禮儀正しく致しませう

一、お部屋の皆さんを眞心もつてお世話しませう

一、輕はずみの行ひを慎み女の道を修めませう

一、奢や無駄を避け貯金や送金に務めませう

一、身體を大切に健康に注意致しませう

一、氣の毒なお友達に心からお助け致しませう

四、會の事業

一、有益な講話を聞くこと

一、親睦會を催すこと

(十六) 辻紡績株式會社

(1) 補習夜學會々則

第一章 總 則

第一條 本會は補習夜學會と稱す

第二條 本會は當社男工手をして普通教育の補習教授を受けしめ智徳を啓發して其素質を向上し能率増進の基礎を培養するを目的とす

第三條 本會は當分明徳寮内に置く

第二章 會員及組織

第四條 本會に左の役員を置く

會長 一名

幹事 三名

教師 若干名

第五條 會長は支配人之を兼掌し幹事は工務係、職工係、寄宿係教員は社員中より會長之を選任す

但時宜に依り其會外の人を囑託す

第六條 男工手は本會に加入する義務あるものとす

但中等學校卒業者又は之と同等の學識を有する者及び滿三十歳

一、遠足會を催すこと

一、家事的の講習會を開くこと

一、室長打合會を開くこと

一、其外必要に應じて適當の催しを爲すこと

五、役員

會 長 工場長

幹事長 工手科長

幹 事 寮長並に會員の代表者(各寮毎に會員お互の選舉した者で任期は壹ヶ年)

六、相談會 毎月一回以上役員が集つて會の事を相談いたします

七、總會 毎年十二月に會員全部が集つて會長から會の報告を

き、ます

八、經費 會の積立金と會社の補助とによつて支出します

九、會 費

一、會員から毎月金五拾錢の會費を徴收します

一、休暇中は會費は徴收しません

一、會員が退會した場合でも納めた會費は返しません

一〇、會費の出納と保管 會長の指命した工手員が會費の出納事務を執り會費は會社の金庫に保管します

教育施設資料

以上の者は此限りに在らず

第七條 補習生は疾病其他止むを得ずと認むるものの外中途退學を爲すことを得ず

第八條 補習生を左の二部に編成す

甲部 高等小學校を卒業したる者及び年齢満二十歳以上の者

乙部 尋常小學校を卒業したる者及び年齢満二十歳未満の者

但學年中は年齢進行すも雖も轉部せざるものとす

第三章 期 間

第九條 補習期間内は各部を通して二ヶ年とす

甲部 一ヶ年

乙部 一ヶ年

第十條 學期は二學期とし第一學期は毎年四月一日乃至九月三十日第二學期は十月一日乃至翌年三月三十一日とす

第十一條 休日は夏期休、冬期休、定休とし其區分は左の通とす

夏期休 七月十五日より九月十四日迄

冬期休 十二月二十日より一月九日迄

定 休 大祭日及工場休業日

臨時休 其都度揭示す

第十二條 教科目及教授時間は別に之を定む

第四章 學科試験及期日

第十三條 平常試験は隨時行ふ

學期試験は九月及三月之を行ふ

卒業試験は四月之を行ふ

第五章 授 賞

第十四條 試験合格者には卒業證書を授與す

第十五條 本會の卒業證書を有する者は當社工場の工頭に登用せらるゝ資格を有す

第十六條 進級に際し學科操行共に優秀なる者には登考に依り授賞す

第六章 經 費

第十七條 本會の經費は會社の負擔とし教科書代は本會より其二分の一を補給す

第七章 附 則

第十八條 補習生就學心得は別に之を定む

第十九條 本會創立の際の學期は第十條を適用せず

補習生心得

第一條 補習生は規律を嚴守し苟も粗暴放漫の所爲あるべからず

第二條 貨物物品は鄭重に取扱ひ若し汚損したるときは直ちに幹

事に届出つべし

第三條 教室内の机には各自の名列を貼付すべし

第四條 缺席缺課せんとするときは授業開始前理由を付し幹事に届出つべし

第五條 教室内は濫りに出入すべからず

第六條 振鈴を以て授業の報知ありたるときは直ちに入場着席して教師の來場を待つべし

第七條 教室内にして姿正を端正にし喫煙談論笑話音讀其他非禮の行動あるべからず

第八條 教師の臨場退出の際に起立して禮を爲すべし

第九條 授業中教師の許可を得るに非ざれば自席を離るべからず

第十條 授業中質問其他教師の應答は起立して之を爲すべし

(附)

一、時 間 割

甲 部		乙 部	
月 英 語	火 國 語	月 紡 績 學	火 理 科

二、教 科 書

日 曜	土 科 外 講 話	金 紡 績 學	木 代 數	水 製 圖																									
日 曜	土 科 外 講 話	金 算 術	木 國 語	水 英 語																									
<table border="1"> <tr> <td>甲 部</td> <td>富山房發行</td> <td>帝國讀本</td> <td>富山房發行</td> <td>帝國讀本</td> </tr> <tr> <td>芳賀矢一氏</td> <td>三省堂發行</td> <td>ニユークラウ</td> <td>三省堂發行</td> <td>ニユークラウ</td> </tr> <tr> <td>神田乃武氏</td> <td>神田乃武氏</td> <td>明治書院發行</td> <td>明治書院發行</td> <td>行規島二氏</td> </tr> <tr> <td>開成館發行</td> <td>林鶴一氏</td> <td>實業代數學</td> <td>森善館發行</td> <td>總之助</td> </tr> <tr> <td>種善館發行</td> <td>坂井乙男</td> <td>中等新國文法</td> <td>附假名遣法</td> <td></td> </tr> </table>					甲 部	富山房發行	帝國讀本	富山房發行	帝國讀本	芳賀矢一氏	三省堂發行	ニユークラウ	三省堂發行	ニユークラウ	神田乃武氏	神田乃武氏	明治書院發行	明治書院發行	行規島二氏	開成館發行	林鶴一氏	實業代數學	森善館發行	總之助	種善館發行	坂井乙男	中等新國文法	附假名遣法	
甲 部	富山房發行	帝國讀本	富山房發行	帝國讀本																									
芳賀矢一氏	三省堂發行	ニユークラウ	三省堂發行	ニユークラウ																									
神田乃武氏	神田乃武氏	明治書院發行	明治書院發行	行規島二氏																									
開成館發行	林鶴一氏	實業代數學	森善館發行	總之助																									
種善館發行	坂井乙男	中等新國文法	附假名遣法																										

(十七) 富士瓦斯紡績會社

本庄工場

(1) 教 育

(イ) 小 學 教 育

寄宿小學校

イ、工場法による尋常科の課程を修了せざる學齡兒童を收容せるもの現在在籍數四十四名にして出席狀態佳良なり
 ロ、尋常小學校を修了せざる學齡超過者を收容したるもの現在人員五十四名
 ハ、時間割左の如し

尋常科一・二・三學年		四・五・六學年	
第一時	第二時	第一時	第二時
月 修 身	書 方	書 方	修 身
火 算 術	讀 方	讀 方	算 術
水 唱 歌	裁 縫	裁 縫	唱 歌
木 算 術	綴 方	綴 方	算 術
金 算 術	讀 方	讀 方	算 術
土 書 方	唱 歌	唱 歌	書 方

(ロ) 補習教育

(a) 小學校補習科(女子)

尋常小學校を卒業したる者にして尙進んで學習を希望する者に對し左の課目により補習教育を施しつゝあり
 修身、算術、讀方、理科、唱歌、書方、綴方、裁縫

(b) 裁 縫 科

裁縫室の設けありて裁縫科専科教師により毎日晝夜二回に亘り二時間宛裁縫の傳習を受けつゝあり

(c) 幼年工補習學校

補習學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は富士瓦斯紡績株式會社本庄工場附屬補習學校と稱す
 第二條 本校は工場に勤務せる職工を教養訓育するを目的とし之を豫科と本科の二科に分つ
 第三條 豫科は主として幼年工手にして義務教育を終へざる者の補習教育をなすを目的とす

第四條 本科は工場に必要な職工を養成訓育するを目的とす
 第五條 本校は人事係に附屬せしめ子弟教育に關する指揮監督は總て工場長に受くるものとす

第二章 學期及休業

第六條 修業年限は本科を二ヶ年とし之を四期に分つ
 第一期 自十月一日 至二月卅一日
 第二期 自四月一日 至九月三十日
 第七條 休業日

- 一、會社の休業日並に交替日
- 一、春季休業日 自三月廿六日 至同月卅一日
- 一、夏季休業日 自八月一日 至同月卅一日

第三章 入學及退學

第八條 各科共定員を四十名とし午后六時三十分より各々所定の課日に就き二時間宛教授をなす
 第九條 課程及交替日間の教授時間左の如し

修 身	豫 科	本 科	摘 要
一時間	一時間	一時間	人倫道德の要旨 業者の心得並に 國民の心得

富士瓦斯紡績會社本庄工場

國 語	讀方三綴方一五	二	
算 術	算術三綴方一四	代數一	
大 理 學	要 圖	一	用器畫
機 械 學		二	機械學の大意
紡 績 學		二	紡績學の大意
英 語		一	諸機械に關する用語の讀方譯解
科外講話及體操		一	
計	一二	一二	

第十條 生徒募集時期は毎年九月とす
 但し豫科は隨時入學を許すこととす

第四章 入學及退學

第十一條 幼年工手以外の者の入學は左の條件を具備するもの、中より工場長の選抜に依り許可するものとす
 一、品行方正身體強健なるもの
 一、年齢豫科は滿十三歳以上本科は滿十四歳以上滿十八歳以下のものにして尋常小學校卒業又は之と同等以上の學力あるもの

第十二條 本科に入學志願者は第一號書式により自筆履歴書に添へ保証人連署 上差出すべし

第十三條 保証人は身元確實なる當工場従業員にして役付工以上のものたることを要す

但し幼年工事は總て其父兄が保証人たるべきこと

第十四條 疾病其他止むを得ざる事故により退學せんとするときは保証人に於て其理由を詳記し連署の上願出づべし

第十五條 左の各條の一に該當するものは退學を命ず

- 一、屢々調誠するも改悛の見込なきもの
- 一、學力劣等身體虛弱にして成業の見込みなしと認めたるもの
- 一、正當の理由なくして一ヶ月以上缺席したるもの

第五章 試験、卒業、學費

第十六條 全學科の卒業を認めるには平素の學業及試験の成績を考查して之を定む

第十七條 本校の全學科を修了せりと認むる者には卒業證書を授與す

第十八條 授業科は之を徴收せず

第十九條 教科書及製圖用器具は本人の願出により之を貸與す

第二十條 貸與せし圖書器具等を故意に破損紛失したるときは之

を辨賞せしむることあるべし

第六章 雜 則

第二十一條 缺席三日以上に及ぶときは其曾保証人連署にて願出づべし

入 學 願

私儀費工場附屬補習學校へ入學仕度候に付履歴書相添へ保證連署の上此段御願申上候

年 月 日

族 籍 住所

本人姓 名 印

生年月日

工場長 姓 名 殿

保証人 姓 名 印

第二號書式 誓 約 書

私儀今般富士瓦斯紡績株式會社本庄工場附屬補習學校へ入學御許可相成候に就れば校則命令を遵守し故なく中途退學せざるは勿論在學中は滿二ヶ年間は如何なる事情あるも貴工場職工とし

て年期勤務可仕候向は本人身上に關する件は保証人に於て一切引受け可申仍て誓約書差出候也

本籍 族稱 現住所

本人 姓 名 印

本籍 族稱 現住所

保証人 姓 名 印

工場長 姓 名 殿

補習學校生徒心得

第一條 本校の生徒は職工の模範となるべきものなれば校の内外を問はず左の各項を服膺遵守し常に善良の工手たらんことを期すべし

- 一、父母教師に従順なるべし
- 一、常に品行を慎み學業を勵むべし
- 一、言行は誠意着實を旨とし苟も虚偽輕薄の舉動あるべからず
- 一、校規は勿論時々の訓諭命令は堅く之を守るべし
- 一、時間を徒費せず諸事定時を守るべし
- 一、常に懶怠廢者を避け勤勉節約を旨とすべし
- 一、平素衛生に注意し身體を清潔にし眠食勞逸の度を節し以て

富士瓦斯紡績會社本庄工場

心身の發育を助長し健康を増進せしむることに努むべし

第二條 學校昇降の際並に在校中は能く左記の事項に注意し決して違背すべからず

- 一、毎日昇校のときは其日の課業用具を整へ決して遺漏あるべからず
- 一、教場に在りては雜談又は喧嘩を禁す
- 一、教室用具並に貸與品は努めて丁寧に取扱ひ又筆紙墨の如きも決して濫費すべからず

(ハ) 青年訓練所

當工場に於ては青年訓練所令の發布せらるゝや卒先して文部大臣の認可を受け別紙時間表に依り訓練を行ひつゝあり在籍生徒四十六名

(ニ) 幼稚園

當工場に於ては一般従業員の家庭教育にも非常の努力を拂ひ子弟の教養に努めつゝあり現在園兒數二十三名 (備 考)

各學校共學年開始當初極力入學を奨励し、平素欠席等のあ

る場合には揭示或は直接本人に對し出席督勵をなし而して出席佳良なる者及學業成績優秀なる者に就きては、學期末或は學年未に賞狀賞品等を贈與して之を奨勵す

(2) 諸集會

(a) 少女會

設立の趣意

十七歳以上の方々の集りて佛教婦人會と云ふ會が出来まして色々な御催しやら修養の事に就いて御骨折り下さる事になりました誠に結構な事で御座います

十七歳以下の方も勿論御賛成の管でございますから御一所に御入會願ひたいと思ひましたが小さい娘さん方は又た無邪氣な御樂しみの方が却つて宜しいと存じましたので別に小女會と云ふのを拵へて御互に伸びくした心持ちで楽しく仲善く暮して行きたいと思ひますそれで少女會としての仕事は左の様な事をやつたらよからうと存じます

一、お伽噺や其外面白い御話の先生に来て頂いて折く爲めになる御話を伺ふこと

一、體を丈夫にし心持ちを愉快にする爲めダンス遊戯唱

歌などのお稽古をすること

一、折々遠足などもすること

一、其他時々思ひ付きのこと

(b) 佛教婦人會

設立の趣意

佛様を拜むまか神様に願を掛けるとか云ふ事は爺さん婆さんの仕事の様に考へて若い人は割合に呑氣に構へて居りますが實は若い内から信心をして置かないと年を取つて段々墓場から迎へが来る様になつてから慌てゝ神様や佛様にどうぞ私を極樂にやつて下さい御賽錢はいくらでも上げますからと云ふてももう間に合ひは致しません若い内から神社や佛様にお馴染になつて置かないと神様も佛様も顔馴染の人から順々に助けて下さるのでありますから御互は今の内から信心をして置くのが一番大切な事でありませう

この度び新しい寄宿舎が出来上りましたのを幸に立派な御佛壇を供へて佛様を京都の本山から御迎へすることになりました

就きましたはこの機會に佛教婦人會と云ふ會を拵らへて皆

(c) 夕餉の集

毎夜一室宛輪番に工女を集會室に集め人事係世話係等と共に會食し其の間種々の訓話を試み修養に資す

(3) 圖書施設

(1) 雜誌類 寄宿工女に對し毎月娛樂雜誌、婦人世界、婦女界、主婦の友、文藝俱樂部、講談雜誌、赤い鳥等外數種)等を備付け閱覽せしめつゝあり

(ロ) 新聞 從業員出身地方の新聞を取寄せ毎日一定の場所に掲げ閱覽せしむ

(ハ) 雜誌發行 富士のほまれ、富士紡本店にて刊行する月刊冊子「富士のほまれ」を無償配付し閱覽せしむ

(ニ) 青年講座 青年訓練所生徒に對し文部省社會教育會編纂「青年講座」を配付閱覽せしむ

(4) 標語

時々教養に關するポスター或は標語等を揭示し講演集會等開催するゝ場合共都度一定の場所に適當の揭示をなす

様と一所に堅い信心と心の修養を致しまして平素の行を慎しみ益々仲善く暮らして行きたいと思ひます

どうぞ私共の考へに御賛成下さいまして會員に御派入りになることを心から御勧め致します會社の方でも私共の考へを非常に御喜び下さいまして佛教婦人會の費用は會社で出してやるから盛んにやる様にとの御言葉で御座いましたから私共は大變に力づいて参りました、猶佛教婦人會の仕事としては大體次の様な事をやつたらよからうと存じます

一、修養の爲めに折々立派な方をお招きして御話を伺ふこと

一、お友達で病氣の爲めに入院して居らるゝ方を折々お慰めすること

一、釋迦祭彼岸會等の年中行事をすること

一、當工場に在職中亡くなられたお方の靈をお慰めすること

一、故和田社長様の命日を御供養すること

一、其他隨時思ひ付きの事柄等

一、會員は十八歳以上の方丈に願ひとう御座います

あり其實例左の如し

例一 米國に於ける人物採用の第一條件（食堂に掲示せるもの）

最近米國に於ける人物採用方針が著しく「正直第一」を條件とする傾向となりました

- 一、品行方正 二、正直 三、勤儉貯蓄
- 四、霸氣 五、熱心 六、人々との折合

例二 英國皇后陛下が少女達に與へられし訓示（女子食堂に掲示）

英國の少女達が遠く濠洲に働きに出掛ける時バツキンガムの宮殿にお暇乞に参りました

其時皇后陛下には少女達に親しくお合ひになつて

左の四つの事を教へられました

- 一、正しい事をなす様に
- 二、凡て物事は満足する様に
- 三、常に愉快である様に
- 四、そしてわれに與へられた仕事にいつも全力を盡す様に

例三 新らしき格言

- 一、目を訓練せよ 良き物を人より先に見よ
- 二、耳を訓練せよ 良き事を人より先に聞け
- 三、手を訓練せよ 良きことを人より先に爲せ
- 四、思考を訓練せよ 良き事を人より先に考へよ

又當工場に於ては従業員相互「親切第一」をモットーとし、絶えず此の點に留意し、各作業場内に（人にも仕事にも親切第一）の標語を掲げ、或は世話係室に「和顔愛語」の文字を掲げ置く、相互の感情融和に努め、且つ教育の重大なるに鑑み、前記の、各修養機關を設け、極力従業員の學術及修養の向上方針を執りつゝあり。

(5) 體 育

構内廣場を運動場を使用し、庭球コート、ピンポン臺、バスケツトボール練習場或は高飛、鞆等運動器具を備付け、尚運動場の一隅に庭園を作り、花壇を設け或は猿、兎、栗鼠、小鳥等を飼養したる小動物園を設け、尚各所に休憩臺を設く

(十八) 日本絹燃株式会社

(1) 工場教化年中行事表

行事	月次											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
新年	一、二、三、 一五、一六											
節句				上巳 一四		端午 一四						
盂蘭盆								一五 一六				
月見會									二一 一九			
遠足會										〇		
運動會				〇								
男子茶話會			〇									
組長室長會												
職員會		〇								〇		
全部茶話會					〇							〇
共禮會總會						〇						
火防演習		〇										
賞與授與式		〇								〇		
補習學校證書授與式			三〇									
												校長

教育施設資料

- 1、本科研究科 本科卒業生中の希望者を入学せしむ
- 2、裁縫研究科 裁縫専修科卒業生中の希望者を入学せしむ

へ、特別科 満十四歳以上に達し入社したる作業員中の未教育者若しくは尋常小学校未卒業者を入学せしむ
 第十條 退学せんとするものは理由を具し學校長に願出で許可を受くべし

第五章 成績考査

第十一條 男子部本科は毎学期の終に於て試験を行ひ學年末に於て其成績と平常の成績とを考査して修業及卒業を認定し男子部別科及女子部は平常の成績と出席日數とを參照して修業及卒業を認定す

第十二條 學校長は各分科の全課程を修了したるものには第一號書式の卒業證書を授與す

第十三條 學校長は各學年の課程を修了したるものには第二號書式の修業證書を授與することあるべし

第六章 賞 罰

第十四條 本校生徒中學力優等品行方正にて他の模範にするに足るものは之を褒賞することあるべし

第十五條 本校生徒たるの體面を汚辱する行爲ありたるものは之を處罰することあるべし

第七章 授業料及入學料

第十六條 授業料及入學料は總て之を徴收せず

第八章 奇 宿 舎

第十七條 本校生徒は日本絹襪株式會社桐生工場寄宿舎に宿泊せしむ

第九章 職員に關する事項

第十八條 學校長教員は教育に關する勅語の御趣旨を奉戴し誠實に其の職務に服すべし

第十九條 學校長は校務を整理の所屬職員を統轄するものとす

第二十條 教員は生徒の教育を擔任し且つ之に關する事務を處理するものとす

(第八條別表) 一、男子部學科課程表

イ、本科學科課程表

日本絹襪株式會社

(第一號書式)

卒業證書	
校印	族稱
氏名	
年月日生	
第 號	學校長氏名
年 月 日	名 國

一四〇

(第二號書式)

修業證書	
校印	族稱
氏名	
年月日生	
第 號	學校名
年 月 日	

學科目	第一學年		第二學年	
	授時數	教 程	授時數	教 程
修身	六	道德の要旨及工業道德	八	同上
國語	八	普通文の講讀及作文習字	八	同上
數學	八	算術(筆算・珠算)	七	前學年の續き代數幾何の初歩
工業	一二	機械學、燃氣及機械の概要	一六	前學年の續き
物理	八	物理學の一般	七	前學年の續き
英語	八	簡易なる實用英語	七	同上
	五〇		五〇	

備考 毎月の教授時間數を本表より減する場合には修業期を延長し其期間に所定の教程を修了せしむ

ロ、別科學科課程表

學科目	授時數	教 程	備 考
修身	二	道德の要旨及工業道德	
工業	八	機械學の一般及實習	實習は教授以外の時間に行はしむ
	一〇		

二、女子部學科課程表

一四一

生徒出席歩合	日 數			
	男子部本科	同 裁縫専修科研究科	同 本科研究科	同 裁縫専修科
八九、八一	—	—	—	—
八七、七二	一六九	—	—	—
九五、八〇	一八六	—	—	一一五
九六、〇二	一五九	一〇三	九五	九九
九四、四四	一五八	八四	八六	八九
九二、六九	一七八	八一	七八	八三

昭和二年五月二十日印刷
昭和二年五月二十三日發行

勞働者教育施設資料 No.9

不許
複製

財團法人 協調會内

編輯者

惣田 太郎 吉

印刷者

高倉 嘉夫

東京市神田區今川小路二丁目十四番地

東京市芝區芝公園六號地

發行所

東京市芝區芝公園六號地
電話(四九三三・四九三四・四九三五・五四六五・七〇五一・七〇五二)

協調會

(振替東京五三七〇四番)

天
行
記

不
辨

開
一
年
正
月
十
日

58
758





290

46

